

小田原市文化財保存活用地域計画

小田原市文化財保存活用地域計画（案）

目次

序章	背景と目的	1
1	計画作成の背景と目的	
2	計画期間	
3	本計画の位置づけ	
4	本計画の対象（用語の定義）	
第1章	小田原市の概要	7
1	自然的・地理的環境	
2	社会的状況	
3	歴史的背景	
第2章	小田原市の文化財の概要と特徴	27
1	文化財の概要	
2	文化財の特徴	
第3章	小田原市の歴史文化の特性	38
	歴史文化の特性1 山野河海が生んだ多様な歴史文化	
	歴史文化の特性2 人や物の往来により生まれた歴史文化	
	歴史文化の特性3 日本史上時代を彩った人物たちが織り成した、重層的な歴史文化	
	歴史文化の特性4 日々の人々の生活により育まれた、今につながる歴史文化	
第4章	文化財の既往の調査と現在の取組	43
1	文化財の既往の調査	
2	文化財に関する現在の取組	
3	文化財に対する市民意識	
第5章	将来像・基本的な方向性	56
1	目指す将来像	
2	基本的な方向性	
第6章	文化財の保存と活用の基本方針	61
1	保存・活用の考え方	
2	保存・活用の課題・方針・措置	
	方向性1 文化財への理解を深め、学びをつくる	
	方向性2 文化財を市民に身近なものにする	
	方向性3 文化財を地域で守る	
	方向性4 文化財を活かす活動を育み、広げていく	

方向性5 文化財の保存・活用を支える仕組みをつくる

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用	72
1 関連文化財群	
関連文化財群1 箱根外輪山がつくる自然と文化	
関連文化財群2 足柄平野が育んだ原始古代からの暮らし	
関連文化財群3 曾我物語と鎌倉幕府ゆかりの地	
関連文化財群4 北条氏の統治と戦国時代の終わりを告げた小田原合戦	
関連文化財群5 近世小田原城と城下町・宿場町	
関連文化財群6 二宮尊徳と報徳仕法	
関連文化財群7 近代化がもたらした別邸文化と文化人ゆかりの地	
関連文化財群8 地域に根付いたなりわいと多彩な民俗文化	
2 文化財保存活用地域	
文化財保存活用区域1 小田原城周辺区域	
文化財保存活用区域2 石垣山・江戸城石垣石丁場跡周辺区域	
第8章 文化財の防災・防犯	119
1 防災・防犯に関する現状と課題	
2 防災・防犯に関する方針	
3 防災・防犯に関する措置	
第9章 文化財の保存・活用の推進体制	123
1 推進体制の方針	
2 小田原市の体制	

序章 背景と目的

1 計画作成の背景と目的

小田原には、古代から現代に至るまで営まれてきた人々の活動や暮らしの中で作り出され、また育まれた、様々な有形・無形の文化財が存在しています。こうした文化財は小田原の歴史や文化を今に伝える市民の共有財産であり、本市の歴史や文化を知るうえで欠かせないものです。

本市は、これまで文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例に基づき、所有者や地域住民等と協力しながら文化財の保存と活用を推進してきました。しかしながら、近年は、都市化、核家族化が進む中、指定（登録）、未指定を問わず文化財の滅失や散逸が懸念されるようになっていきます。特に、無形の民俗文化財は、伝統芸能だけでなく地域に古くから伝わる行事や習わしなども、近年の少子高齢化や人口減少を背景とした担い手の不足から断絶のおそれがあり、問題となっています。

また、世界的な気候変動に伴い、過去に経験したことのないような豪雨などの異常気象が発生し、文化財に被害が及んだ例も発生しています。

文化財は地域の魅力ある資源であり、生涯学習や学校教育など教育分野での活用のみならず、地域振興の素材として観光やまちづくりの分野での活用も期待されることから、保存と継承に向けた広範で計画的な取組が必要です。

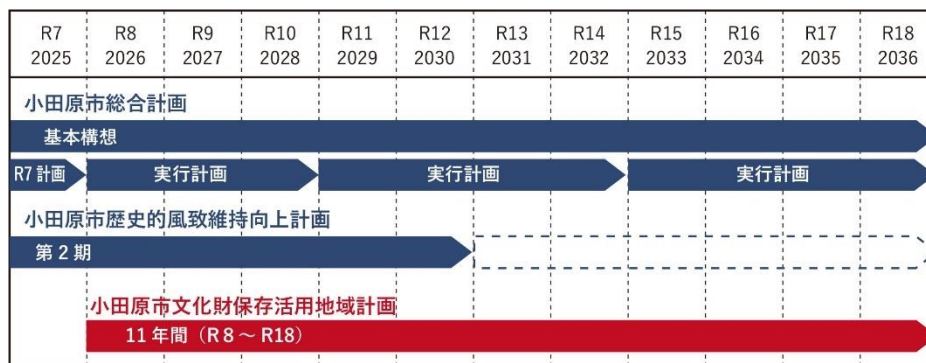
平成30年（2018）の文化財保護法の改正により、市町村における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」の作成と文化庁長官による認定が制度化され、文化財に関わる計画行政が法的な位置付けを持つことになりました。

本市ではこれまでに史跡など個別の文化財についての保存活用計画は作成してきましたが、指定（登録）、未指定を問わず、市内に所在する文化財を包括する保存・活用についての計画は作成してきませんでした。

そこで、本市の歴史文化と文化財がもつ価値と魅力を分かりやすく整理し、市民のほか本市の歴史文化に興味を持つ全ての人に向けて発信・共有するとともに、本市に所在する文化財について市民総がかりの総合的な保存・活用を進めるため、この方針を示すマスタープランとそれを具体化するアクションプランとして、文化財保護法第183条の3第1項の規定に基づき「小田原市文化財保存活用地域計画」を作成します。

2 計画期間

本計画は令和8年度（2026）を始期とし、第7次小田原市総合計画（令和7年度～3期目の実行計画の完了見込令和18年度）と、本計画に密接に関連する小田原市歴史的風致維持向上計画（令和3年度～令和12年度）の期間を勘案したうえで、令和18年度（2036）までの11年間の計画期間とします。



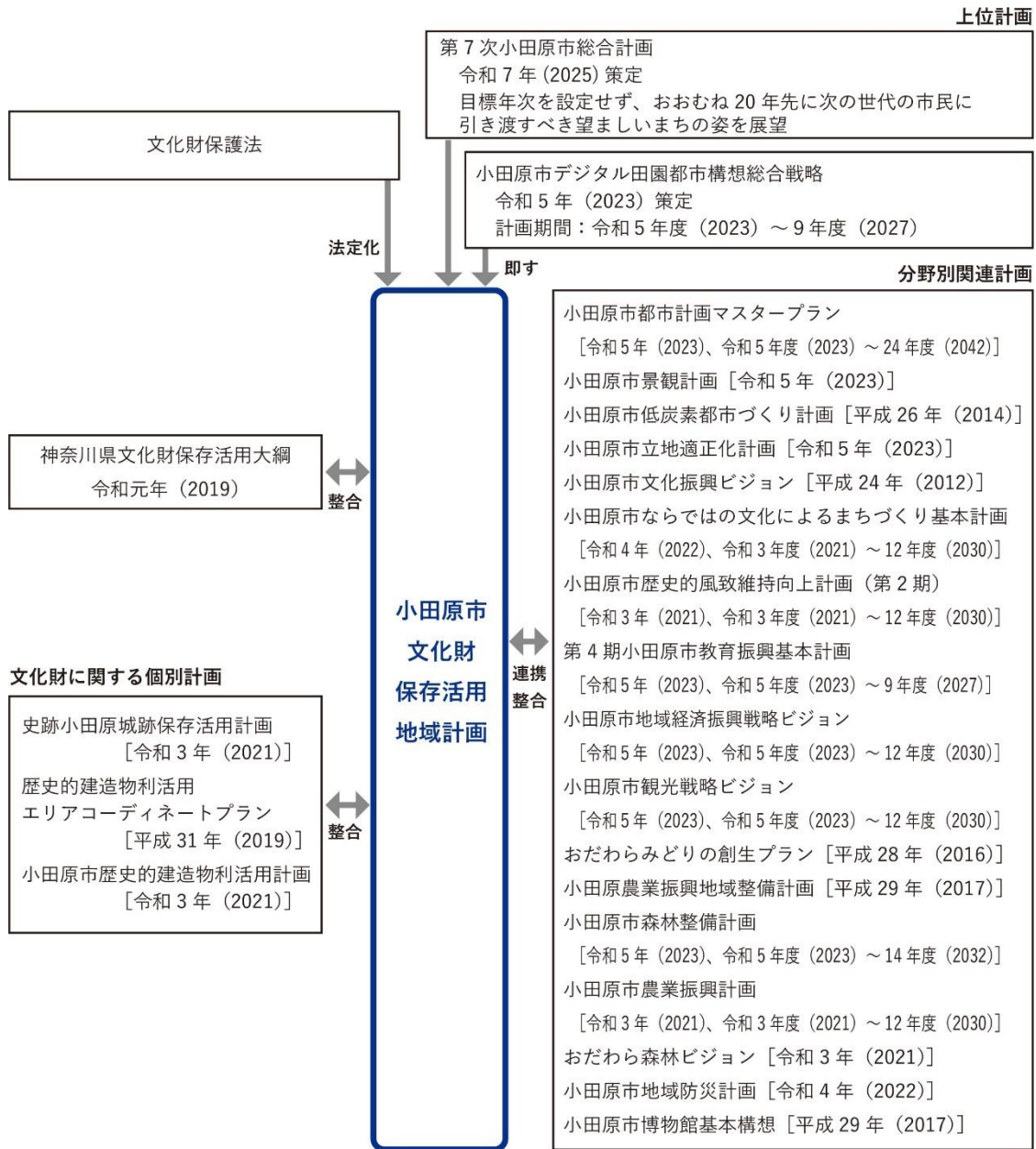
3 本計画の位置づけ

（1）本計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づく計画であり、神奈川県文化財保存活用大綱（令和元年（2019）11月）に整合するものです。

本市においては、本計画を最上位計画である小田原市総合計画の下位計画として位置づけ、小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）（令和3年（2021）3月）のほか、関連する他分野の計画との整合性を図りました。

また、本計画は文化財保存活用に関する基本計画（マスタープラン）かつ行動計画（アクションプラン）であり、分野ごと、個別の文化財に関する計画との整合性をとっています。



本計画の上位計画・関連計画等

(2) 主な関連計画の概要

第7次小田原市総合計画

[小田原市基本構想：令和7年度（2025）～]

まちづくりの歩みは永続的なものであり、切れ目なく世代を超えてつないでいく視点が必要であることから、目標年次を設定せず、おおむね20年先に次の世代の市民に引き渡すべき望ましいまちの姿を展望する。

・持続可能な地域社会の創造

目標人口は設定しないものの、出生増・社会増を図る取組を継続
まち自体が持つ力を高め、その生産性を向上

・「地域自給圏」の考えに基づいたまちづくり

まちづくりの資源＝小田原に備わる「自然の力」「人の力」「まちの力」
「産業の力」「文化の力」

・将来都市像

「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」

市民一人ひとりのいのちを大切に、にぎわいと活力があふれ、幸せを感じながら安心して暮らし続けることができる持続可能なまち

・まちづくりの目標

(1) いのちを大切にする小田原

- ・市民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち

(2) 自然環境の恵みがあふれる小田原

- ・将来にわたり自然環境の恵みがあふれ、暮らしや営みと調和するまち

(3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原

- ・課題を乗り越え自ら未来を切り拓く人が育つまち
- ・地域コミュニティの絆が結ばれ、地域の個性が発揮できるまち

(4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が開く小田原

- ・豊かな資源の基に産業が育ち、地域経済の好循環が生まれるまち
- ・多彩な文化が息づき、市民が誇りと愛着を持てるまち

(5) 安心して暮らすことができる小田原

- ・暮らしやすく快適に住み続けることができるまち
- ・市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまち

[実行計画]

「令和7年度実行計画」：第6期総合計画第1期実行計画の枠組で構成した1年間の計画

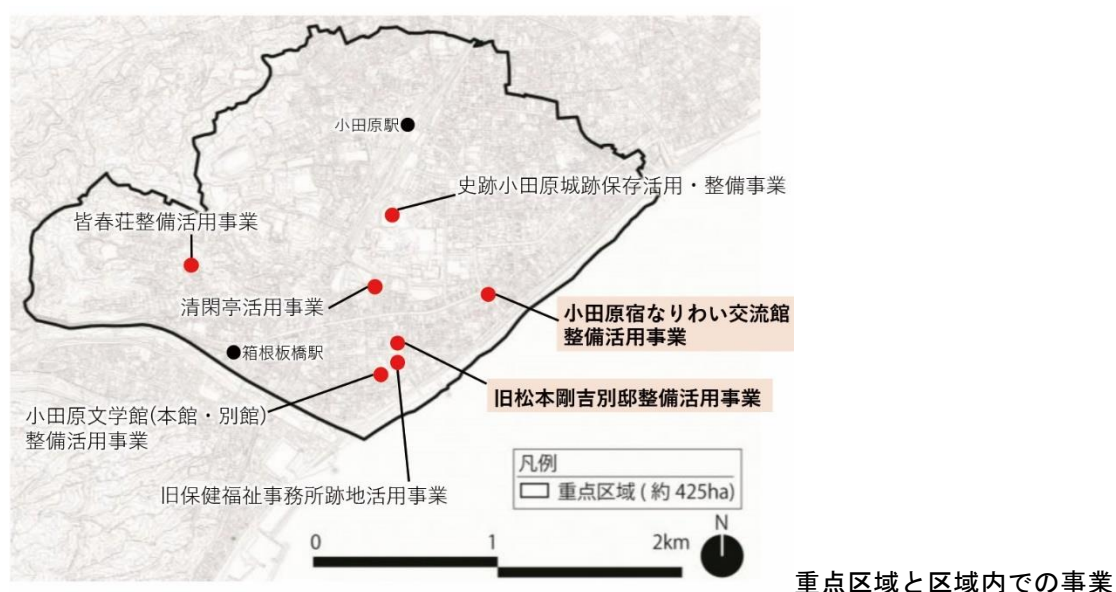
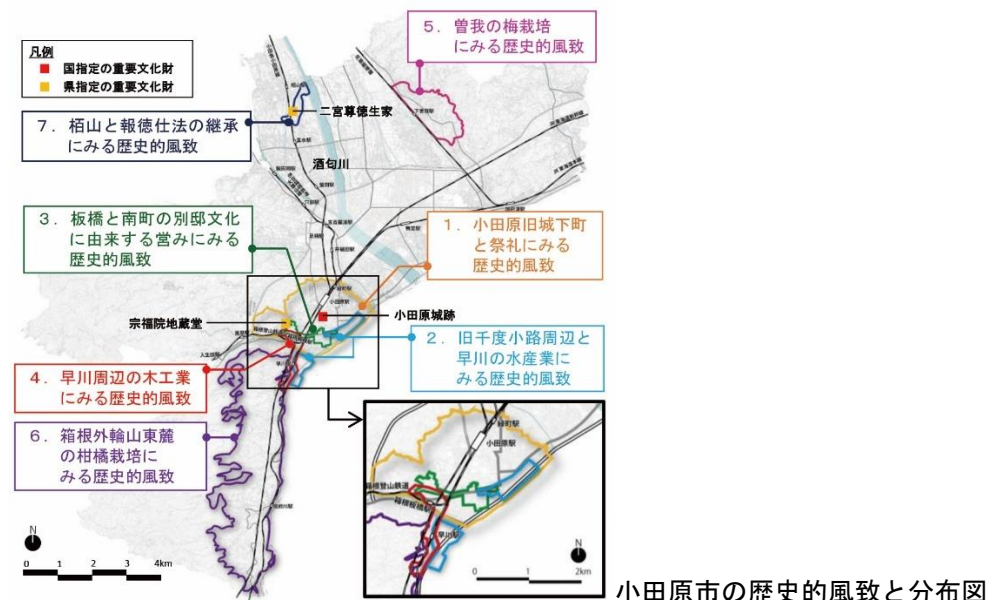
「第7次総合計画第1期実行計画」：令和8年度から令和10年度までの3年間の計画
以後、4年間の実行計画を作成し、実施する（序章2「計画期間」の図を参照）

小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）

〔計画期間：令和3年度（2021）～令和12年度（2030）〕

本市は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、「小田原市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成23年（2011）6月に国の認定を受け、歴史的風致形成建造物の指定とその整備及び有効活用の促進、銀座・竹の花周辺地区やかまぼこ通り周辺地区の修景整備等による街なみ環境の向上、歴史・伝統を反映した人々の活動支援など、10年間にわたり歴史的風致の維持向上に取り組んできました。

また、かつての別邸文化の名残を伝える板橋・南町における公民連携による歴史まちづくりの活性化、歴史的風致形成建造物の持続的な保存活用を促すための仕組みづくりなど、更なる歴史まちづくりを推進することを目的に、「小田原市歴史的風致維持向上計画第2期計画」を令和3年（2021）に策定し、事業を推進しています。



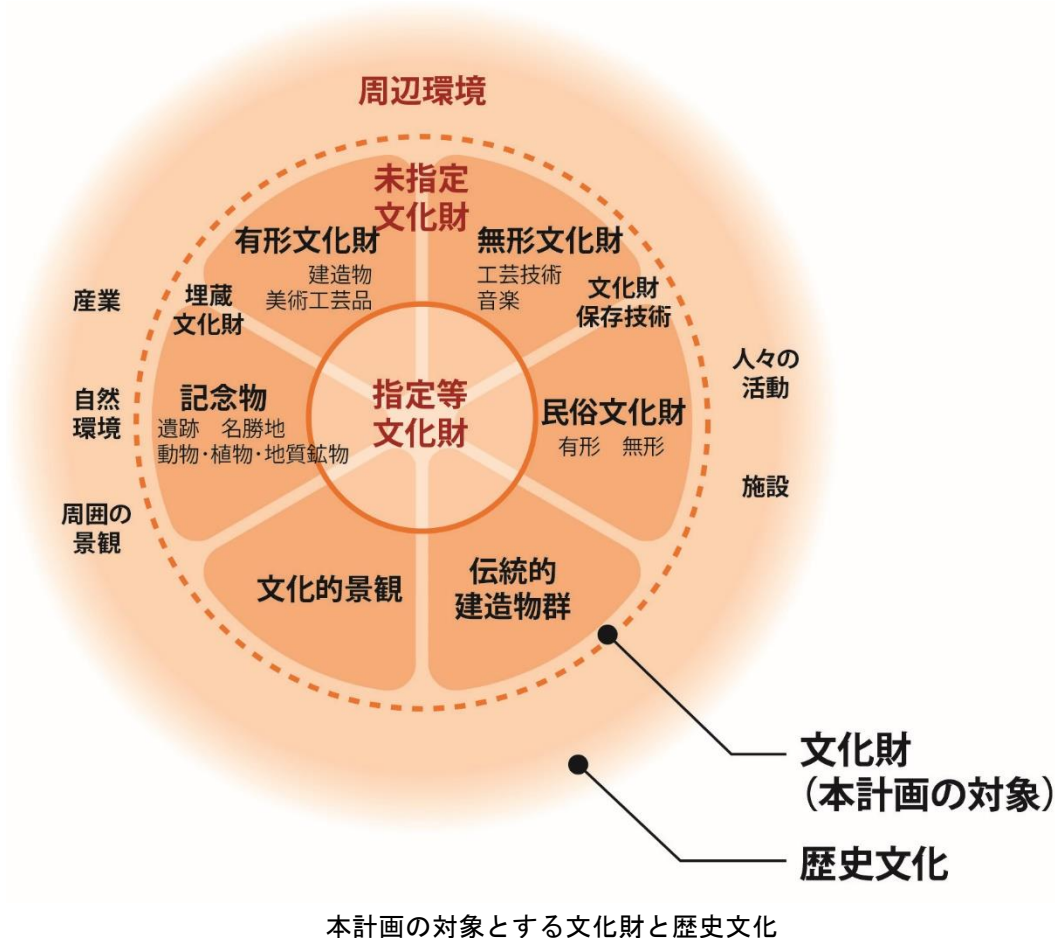
4 本計画の対象（用語の定義）

文化財保護法は、文化財として、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型を定め、その他、埋蔵文化財、文化財の保存技術を保護の対象としています。

これら文化財のうち、歴史上、芸術上、または学術上の価値が高いものは、指定等文化財として重点的に保護が行われています。一方で、市内には、指定等文化財だけでなく、地域の人々が大切に守り育ててきた、地域の歴史や文化、自然を物語る資源が数多く所在しています。本計画では、文化財保護法や条例上の指定・登録の有無に関わらず、市域に広がる歴史的・文化的・自然的な資源を“本計画で対象とする文化財”とします。文化財保護法で規定される6類型に含まれる対象を幅広く捉えることで、未指定でも小田原市にとって特徴的なものや市民に身近なものを含めた幅広い資源を、“本計画で対象とする文化財”とします。

また、文化財は、周囲の景観、文化財を支える人々の活動や施設、産業等の「文化財を取り巻く周辺環境」と一体となっこそ、その価値を高めることができます。

本計画では、「文化財」と「文化財を取り巻く周辺環境」の有機的な結びつきにより生み出される総体を「歴史文化」と定義し、文化財の保存・活用を通して、未来に継承していくことを目指します。



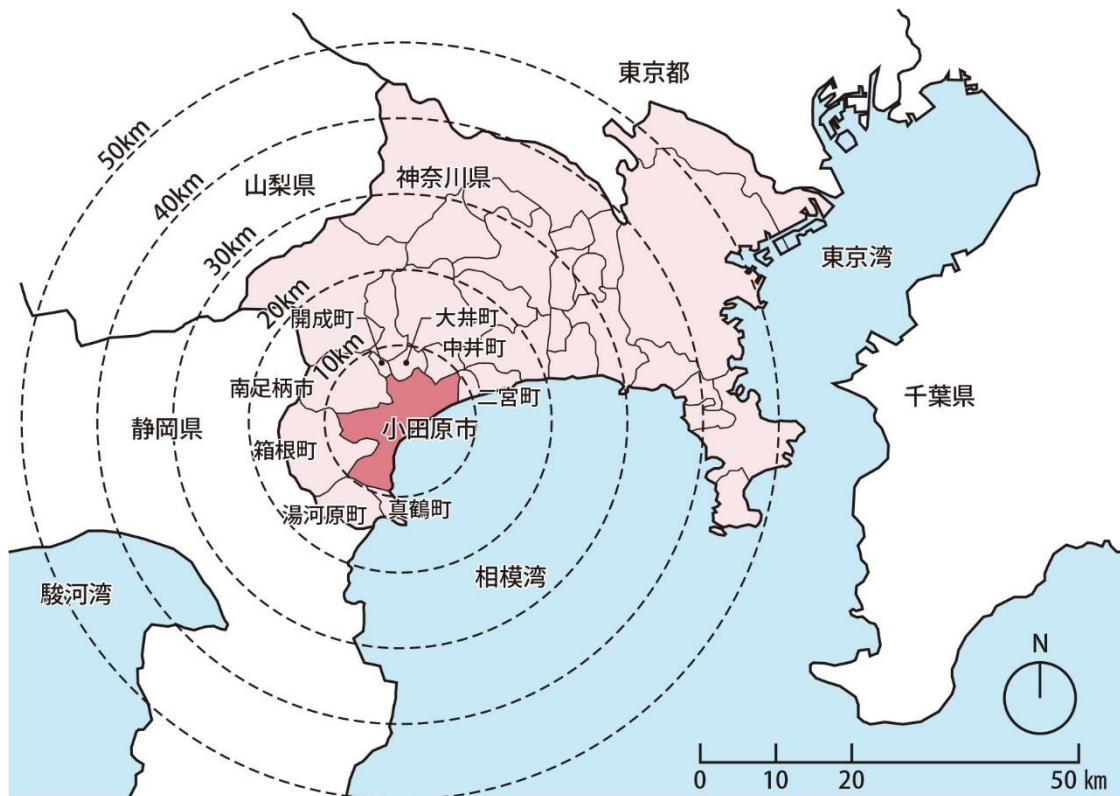
第1章 小田原市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置

本市は神奈川県の南西部に位置します。市域は、東西 17.5km、南北 16.9km、面積は県全体の 4.7%に当たる 113.60km² (11,360ha) で、横浜市、相模原市、川崎市に次いで県内 19 市中 4 番目の広さを有しています。

市庁舎の位置は、北緯 35 度 15 分 53 秒、東経 139 度 9 分 08 秒 (世界測地系) です。市域の南西部は真鶴町・湯河原町・箱根町、北部は南足柄市・開成町・大井町、東部は中井町・二宮町にそれぞれ接しています。本市は、湘南地域の西側に位置するこれら県西地域の中核的な都市として、16 世紀以降、小田原城と小田原宿を中心に発展してきました。



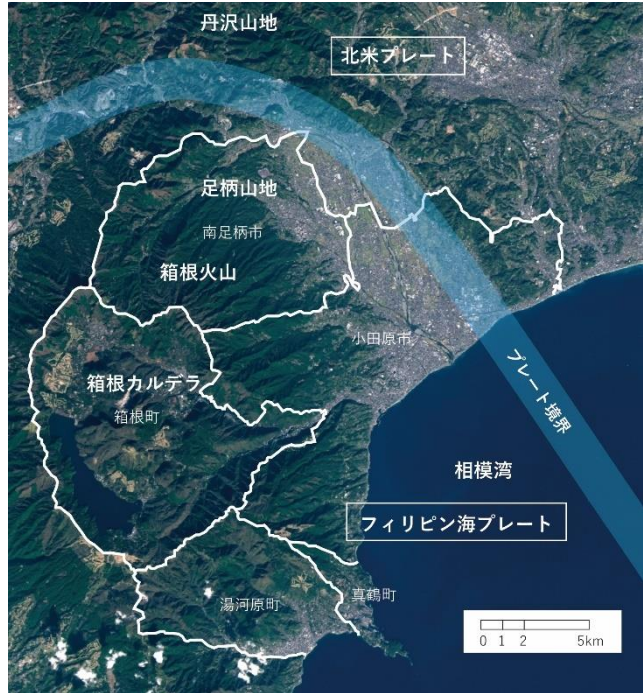
小田原市の位置図

(2) 地形・地質

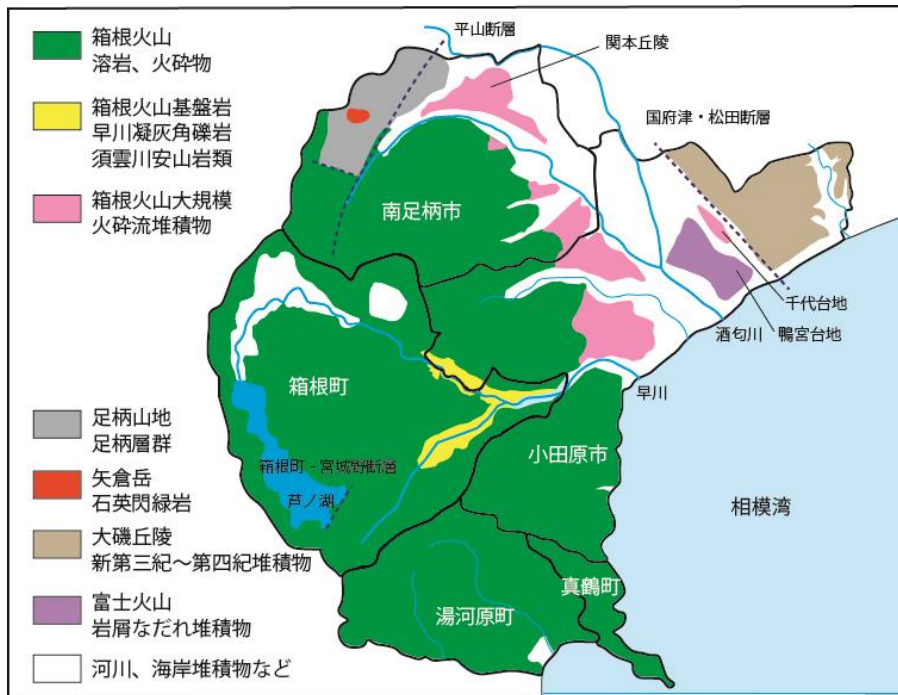
本市域の地形は、大きく東部の丘陵地、西部の山地、中央部の平野の三つに区分されます。

東部の丘陵地は、本市の北東側に接する松田町、大井町から続く大磯丘陵の南西部にあたります。北から浅間山(317m)、不動山(328m)、高山(245m)などの峰が連なり、曾我山とも呼ばれています。国府津—松田断層の活動により隆起してできた丘陵で、国府津—松田断層が延びる丘陵西縁部と後述する中央部の足柄平野との境界線は直線状で、急傾斜地となっています。この丘陵地をつくる地層は、主に 100 万年前より新しい時代に古相模湾内湾の海底

箱根火山のふもとに広がる2市3町（小田原市、南足柄市、箱根町、真鶴町、湯河原町）は、箱根ジオパークを構成しています。箱根ジオパークは、プレート境界という特異な場所に形成された箱根火山と周辺の地形・地質を大切に守りつつ、国際的な観光に活用し、併せて地域の教育、産業、防災などにも役立つ取組みを目指して活動しています。火山体を深く削って流れる河川は溪谷をつくりだし、箱根火山が面する相模湾沿岸は、魚種も豊富で古くから漁業が盛んです。一方、山間部にはハコネの名がつく動植物など、固有種も見られ、豊かな自然環境に恵まれています。この地域に所在する温泉は、古くから知られ、人々は火山の恵み、いわゆるジオの恵みを楽しんでいます。



箱根ジオパークを構成する2市3町



箱根ジオパーク地域の地形と地質
(箱根ジオパークホームページより)

第1章 小田原市の概要

(3) 水系、伏流水

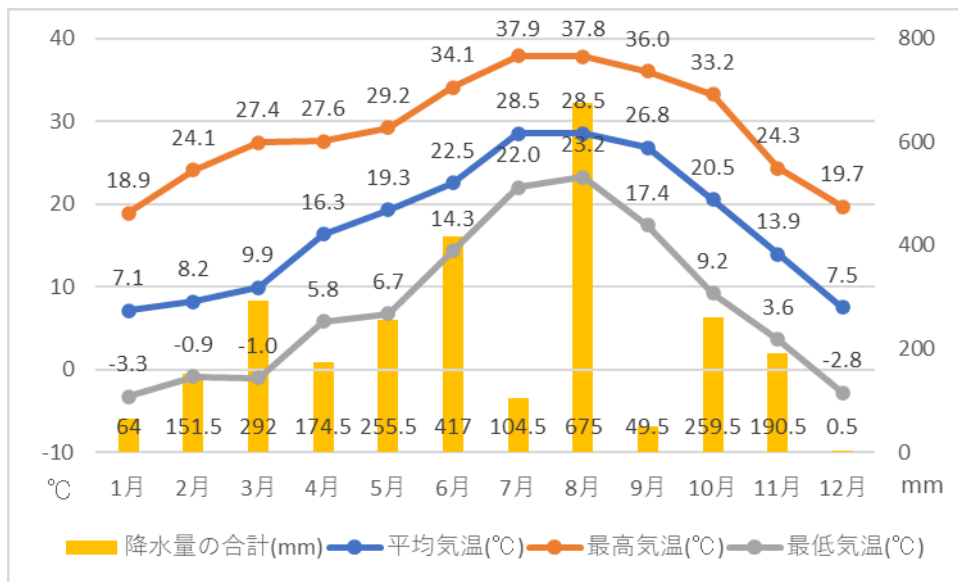
本市を流れる主な河川に、東から中村川、森戸川、酒匂川とその支流の狩川、さらに山王川、早川があり、その他に、大磯丘陵や箱根火山から流れる小河川があります。酒匂川は富士山東麓、早川は芦ノ湖、山王川は箱根外輪山の明星ヶ岳を水源としています。

足柄平野は、水を通しやすい性質を持つ扇状地性の平野で、地下には良質な地下水が貯えられており、周辺に湧水地を形成しています。

(4) 気象

本市の気温は、相模湾に流れ込む黒潮（日本海流）の影響を受け、年平均17.4℃（令和6年（2024））と比較的温暖で、夏は涼しく冬は暖かい気候となっています。また、年間降水量は2,634.0mm（令和6年（2024））で、全国的にも多い方です。これには、南側に相模湾を臨み、東・北・西の三方を高い山や丘陵に囲まれている本市の地形が大きく影響しています。また、降水量を年間を通してみると、夏は多く、冬は少なくなっています。風向きは、海岸の影響で南風が多いですが、冬季から春先にかけては北風と西風が多いです。強い西風は箱根おろしと呼ばれ、湿度も低くなります。

こうした温暖で湿潤な気候は、生活に快適さをもたらすだけでなく、丘陵部における梅や、みかんなどの柑橘栽培、平野における水稻栽培など、様々な農業生産を支える前提となっています。



小田原市の気温と降水量（令和6年（2024））（気象庁ホームページより）

2 社会的状況

(1) 「小田原」の地名の由来について

この地が「小田原」となった由来については明らかにされていません。

確実な史料で確認できるのは、嘉元3年(1305)と推定される称名寺文書「某書状」にみられる「をたはら」です。同時期の史料である、延慶3年(1310)頃成立の『夫木和歌抄』にも「海道宿次百首 をたはら 参議為相卿」として収録されており、14世紀初頭には「小田原」の地名が誕生していたと考えられています。

(2) 市の合併経緯

明治22年(1889)の町村制施行により、本市の前身となる小田原町及び周辺の21村ができました。明治41年(1906)に芦子村、二川村、久野村及び富水村が合併して足柄村となりました。その後、昭和15年(1940)2月に足柄村が町制施行により足柄町となったのに続き、同年12月に足柄町と大窪村及び早川村並びに酒匂村の一部が合併し、同時に市制を施行して本市が誕生しました。その後も周囲の町村との合併は進められ、昭和46年(1971)の橋町との合併により、現在の市域が確定しました。

平成12年(2000)には特例市へ移行しました。なお、平成27年(2015)に特例市制度は廃止され、現在は施行時特例市となっています。

小田原市の合併の経緯

※は村域の一部が小田原市に合併

明治22年 (1889) 4月	明治41年 (1908) 4月	昭和15年 (1940) 12月	昭和23年 (1948) 4月	昭和25年 (1950) 12月	昭和29年 (1954) 7月	昭和29年 (1954) 12月	昭和31年 (1956) 4月	昭和46年 (1971) 4月
小田原町	小田原町	小田原市	小田原市	小田原市	小田原市	小田原市	小田原市	小田原市
芦子村	足柄村 →足柄町 (昭15.2)							
二川村								
久野村								
富水村								
大窪村	大窪村							
早川村	早川村							
酒匂村※	酒匂村※							
	下府中村							
		桜井村						
			豊川村					
				片浦村				
				下曾我村				
				酒匂町				
				国府津町				
				上府中村				
					曾我村※			
						橋町		

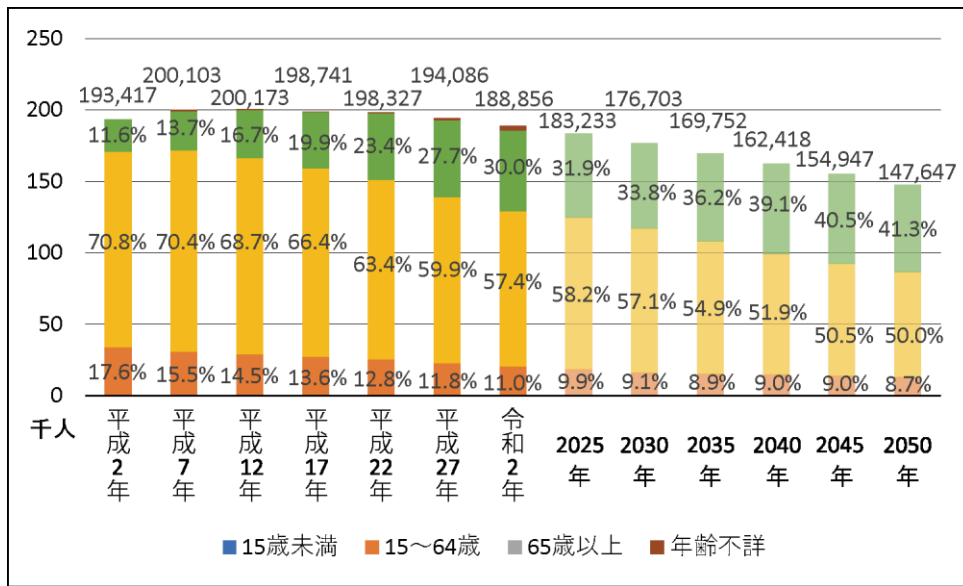
第1章 小田原市の概要

(3) 人口推移

本市の人口は、令和7年（2025）8月末現在で185,027人です。人口の推移をみると、平成7年（1995）の調査で20万人に達しましたが、平成12年（2000）をピークとして減少傾向にあります。令和2年（2020）は、188,856人でした。

人口の年齢構成は、年少人口（15歳未満）と生産人口（15～64歳）の割合が減少している一方で、老年人口（65歳以上）の割合が急速に増加しています。

国立社会保障・社会人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少・少子高齢化が進展することが想定されており、2050年には人口15万人を切ることを予測されています。



市内の人口の推移

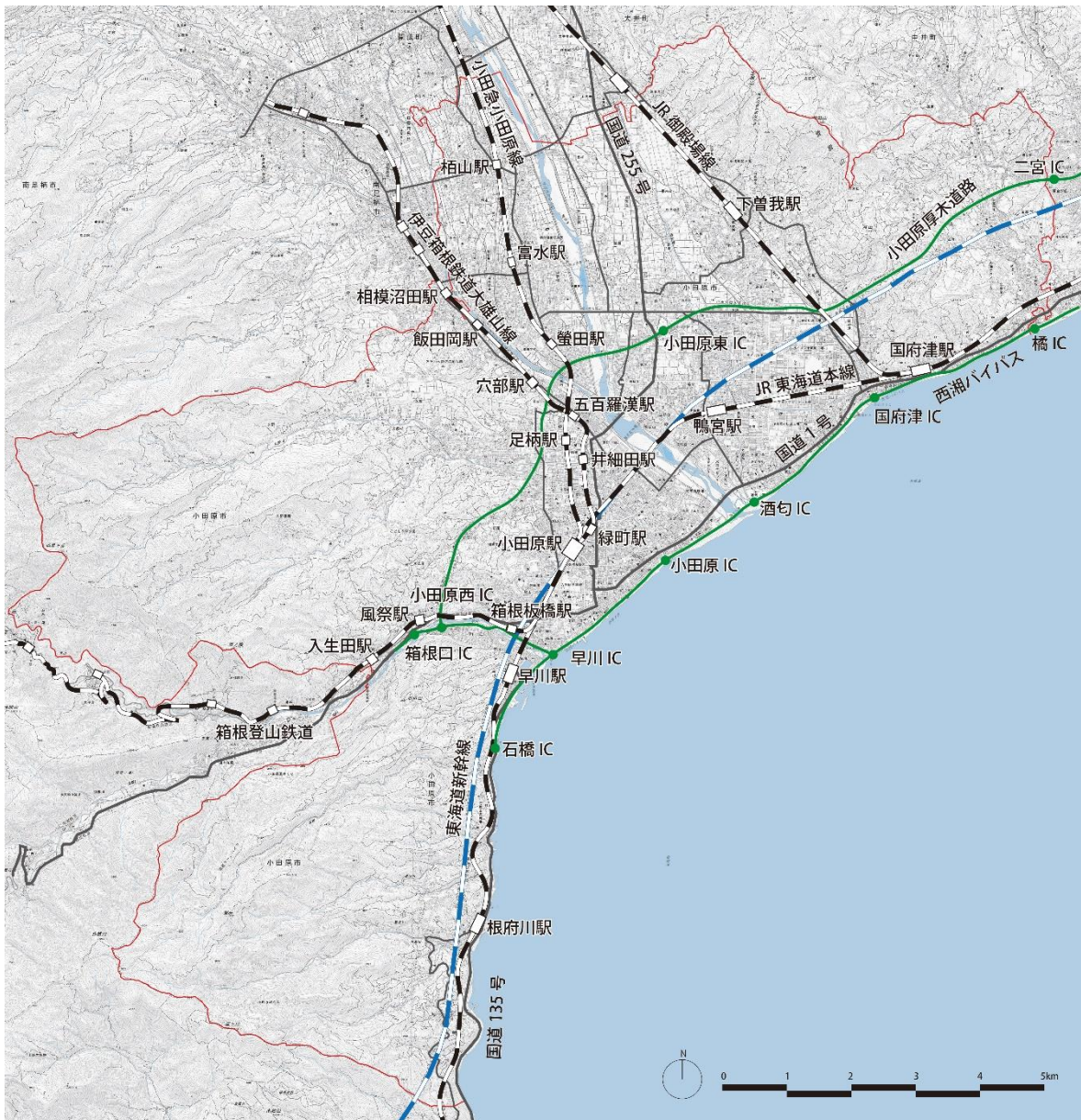
（「国勢調査」（総務省統計局）（令和2年まで）、「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）（2025年以降）より）

(4) 交通

道路は、東西方向に国道1号や国道135号、小田原厚木道路、西湘バイパスなど、南北方向に国道255号や県道74号などが整備されています。

鉄道は、JR東海道本線・JR東海道新幹線・JR御殿場線・小田急小田原線・小田急箱根鉄道線（箱根登山線）・伊豆箱根鉄道大雄山線の6路線があり、市内に18の鉄道駅を有しています。特に大正9年（1920）に開設された小田原駅は、現在、JR御殿場線を除く5路線が乗り入れ、県西地域の中心駅となっています。

路線バスは、小田原駅を起点とする路線を中心に箱根登山バス・伊豆箱根バス・富士急モビリティ・神奈川中央交通の4社が運行しています。



公共交通網図

(5) 産業

本市の産業種別の特徴として、県内他市町村に比べ、伝統産品を含む水産加工業や木工業などの製造業、宿泊業・飲食サービス業の割合が比較的高い点があげられます。また、近年は第一次産業が減少していますが、豊かな自然環境を活かした、漁業や農業などの第一次産業も盛んで、干物・蒲鉾・梅干しなどの地場産業を支えています。

①漁業

小田原は、定置網漁業地として知られており、その中心的な漁場は石橋や米神です。小田原の漁業は、江戸時代後期とされる定置網の導入以前から着実に発展していたと考えられ、江戸時代初期には海岸沿いの早川・山王原・酒匂・小八幡等の村々に藩から舟役が課せられ

第1章 小田原市の概要

ていました。また、寛文12年（1672）に四艘張網・海老網・鰯網・棒受網・鯛長縄・ぼら網など張網漁業の記録があります。大正時代には、小田原町の産業の中で水産業が第1位の産額を占めるほど、活況を呈しました。

漁獲量の増加に伴い、蒲鉾や塩辛が製造され、小田原宿内の名物として知られていましたが、これらの製造に地元産の塩が用いられたと考えられます。

②農業

小田原市の農業は、梅やみかん、水稻の栽培に代表されます。梅は北東部にある曾我梅林の周辺、みかんは西部の箱根外輪山東麓の片浦や早川、東部の大磯丘陵周辺の曾我や国府津などで栽培されています。また、水稻は神奈川県下有数の米どころである酒匂川下流の平野で栽培されています。

③伝統産業

戦国時代、城下町の発展に伴って職人が小田原に多く来往し、彼らが伝えた技術によって、小田原物と呼ばれる茶湯釜の小田原天命や甲冑の小田原鉢などの工芸品が生まれました。

その中には今日まで伝えられ、小田原漆器や小田原鋳物など小田原固有の伝統技術と文化を象徴する物産となっているものもあります。

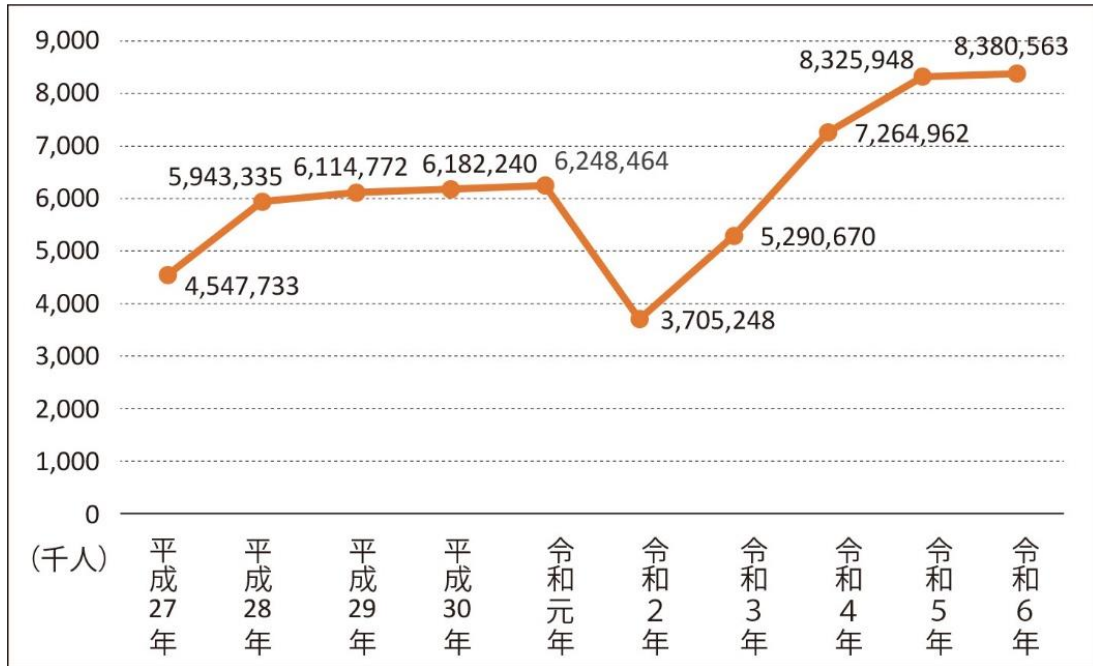
（6）観光

本市は東京都心部から南西へ約70kmの距離にあり、東京都心や首都圏の主要都市、周辺の観光地（横浜、箱根、鎌倉、湘南、富士、伊豆など）からの交通アクセスが良く、多くの観光客が訪れています。最も知名度の高い観光資源は小田原城で、その他にも、歴史や伝統、なりわいなどに関する多くの観光資源があります。

本市の観光入込客数は、平成28年（2016）に小田原城天守閣のリニューアル等が行われ、平成30年（2018）に日本遺産「旅人たちの足跡残る悠久の石畳道一箱根八里で辿る遙かな江戸の旅路」が認定されて、近年、観光客数は増加傾向にあり、平成29年（2017）には600万人を超えました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（2020）には約370万人へと激減しました。

その後、観光客数は回復し、令和6年（2022）には8,380,563人と、過去最高の観光客が訪れています。

施設ごとの統計では、小田原城址公園に多くの観光客が訪れており、他の施設や地域への波及効果が期待されます。



観光客数の推移（「神奈川県入込観光客調査」より）

主な施設・行事ごとの観光客数の推移（「神奈川県入込観光客調査」より）

（単位：千人）

施設等名称		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設	小田原城天守閣	282	605	876	629	625	302	294	568	*	*
	生命の星・地球博物館	295	310	301	310	326	156	127	225	250	271
	小田原フラワーガーデン	222	229	242	244	215	159	178	206	267	181
	小田原文学館	9	10	8	8	8	3	4	5	6	6
	尊徳記念館	11	12	12	10	10	4	4	7	6	8
	なりわい交流館	34	38	37	43	41	24	28	43	41	32
	松永記念館	25	21	21	22	20	4	8	14	16	19
	清閑亭	*	33	34	26	24	11	13	7	-	-
	小田原さかなセンター	345	360	389	373	348	*	*	*	*	*
	漁港の駅TOTO小田原	-	-	-	-	75	398	485	645	653	679
鈴廣かまぼこ博物館	*	*	263	284	335	*	106	218	299	298	
地点	小田原城址公園	2,144	3,216	3,238	3,108	3,235	1,339	1,616	2,426	2,780	2,832
	石垣山一夜城	*	*	*	73	79	92	83	82	75	86
行事	曾我梅林 （小田原梅まつり）	380	456	406	480	400	340	60	238	280	250
	長興山紹太寺 （小田原桜まつり）	28	*	30	81	61	14	20	33	57	71

*：掲載無し

※本表は「神奈川県入込観光客調査」より主な施設・行事ごとの観光客数を抜粋して掲載したものであり、各年の合計値と前ページの観光客数は一致しません。

3 歴史的背景

(1) 原始、古代 ー小田原の形成ー

<旧石器時代>

本市域で確認されている最も古い遺跡は、旧石器時代のものです。イギリス人医師で考古学者でもあったN・G・マンローは、明治38年（1905）に早川及び酒匂川流域の段丘で採取した数点の遺物を、明治41年（1908）に日本で初めて確認された旧石器時代の資料として学会に発表しました。

このほか、市内では谷津山神遺跡で約18,000年前の旧石器時代末期の石器群がまとまって出土し、小田原城跡御用米曲輪でも20,000年前の石核（石器の素材となる剥片をはぎとった後に残された部分）が出土するなど、市内西部を中心に旧石器時代の遺物が確認されています。

旧石器時代の遺跡は継続性に乏しく、シカなどの獲物を追いながら移動し続ける遊動的な生活でした。

<縄文時代>

縄文時代の遺跡は、久野をはじめとした市域の丘陵部を中心に確認されています。縄文時代前期に市域東部に形成された羽根尾貝塚は、貝塚の発掘例が少ない相模川以西で発見された3例目の貝塚です。ここでは、イシナギやイルカの骨や貝殻などと共に、関東地方南部の土器に加え、中部地方・東海地方・関西地方で生産された土器、骨角製釣針、漆塗りの木製容器、木製の櫂や弓など、当時の生活や交流を伝える遺物が確認されています。



縄文時代前期出土品
（羽根尾貝塚出土品）

縄文時代中期には、久野一本松遺跡など丘陵上に大規模な集落が形成されました。

ほかにも、縄文時代の遺跡は荻窪・水之尾・早川・根府川などの市内西部や曾我や千代などの市内東部の丘陵上で確認されています。

これらの遺跡から、狩猟、採集、魚撈による食物獲得と、土器や編物、木製品、漆器といった生産品によって支えられた定住的生活が営まれたことが分かります。ただし、気候の変動に対応するために、集落の場所を変えることもありました。また、土偶などの祭祀に用いられたと考えられる遺物もあり、宗教の萌芽を認めることができます。

<弥生時代>

弥生時代の遺跡は、久野・多古・高田・千代・永塚・羽根尾など市内各所で確認されています。このうち、谷津（小田原）遺跡はかつて南関東地方の弥生土器編年の一角を占めていた小田原式と呼ばれる土器が出土した標識遺跡です。また、弥生時代中期に出現した中里遺

跡は、関東地方における最古級の本格的な弥生時代の集落とされており、本市を代表する遺跡の一つです。

中里遺跡では、弥生時代中期に瀬戸内地方や東海地方で生産された土器が出土し、遠方との交流を示します。また、農具や石斧、炭化米が出土し、土器にもイネ種子の圧痕があることから水田稲作が行われたことが分かります。一方で、狩猟、採集、魚撈も引き続き行われており、食物獲得に多様性が出てきたと言えます。また、墓の規模が大きくなり、葬送に比較的大きな土器を用いるなど日常生活との区別が明瞭となるほか、井戸や鹿の骨角を用いた祭祀の痕跡が認められ、弥生時代ならではの宗教的生活が伺われます。



弥生時代中期出土品
(中里遺跡出土品)

<古墳時代>

古墳時代前期の遺跡は、千代・永塚・高田に位置する台地上や、国府津などで確認されています。このうち、千代南原遺跡は鉄製品を生産しており、高度な技術者をかかえる有力者がいたと思われます。

古墳時代中期の遺跡は、前期に比べ発見された数が非常に少ないですが、久野下馬下遺跡では、子持勾玉こもちまがたまが出土したほか、土器やガラス小玉、石製品が大量に見つかっています。



古墳時代前期出土品
(千代南原遺跡出土品)

古墳時代後期の遺跡は、前期と同じような位置にあり、千代・永塚・高田・国府津などで集落が確認されています。加えて、久野丘陵上には古墳群があります。この古墳群は、かつて久野百塚や久野九十九塚とも呼ばれ、120基以上の古墳が存在していたと想定されています。中でも、市指定史跡である久野1号古墳は、神奈川県内では最大級の円墳です。このほか、国府津や小八幡の低地部などで複数の円墳の痕跡が確認されており、田島や羽根尾などの大磯丘陵には、斜面に直接墓室を掘った横穴墓と呼ばれる古墳が分布しています。

人々の生活は、弥生時代に定着した水田経営を基盤とし、集落や墓の規模が弥生時代よりも巨大化し、土木技術の進展が伺えます。身なりを整える装身具となる管玉の生産や鉄製品の生産が本格化するなど、日本列島の広範囲に広がる古墳時代の文化を小田原でも確認することができます。

<古代（奈良、平安時代）>

奈良・平安時代には、市域の大部分は相模国足下郡あしのしもぐんに属しており、足上郡あしのかみぐん、余綾郡よろぎに及んでいました。多くの遺跡が確認されていますが、顕著に遺跡が展開しているのは、千代・永塚・高田の台地上です。

永塚遺跡及び下曾我遺跡では、多くの墨書土器が出土し、役所等に関する儀式の跡があ

第1章 小田原市の概要

る井戸や石敷道路の跡が確認され、この周辺に足下郡の役所である郡家ぐうけが存在したと考えられています。また、千代の千代寺院跡（千代廃寺）で、埴せんぶつ仏（粘土板に浮彫した仏像）や螺髪らほつなどの仏教関連遺物、瓦が出土しており、建造物の土台となる版築基壇はんちくきだんなども確認されています。

仏教の広がりや役所の設置など、政治的なルールに基づく人々の生活が想定できます。また、寺院の設置に伴い居住域が変化するなど、公的な制度や計画を最優先とする社会の状況を遺跡から伺うことができます。



奈良時代の鬼瓦
（千代寺院跡出土品）
個人蔵（小田原市郷土文化館保管）

（2）中世前期 ー小田原の発展ー

<鎌倉時代>

治承4年（1180）、源頼朝が配流先の伊豆国で挙兵します。しかし、市城南部の早川及び石橋山周辺で平家方の大庭景親らとの合戦に敗れ、真鶴から安房国に逃れました。石橋山合戦と呼ばれるこの合戦で、佐奈田与一義忠とその家臣文三家康が討死し、二人を祀った与一塚と文三堂が、県指定史跡となっています。平家を滅ぼし、鎌倉に幕府を開いた頼朝は、箱根と伊豆山の両権現への二所参詣の途中でしばしばこの地を訪れ、涙を流したと『吾妻鏡』は伝えています。



石橋山古戦場のうち与一塚

中村氏・土肥氏・小早川氏・大友氏ら市域に本拠をもつ武士の多くは、頼朝の御家人となり、鎌倉幕府を支えました。その中には、大友氏（のち戦国大名）、小早川氏（のち戦国大名毛利氏の重臣）のように、西国で獲得した所領に拠点を移したものもいます。

鎌倉時代に最も繁栄していたのは酒匂で、幕府の浜辺御所が置かれていました。

鎌倉時代の遺跡は、酒匂北川端遺跡や酒匂北中宿遺跡、高田北之前遺跡や国府津三ツ俣遺跡、小八幡酒匂境遺跡などが確認されています。この時代の文化財として、早川の紀伊神社に、社殿下で出土したという12世紀末～13世紀初頭の中国製青白磁小壺・常滑壺・渥美壺が伝わっているほか、酒匂の大見寺に、徳治3年（1308）銘の宝篋印塔ほうきょういんとうがあります。

13世紀中頃、国府津から北西に進み足柄峠（南足柄市）を經由していた東海道は、箱根峠を越えるルートが本道となりました。これに伴い、小田原はこのルートに沿った宿駅として、13世紀末頃に成立しました。

この時代の人々の暮らしは、市内で発見された遺跡が少ないこともあり、不明確です。

<南北朝時代>

『太平記』は、康安元年（1361）に関東管領の畠山国清が失脚して伊豆へ逃れる際に、小

田原宿に寄宿したと伝えます。小田原宿は、この頃には宿駅として発展し、小田原が史料に登場する数は酒匂を凌駕しました。

南北朝時代の遺跡は、御組長屋遺跡で14世紀の井戸が確認されています。また、この時代の文化財として、相模型の安山岩製板碑があり、このうち建武5年（1338）銘の国府津の寶金剛寺の1基、文保元年（1317）・元亨2年（1322）の南町の居神神社の2基と小田原城址公園内の1基が市指定の文化財となっています。上輩寺の五輪塔も形態的特徴から南北朝時代と考えられており、仏教思想の広がりを確認することができます。



小田原城内大日一尊種子板碑

小田原宿と酒匂宿を中心とした人々の生活の展開と、仏教の広がり、寺社の増加を伺うことができます。

<室町時代>

関東では、上杉禅秀の乱（応永23年（1416））、永享の乱（永享10年（1438））、結城合戦（永享12年（1440））、享徳の乱（享徳3年（1454）～文明14年（1483））、長享の乱（長享元年（1487）～永正2年（1505））と内乱が続きました。

上杉禅秀の乱の戦功によって大森氏が小田原に進出しました。『鎌倉大草紙』に、享徳の乱の勃発後に大森氏が小田原城を築城したとあり、これが史料上の小田原城の初見です。

また、永享4年（1432）に、関東公方の足利持氏が大森氏に、小田原関所の関賃を鶴岡八幡宮の修理に充てるように命じており、小田原に関所があったことが分かります。

（3）中世後期 —関東の中心地へ—

<歴代城主と小田原城の発展>

明応5年（1496）から文亀元年（1501）までに、伊豆の韮山城（静岡県伊豆の国市）を拠点としていた伊勢宗瑞（北条早雲）が大森氏に代わって小田原城に進出します。宗瑞は、その後も韮山に在城し、小田原城には嫡子氏綱を置きました。

2代氏綱は小田原城を本拠とし、大永3年（1523）に苗字を伊勢氏から鎌倉幕府の執権と同じ北条氏に改めました。小田原を本拠と定めた氏綱は、積極的に関東の首府を目指して、小田原の都市整備を進めました。

3代氏康の時代、天文20年（1551）に京都南禅寺の僧東嶺智旺とうれい ちおうは小田原を訪れ、小田原城について「太守の壘、喬木森々、高館巨麗、三方に大池有り。池水湛々、浅深量るべからざるなり」と記しました。三方の大池は近世小田原城の二の丸堀の原形と考えられます。

4代氏政の時代、永禄4年（1561）に長尾景虎（上杉謙信）、永禄12年（1569）に武田信玄の侵攻を受け、この経験から、北条氏は小田原城の拡張工事に着手しました。天正15年（1587）までに、丘陵部に三の丸の新堀が普請され、小田原城の整備拡張が積極的に行われ

第1章 小田原市の概要

ました。

5代氏直の時代、北条氏は下野国、常陸国までその領国を広げました。本能寺の変（天正10年（1582））後、一時は織田領であった信濃国と甲斐国へ侵攻しました。北条氏は、徳川家康と和睦し同盟を結びますが、家康と対立する豊臣秀吉が北条氏と敵対する北関東の諸勢力と結んだため、秀吉との対立関係は複雑なものとなりました。天正15年（1587）に豊臣秀吉との緊張が高まると、北条氏は「相府大普請」を開始し、城下を取り込んだ周囲約9kmの堀と土塁からなる総構を造営しました。これにより、小田原城は中世城郭で最大級の規模となりました。

天正18年（1590）、豊臣秀吉は22万の軍勢を率い関東へと出兵し、小田原合戦が始まりました。4月上旬に小田原城を包囲し、6月に石垣山に本営として石垣造りの城を造営しました。これに対し、氏政と氏直は小田原城に籠城して抗戦しましたが、次々に領内の支城を攻略され、7月5日に氏直が投降して小田原城は開城しました。

<戦国時代の城下町の特徴>

東海道の宿駅として成立し発展した小田原は、氏綱による都市整備と小田原城の拡張で城下町としての性格を併せ持ちました。当初、その中心は、松原神社門前の宮前と箱根口周辺の今宿を含む、松原神社と居神神社の間の東海道沿いでした。東嶺智旺は「町小路数万間、地一塵無し。東南は海なり。海水小田原の麓を遶るなり」と、このころの小田原の街の景観を記しました。

永禄12年（1569）までに、宮前の東方に新宿が成立しました。新宿は新たに設けられた宿を意味し、宿駅の位置が変わりました。北条氏は朱印を用いた伝馬手形を創出し、小田原を中心とした伝馬制を確立しました。

総構が造営されると、その内側の城と城下町は府内と呼ばれました。

史料上では、宮前に問屋商人、今宿に薬種商、新宿に^{いもじ}鋳物師、船方村と呼ばれた漁師村、西方の大窪（板橋）には石切（石工）や紺屋などの職人が居住していたことが確認できます。

城下の武家地は、江戸時代の町名となりました。山角町に山角氏、上幸田・下幸田・藪幸田に幸田氏、安齋小路に田村安齋、狩野殿小路に狩野氏が屋敷を構えました。戦国時代は、武家地、町人地、寺社境内が入り組んでいたことが分かります。

<小田原用水（早川上水）の整備>

早川を水源とし、小田原のまちなかを流れる小田原用水（早川上水）は、日本最古級の上水道とされています。『東国紀行』の記述から、天文14年（1545）には小田原城下に防火・生活用水を供給していました。

天正18年（1590）の小田原合戦を描く「小田原陣仕寄陣取図」



小田原用水（早川上水）

(山口県文書館蔵)の1枚に、早川から分かれ、総構の中を東海道に沿って流れる小田原用水(早川上水)が見えます。

(4) 近世 —現在の小田原の礎—

<江戸時代の小田原城>

小田原合戦の後、関東地方を領したのは徳川家康です。江戸の西方を守る拠点として位置づけられた小田原城には、家康の重臣大久保忠世が4万5千石で入城しました。

大久保忠世とその子の忠隣は、高石垣を用いた近世城郭へと小田原城を整備しましたが、忠隣が慶長19年(1614)に改易されると、忠世・忠隣が築城した小田原城は破却されました。

大久保氏改易後は、特定の城主は置かれず、幕府城番が小田原城を管理しました。その後、元和5年(1619)に阿部正次が上総国大多喜より5万石で小田原へと入りましたが、元和9年(1623)には武蔵国岩槻へと転封となり、再び小田原城は城番が置かれました。寛永9年(1632)に稲葉正勝が下野国真岡より8万5千石で小田原城へ入りました。この時期、早川では寛永の江戸城改修に用いる石垣石の採石が行われていました。

稲葉正勝は、3代将軍徳川家光の乳母春日局の実子で、家光の側近でした。入封して間もなく正勝は、小田原城の改修工事に着手しました。翌年1月には寛永小田原大地震が発災し、小田原城と城下は壊滅的な被害を受けましたが、既に、翌寛永11年(1634)に上洛する徳川家光が宿泊することが決まっていたため、幕府の援助を受けて小田原城の復旧工事を進め、延宝3年(1675)に完了しました。

稲葉氏が3代で越後国高田へと転封すると、貞亨3年(1686)に大久保忠朝が下総国佐倉から10万3千石で入封しました。大久保氏復帰後は度重なる災害に相次いで見舞われる中で、小田原城の目立った改修は確認されていません。

<江戸時代の城下町・宿場町>

江戸時代の城下町は、戦国時代の町割を継承しつつ、寛永10年(1633)の寛永小田原大地震を経て、再編されました。主な改修箇所は、東海道江戸口の付け替え、大手門の城の南側から東側への移設、山角町と板橋村における寺町の形成などで、これにより職能と身分による住み分けを前提とする、近世城下町の基本的な町割が定まりました。その町域や町割は、ほぼそのままの形で現代まで受け継がれており、現在の小田原の町の礎となっています。

東海道の宿駅制度の整備に伴い、箱根越えを控えた宿場町となり、参勤交代の大名や多くの旅客で繁栄しました。東海道では4番目の規模を誇り、最盛期(天保年間(1830~44))には本陣4軒・脇本陣4軒・旅籠95軒を数えました。小田原



東海道小田原宿絵図
(おだわらデジタルミュージアム)

第1章 小田原市の概要

宿の中心は、町人地19町で、東海道沿いの通り町と呼ばれた9町（新宿町・万町・高梨町・宮前町・本町・中宿町・欄干橋町・筋違橋町・山角町）と、東海道南側の海岸沿いの4町（古新宿町・千度小路・代官町・茶畑町）、東海道を起点として北へ向かう甲州道沿いの6町（青物町・一丁田町・台宿町・大工町・須藤町・竹花町）がありました。

東海道沿いの宮前町から筋違橋町が宿場町の中心で、有力町人が経営する本陣は、宮前町（清水家）、本町（久保田家と片岡家）、欄干橋町（清水家）にあり、旅籠は、欄干橋町、中宿町、本町、宮前町、高梨町に集中していました。町人町には、土産屋や食事・雑貨・衣料・漁屋といった商家が建ち並び、また、大工をはじめ、^{ぬし}塗師や建具師、木地師など、北条氏以来の職人も多く居住していました。

宿場の繁栄や定住人口の増加により、食料需要が増大しました。これを支えたのが魚食で、宿場町小田原の発展とともに漁業も発達しました。千度小路周辺は、江戸時代に漁業や廻船業、魚商などが多く居住する場所となり、小田原の漁業の拠点的地域となりました。

<度重なる災害>

江戸時代における四度の大地震（寛永10年（1633）、元禄16年（1703）、天明2年（1782）、嘉永6年（1853））と三度の大火（享保19年（1734）、文化14年（1817）、慶応3年（1867））により、小田原は大きな被害を受けました。特に、元禄大地震では、小田原城は全壊し、城下町・宿場町もほぼ焼失しました。

酒匂川が、ほぼ現在の流路になったのは文禄年間（1592～1596）で、慶長年間（1596～1615）に堰が開削され、足柄平野の新田開発が本格化しました。元禄大地震の発災から間もない宝永4年（1707）に富士山が噴火し、降灰により河床が上昇したため、翌宝永5年（1708）、宝永8年（1711）など、度重なる水害に悩まされました。幕府は田中^{たなかきゆうぐ}休愚に命じて文命堤を築造させ、^{みのかさのすけ}蓑笠之助は休愚の後を継いで土手を作る工事の中心となりました。これらと併せて、水防の神様である文命宮の設置、水防組合の創設など防災意識を高める事業が行われました。

天保の飢饉の際、小田原藩から飢民救済を命じられたのが二宮尊徳でした。尊徳は被害を受けた地域を回り、報徳仕法により再建を行いました。



小田原城再興天守棟札
（宝永二年）表面

<多様な民俗芸能と民間信仰の浸透>

近世の小田原は宿場町として発展し、人々の往来と共に様々な文化がもたらされ定着しました。相模人形芝居下中座は、関西地方から人形遣いの一行が江戸への旅興行の途中で小竹村の青年にその技法を伝えたのが始まりとされます。小田原囃子は、関東祭囃子に属するもので、葛西囃子が江戸市中に広まり始めた江戸時代の中期、小田原にも伝わり、現在も神社

祭礼や道祖神祭りに彩を添えています。

また、寛文年間（1661～1672）以降、近世的な村落共同体が形成、発展すると、様々な信仰が庶民にまで拡大し、講集団や篤信者が村のあちこちに石造物を造立しました。庚申信仰に基づく庚申塔、悪霊を防塞し、子供達の願望を聞き届けてくれる道祖神などです。道祖神祭りとして、どんど焼き、オカリヤ（お仮屋）、ダンゴ（団子）飾りなどが各地で行われるようになります。



前川の道祖神祭り（向原）

（5）近代 —近代都市の形成—

＜藩制から町村制への移行＞

明治3年（1870）、小田原藩は明治政府に廃城願を提出し、天守・門・櫓などが解体されました。翌年の廃藩置県で小田原は小田原県の県庁所在地となり、小田原藩政に終止符が打たれました。同年のうちに小田原県は伊豆国の韭山県と合併して足柄県に改組となり、明治9年（1876）に市域を含む相模国部分が分割され、神奈川県に編入されました。これに伴い、小田原は県庁所在地から解かれました。明治22年（1889）の町村制施行により、旧府内のうち谷津村を除く部分が小田原町となりました。



天守解体後の天守台の石垣
（小田原市立中央図書館）

＜近代交通の発展と別邸・別荘地としての繁栄＞

明治20年（1887）、横浜—国府津間に鉄道が開業し、その翌年、国府津—箱根湯本間に小田原馬車鉄道が、明治29年（1896）に熱海方面へ向かう^{ずそう}豆相人車鉄道が開業しました。

馬車鉄道が開通した明治21年（1888）の^{おうめい}鷗盟館開業を契機に、当時注目されていた海水浴や海岸リゾートのための旅館の開業が相次ぎました。また、明治23年（1890）に伊藤博文の別邸滄浪閣、明治34年（1901）に御用邸、明治39年（1906）に閑院宮別邸、同年頃に旧三井物産の創業者である益田孝（鈍翁）の掃雲台、翌年に山縣有朋の古稀庵、大正13年（1924）頃に三越呉服店（現三越）の社長を務めた野崎廣太（幻庵）など政財界の要人の別邸も数多く建設されました。特に、小田原城二の丸御屋形跡に創設された御用邸は、町の格を高め、その繁栄を後押ししました。



豆相人車鉄道
（小田原市立中央図書館）

小田原町の玄関であった国府津に、大鳥圭介や、大正天皇の侍従をつとめた加藤泰秋、徳川慶喜、西園寺公望らが来往し、明治41年（1908）に大隈重信が別邸を構えました。

第1章 小田原市の概要

大正9年（1920）、熱海線の国府津－小田原間が開通し、東京－小田原間が直通電車で結ばれました。昭和9年（1934）に小田原－熱海－沼津間が全通すると、熱海線は東海道本線に編入され、国府津から御殿場を経由する区間は御殿場線となりました。

<文学者の来往と交流>

交通の発展に加え、人々を小田原に惹きつけたのは温暖な気候でした。明治34年（1901）に療養のため小田原に来た^{さいとうりよくう}斎藤緑雨は、友人への手紙に「山よし海よし天気よし」と記しました。小田原は転地療養や静養にふさわしい気候をそなえており、大正7年（1918）に北原白秋が、翌年に谷崎潤一郎がいずれも家族の健康のため転入するなど、多くの文学者が小田原で創作活動を行い、当地の文学者と交流しました。



北原白秋（白秋山荘にて）
（小田原市立中央図書館）

明治元年（1868）に小田原に生まれた北村透谷は、幼少期に東京へ移りますが、明治26年（1893）に国府津で約4か月の生活を送り、友人島崎藤村の訪問を受けました。大正時代に、民衆詩派と呼ばれた福田正夫ら小田原の詩人は北原白秋と詩論を戦わせ、後年、藤村とともに透谷の文学碑建立に尽力しました。牧野信一の推挙によって文壇に登場した坂口安吾は、当時早川に居を構えていた三好達治に誘われて昭和15年（1940）に近所に移り住み、囲碁仲間でもある尾崎一雄へ自宅からの景色の素晴らしさを伝えました。

（6）現代 ー積層する歴史、文化を活かしたまちへー

<小田原市の誕生>

昭和15年（1940）、小田原町・足柄町・大窪村・早川村と酒匂村の一部が合併し、小田原市が誕生しました。

その後、昭和23年（1948）に下府中村、昭和25年（1950）に桜井村、昭和29年（1954）に豊川村・国府津町・酒匂町・上府中村・下曾我村・片浦村、昭和31年（1956）に曾我村の一部と合併を重ね、昭和46年（1971）の橋町と合併により現在の市域が確定しました。



市制施行頃の小田原城址公園とお堀端通り（『小田原現勢写真帖』昭和15年）
（小田原市立中央図書館）

<小田原城の復興>

小田原城跡は、明治維新後に天守等が解体され、残された石垣も大正12年（1923）9月の

関東大震災によりほぼ全壊し、江戸時代の姿は失われました。

しかし、史跡としての評価が高く、昭和9年(1934)に隅櫓が再建され、昭和13年(1938)には史蹟名勝天然記念物保存法に基づく史蹟に指定されました。

昭和24年(1949)から始まった地元町内会の天守閣石一積運動を契機に、天守閣復興の動きが活発になり、昭和28年(1953)に天守台の石積工事が完成しました。

次いで、市制施行20周年記念事業として天守閣の復興計画が練られ、現存する小田原城天守模型などを参考に、昭和35年(1960)5月25日、廃城以来90年ぶりに天守閣が復興されました。天守閣の復興に際しても瓦一枚寄付運動などによる市民の力がありません。

その後も小田原城跡では、国指定の史跡として復元整備が進められており、昭和46年(1971)3月に常盤木門が復興されたほか、平成9年(1997)10月に銅門、平成21年(2009)3月には馬出門が復元され、往時の姿をよみがえらせています。

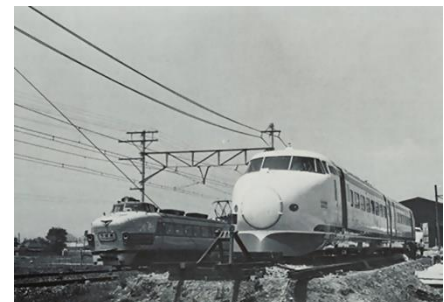


建設中の小田原城
昭和35年(1960)

<歴史都市、観光都市としてのまちへ>

昭和39年(1964)に東海道新幹線が開通し、東京や横浜方面への所要時間が大幅に短縮され、観光とビジネスの両面で市域の経済発展に大きく寄与しました。

東海道新幹線開通に向けて、市域中央部の鴨宮に新幹線試運転のための基地が設けられ、昭和37年(1962)から横浜―熱海間で走行実験が何度も繰り返されました。既に整備されていた国鉄東海道本線・小田急小田原線・箱根登山鉄道線・伊豆箱根鉄道大雄山線に加えて東海道新幹線が開通し、鉄道5路線が乗り入れる小田原駅は、箱根や伊豆方面への観光客の出入り口としても重要な役割を担っています。



鴨宮基地で試運転中の新幹線
昭和37年(1962)

一方、本市では、これまで文化財所管課を中心に小田原城跡などの文化財の保存活用に取り組んできましたが、平成23年(2011)6月に地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく「小田原市歴史的風致維持向上計画」が認定されたのを機に、文化財をはじめとする幅広い歴史文化遺産の有効活用を視野に入れたまちづくりを推進してきました。また、平成30年(2018)5月24日に小田原市・箱根町・静岡県三島市・函南町に跨る、「旅人たちの足跡残る悠久の石畳道―箱根八里で迎える遥かな江戸の旅路―」が日本遺産として認定されたことなどを踏まえ、周辺自治体との連携による広域的な観光資産の運用も図っています。

第2章 小田原市の文化財の概要と特徴

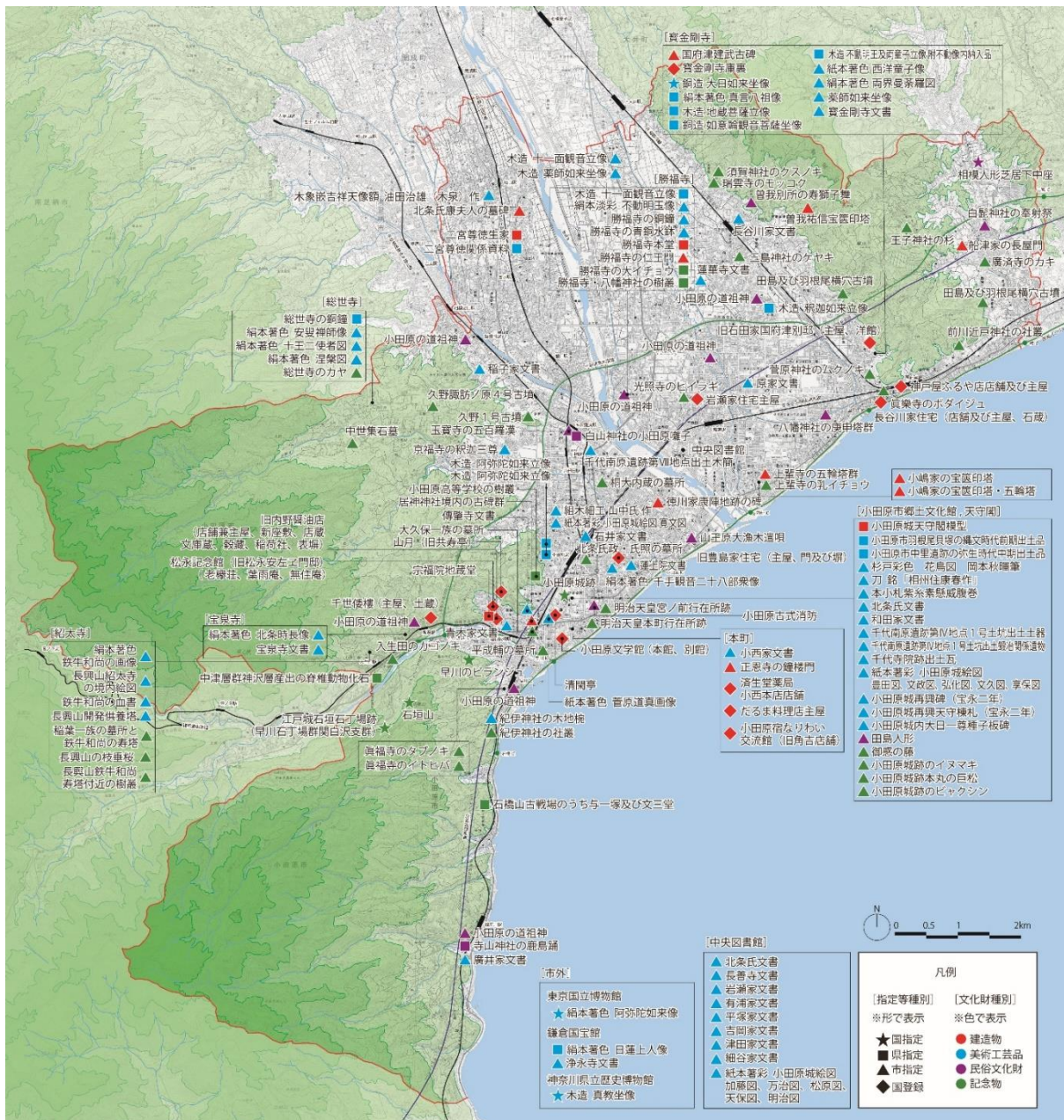
1 文化財の概要

(1) 指定等文化財

本市には、152件の国・県・市の指定文化財のほか、29件の国登録有形文化財（建造物）があります。文化財の保存技術の選定はありません。

指定等文化財の件数一覧（令和7年（2025）8月末現在）

類 型		国指定 ・選定	国選択	県指定	市指定	国登録	合計	
有形 文化財	建造物	0	－	5	11	29	45	
	美術 工芸 品	絵画	1	－	2	11	0	14
		彫刻	2	－	7	4	0	13
		工芸品	0	－	1	7	0	8
		書跡・典籍	0	－	0	0	0	0
		古文書	0	－	0	25	0	25
		考古資料	0	－	2	4	0	6
		歴史資料	0	－	1	17	0	18
無形文化財		0	0	0	0	0	0	
民俗 文化財	有形の民俗文化財	0	－	0	4	0	4	
	無形の民俗文化財	1	0	2	4	0	7	
記念物	遺跡	3	－	1	11	0	15	
	名勝地	0	－	0	0	0	0	
	動物・植物・地質鉱物	1	－	4	21	0	26	
文化的景観		0	－	－	－	－	0	
伝統的建造物群		0	－	－	－	－	0	
合 計		8	0	25	119	29	181	
								152



指定等文化財の分布図
(指定等文化財の一覧は資料編を参照)

第2章 小田原市の文化財の概要と特徴

(2) 関連制度

①小田原ゆかりの優れた建造物

小田原ゆかりの優れた建造物制度は、小田原市内にある建築技術や意匠等の優れた、著名人にゆかりのある建造物の保存及び活用を図ることにより、個性的で魅力的な、うるおいのあるまちづくりの創造に資することを目的として、平成6年（1994）に現在の文化財課が制度を定めました。現在、4件の建造物を認定しています。

	名称	所在地	認定日	備考
1	諸戸邸	国府津 5-8-4	平成 7.6.19	
2	静山荘	南町 3-1-20	平成 7.6.19	
3	岩瀬邸	鴨宮 692	平成 7.6.19	国登録
4	山月（旧共寿亭）	板橋 870-1	平成 8.8.30	国登録

②日本遺産「旅人たちの足跡残る悠久の石畳道―箱根八里で巡る遥かな江戸の旅路―」

箱根八里とは、小田原宿から箱根宿までの4里（約16キロ）と箱根宿から三島宿までの4里を合わせた東海道の旅路を指します。江戸時代に整備された五街道の中でも屈指の通行量を誇る東海道は、参勤交代の西国大名や江戸参府のオランダ商館長、朝鮮通信使や長崎奉行など、著名な歴史上の人物が数多く往来したことから、道中には様々な旅人のエピソードが残っています。また風光明媚な場所や名所旧跡が多く、浮世絵や和歌、俳句などの題材にもしばしば取り上げられています。小田原市、箱根町、静岡県三島市、函南町に跨る、この歴史ある旅路が平成30年（2018）5月24日に日本遺産として認定されました。

小田原宿は箱根八里の東の起点であり、江戸を発った旅人が初めて目にする城下町で、箱根越えを控え、にぎわいをみせていました。小田原城跡（国史跡）は、復興された天守閣や城門などの白壁、石垣、水堀の景観が城下町時代の名残りを伝えます。かまぼこ通りは、相模湾で揚がる鮮魚を加工した蒲鉾の販路を周辺の温泉宿などへ拡大し、小田原の名物に育てあげた老舗群を中心に、落ち着いた商家の佇まいを留めています。歌舞伎の外郎売りで知られた老舗のういろうは戦国時代から続く菓種商で、菓を販売するかたわら、甘い菓子のういろうを代々小田原で作っており、これらが小田原宿を象徴する構成文化財となっています。

市内の「箱根八里」構成文化財

	名称	指定等の状況
1	江戸口見附	国指定記念物（遺跡）
2	北條稲荷	未指定（記念物（遺跡））
3	松原神社	未指定（有形文化財（建造物））
4	清水金左衛門本陣（明治天皇宮ノ前行在所跡）	市指定記念物（遺跡）
5	片岡本陣（明治天皇本町行在所跡）	市指定記念物（遺跡）
6	小田原城跡	国指定記念物（遺跡）
7	小田原提灯	未指定（民俗文化財（有形の民俗文化財））
8	かまぼこ通り	未指定（文化的景観）
9	小田原蒲鉾	未指定（民俗文化財（無形の民俗文化財））
10	小西薬局	国登録有形文化財（建造物）
11	ういろう	未指定（民俗文化財（無形の民俗文化財））
12	小田原梅干し	未指定（民俗文化財（無形の民俗文化財））
13	小田原用水	未指定（記念物（遺跡））

③箱根ジオパーク

ジオパークとは、「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいいます。2004年にユネスコの支援により設立された世界ジオパークネットワークにより、世界各国で推進されています。

箱根ジオパークは、箱根火山を中心とした神奈川県西部の2市3町（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市）の区域で構成され、平成24年（2012）に日本ジオパーク委員会より日本ジオパークとして認定されています。

箱根火山のふもとに広がるこれら2市3町は、首都圏からわずか90kmにもかかわらず、豊かで美しい四季に彩られ、古くから地域文化・産業が栄えてきた地域です。

ジオパークにおいて、地質、地形、自然、歴史、文化など、そのジオパークを特色づける見学場所のことをジオサイトと呼び、本市では「小田原エリア」として7箇所が選定されています。

小田原エリアのジオサイト

- ・早川石丁場群
- ・小田原城と小田原用水
- ・石垣山一夜城
- ・根府川（片浦海岸）
- ・荻窪用水
- ・羽根尾貝塚
- ・六本松跡

④100年フード

100年フードとは、多様な食文化の継承・振興への機運を醸成するため、地域で世代を超えて受け継がれてきた食文化を継承していくことを目指す文化庁の制度で、本市では2件が認定されています。

小田原の認定食文化

- ・小田原蒲鉾
- ・曾我の梅干し

⑤日本100名城、続日本100名城

日本を代表する文化遺産であり地域の歴史的シンボルでもある城郭、城跡を、多くの人に知ってもらい、関心を高め、地域文化の振興につなげるため、公益財団法人日本城郭協会が設定した制度です。本市では2件が選定されています。

小田原の選定城郭・城跡

- ・小田原城（日本100名城）
- ・石垣山城（続日本100名城）

第2章 小田原市の文化財の概要と特徴

(3) 未指定文化財

本計画の作成にあたり、既存の文献や調査、市民アンケートをもとに、未指定文化財として2,400件をリスト化しました。類型ごとの件数は下記のとおりです。

未指定文化財の件数一覧（令和7年（2025）8月末現在）

類型		内容	合計	
有形文化財	建造物		132	
	美術工芸品	絵画	118	654
		彫刻	79	
		工芸品	82	
		書跡・典籍	60	
		古文書	84	
		考古資料	24	
		歴史資料	207	
無形文化財		16		
民俗文化財	有形の民俗文化財	1,281	1,345	
	無形の民俗文化財	64		
記念物	遺跡	186	232	
	名勝地	31		
	動物・植物・地質鉱物	15		
文化的景観		17		
伝統的建造物群		4		
合 計			2,400	

2 文化財の特徴

(1) 有形文化財

① 建造物

市域には160を超える寺院が存在し、江戸時代以前の建築物も数多く残っています。

勝福寺本堂（県指定）は、宝永3年（1706）に小田原藩主大久保忠増により建立されました。全体に中世以来の密教本堂を継承しつつ、彫刻欄間などに江戸時代中期の賑やかさをみせ、県西南部の近世寺院の特色を示した建物とされています。勝福寺仁王門（市指定）は、宝暦8年（1758）に建立されたもので、八脚門としては県下でも最大級で、格調の高い門です。

宗福院地藏堂（県指定）は、小田原藩主大久保忠増が創立した慈眼寺に、創立当時に建てられた仏殿と考えられており、県下唯一の江戸時代中期の黄檗宗仏殿です。また、大久保忠世が小田原城主となった後、当地に移された正恩寺の鐘楼門（市指定）は、寛政5年（1793）に小田原の大工により建てられました。

農家の建造物は、農村の暮らしを現在に伝えます。

二宮尊徳生家（県指定）は、二宮尊徳の祖父銀右衛門により建てられたと考えられており、柳新田に移築されていたものを昭和35年（1960）に尊徳生誕の場所である現在地に移築・復原したものです。18世紀中頃の建設と考えられており、江戸時代中流農家の典型例です。戦国時代から名主を務めた船津家の長屋門（市指定）は文政12年（1829）に建設されたもので、小田原地方の上級農家の長屋門として貴重なものです。その他、岩瀬家住宅主屋（国登録）、静山荘（旧望月軍四郎別邸）（小田原ゆかりの優れた建造物）などがあります。

明治中期以降、市内には多くの政界・財界の名士の別荘が設けられました。小田原文学館（旧田中光顕別邸）本館・別館（国登録）、山月（旧共寿亭・大倉喜八郎別邸）（国登録）、松永記念館老櫓荘・葉雨庵・無住庵（国登録）、清閑亭（旧黒田長成別邸）（国登録）などの建造物は、往時の歴史を現在に伝えるとともに、近代の別邸建築の特徴を良く示しています。



清閑亭（旧黒田長成別邸）

近世以降の東海道及び宿場町のにぎわいを伝える建造物として、小田原宿なりわい交流館（旧角吉店舗）（国登録）、だるま料理店主屋（国登録）、済生堂薬局小西本店店舗（国登録）、旧内野醤油店（国登録）などがあります。

また、国府津の近代の町並みを代表する建造物として、長谷川家住宅（国登録）、神戸屋ふるや店（国登録）などがあります。

宝篋印塔、五輪塔、板碑などの石造物も市内に多く所在しています。根府川石（安山岩）や箱根火山カルデラ内の安山岩などが用いられています。

曾我祐信宝篋印塔（市指定）は関東様式と呼ばれる特徴を備えた宝篋印塔です。大見寺には、市内最古で徳治3年（1308）の銘を持つ宝篋印塔（市指定）、天文21年（1552）銘宝篋印塔、天正2年（1574）銘の宝塔が残り、善栄寺には、北条氏康夫人の墓碑（市指定）があり

第2章 小田原市の文化財の概要と特徴

ます。その他、上輩寺の五輪塔群（市指定）、いずれも14世紀に造られた居神神社の古碑群（市指定）、国府津の建武銘板碑（市指定）などがあります。

異色の建造物として、小田原城天守模型2基（東大模型・大久保神社模型）（県指定）があります。いずれも江戸時代に造られたものとされ、明治3年（1870）に取り壊される前の天守の姿を知ることができる点で貴重です。

未指定の文化財として、小田原城下町や東海道宿場町の繁栄を伝える近世以降の歴史的建造物、三淵邸・甘柑荘などの近代に別邸として建設された建築物、小田原用水などの水利に関する土木構造物等などがあります。

②美術工芸品

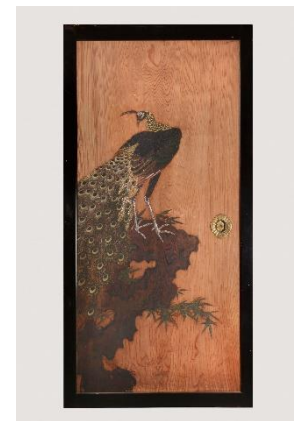
○絵画

仏教絵画が多く指定されています。

報身寺の阿弥陀如来像（国指定）は、鎌倉時代後期の制作とされ、市内最古の仏画です。寶金剛寺の真言八祖像（県指定）は、南北朝時代の制作とされ、八祖像の完備したものは神奈川県下でも珍しく貴重です。浄永寺の日蓮上人像（県指定）は、制作年代は桃山時代とされ、開基の風祭大野之亮入道秀光が日蓮上人から授与されたものと伝えられます。その他、寶金剛寺の両界曼荼羅図、総世寺の安叟禅師像、紹太寺の鉄牛和尚像、本源寺の千手観音二十八部衆像、勝福寺の不動明王像が市指定文化財となっています。

寶金剛寺の西洋童子像（市指定）は和紙に岩絵の具で描かれており、桃山時代から江戸時代初期に流行した初期洋風絵画です。また、花鳥図 岡本秋暉筆（市指定）は、小田原城二の丸にあった藩主屋形の正面玄関にはめられていたと伝えられています。

未指定の文化財として、宝金剛寺の不動明王像、総世寺の仲安真康筆伝十三仏図などがあります。



花鳥図 岡本秋暉筆

○彫刻

市内には平安時代、鎌倉時代の仏像が相当数伝来しています。

寶金剛寺の大日如来坐像（国指定）は、平安時代後期の造立であり、銅造の大日如来像としては国内最古作と考えられています。その他にも、平安時代の仏像として、10世紀の様式を示す寶金剛寺の地藏菩薩立像（県指定）、寶金剛寺の如意輪観音菩薩坐像（県指定）、勝福寺の十一面観音立像（県指定）、京福寺の釈迦三尊像（市指定）、寶金剛寺の薬師如来坐像（市指定）、泉蔵院の十一面観音立像（市指定）、泉蔵院の薬師如来坐像（市指定）などがあり、仏教が地方に広まる様相を現在に伝えます。



寶金剛寺の大日如来坐像

蓮台寺の真教上人坐像（国指定）は文保2年（1318）、時宗の

遊行二祖他阿真た あしんきょう教の生前に造立された寿像です。中世の仏像として、鎌倉時代後期の造立である寶金剛寺の不動明王及両童子立像（県指定）、本誓寺の阿弥陀如来立像（県指定）、東学寺の釈迦如来立像（県指定）などがあります。

未指定の文化財として、勝福寺の銅造十一面観音坐像、蓮台寺の木像阿弥陀三尊像などがあります。

○工芸品

総世寺の銅鐘（県指定）は応永15年（1408）に鑄造されたもので、小田原合戦の際に、久野に布陣した豊臣秀次が陣鐘を総世寺に寄進したと伝えられています。

その他に、伝統工芸の技術を現在に伝える文化財が指定等されています。

勝福寺の銅鐘（市指定）は寛永6年（1629）に小田原の鑄物師により鑄造されたものです。小田原は、北条時代には関東鑄物業の中心であり、江戸時代には名工が生まれ、小田原の梵鐘として知られてきており、この銅鐘もその一つです。

刀 銘「相州住康春作」（市指定）は戦国時代の小田原を代表する刀工、康春の作です。小田原には、「小田原相州」と呼ばれる刀剣群を作刀した刀工たちがいました。木象嵌吉祥天像額 油田治雄（木泉）作（市指定）は、伝統的な木工製品であり、箱根細工の一種である木象嵌の名作です。組木細工 山中氏 作（市指定）は、明治時代より山中家の代々が制作した組木です。

未指定の文化財として、短刀 銘「豊州高田莊藤原友行作」、黒漆竜胆大久保藤紋蒔絵重箱などがあります。



総世寺の銅鐘

○書跡・典籍

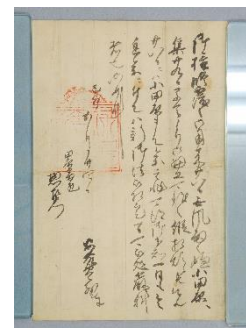
指定等されている文化財はありません。

未指定の文化財として、鉄牛道機書、紙本墨書「鍬鎌ノ辞」などがあります。

○古文書

北条氏による古文書、北条氏と関わりのある旧家や藩士に伝わる古文書、郷村の名主に伝わる古文書、寺院に伝わる古文書など、25件の古文書が市指定文化財となっています。いずれも、中世・近世以降の小田原市における地域の状況を現在に伝える貴重な文化財です。

未指定の文化財として、上杉顕定書状、林家文書などがあります。



北条家虎朱印状

○考古資料

市内各所から出土した縄文時代から奈良時代に至る様々な出土品が指定等されており、先史・古代の人々の暮らしを現在に伝えます。

第2章 小田原市の文化財の概要と特徴

羽根尾貝塚の縄文時代前期出土品（県指定）には、縄文時代前期の関山式・黒浜式土器のほかに、東海地方との交流を示す土器も多数含まれています。中里遺跡の弥生時代中期出土品（県指定）は、弥生時代に特徴的な大陸系磨製石斧たいりくけい ませいせきふが含まれ、鋏や機織具などの木製品は関東では最古級の資料です。

その他、古墳時代前期の千代南原遺跡第Ⅳ地点の1号土坑出土土器・1号土坑出土鍛冶関係遺物（市指定）、奈良時代の千代南原遺跡第Ⅶ地点出土の木簡（市指定）、奈良時代の千代寺院跡出土の瓦（市指定）などが指定されています。

未指定の文化財として、久野2号墳出土品、小船森遺跡出土備蓄銭などがあります。



中里遺跡の弥生時代中期出土品

○歴史資料

二宮尊徳関係資料（県指定）は、桜町（現栃木県真岡市）や小田原での仕法関係をはじめ、関連する資料を含む3,872点が指定されています。

江戸時代の小田原城絵図は、代表的なもの11点が市指定文化財となっています。江戸時代の改修等による小田原城の移り変わりが分かる貴重な文化財です。その他に、小田原城に関連する歴史資料として、小田原城再興碑（宝永二年）（市指定）、小田原城再興天守棟札（宝永二年）（市指定）、小田原城内大日一尊種子板碑（市指定）があります。



小田原城絵図（加藤図）

また、小田原藩主稲葉正則により建立された紹太寺に関連して、延宝7年（1679）に作成された紹太寺の境内絵図（市指定）、紹太寺の建立に参加した人々を供養する長興山開発供養塔（市指定）があります。

未指定の文化財として、梅屋本「箱根七湯之枝折」、隠元隆琦筆「紹太寺」などがあります。

（2）無形文化財

指定等されている文化財はありません。

（3）民俗文化財

①有形の民俗文化財

小田原市において、道祖神は全市域に分布し、全国的にも分布密度が高いといわれています。石祠型、単坐像など形態ごとに制作年代が古いものと保存の良好なもの10基が市指定文化財となっています。同様に、市内には、多様な信仰対象となる石造物が所在しており、

八幡神社の庚申塔群（7基）が市指定文化財となっています。

同じく市指定文化財である玉寶寺の五百羅漢像（526基）は、県内でも珍しい五百羅漢像が揃っているものです。

また、民俗芸能に関するものとして、明治時代に阿波国から訪れた人形芝居の一座が田島村に伝えたとされる田島人形が市指定文化財となっています。

未指定の文化財として、神楽面、大久保忠方奉納絵馬などがあります。



小田原の道祖神（風祭）

②無形の民俗文化財

相模人形芝居下中座（国指定）は三人遣いの人形浄瑠璃で、江戸時代中頃、関西方面から人形遣いの一行が江戸へ旅興行の途中、小竹村に伝えられたのが始まりと言われてい



小田原囃子

ます。小田原囃子は、江戸時代に江戸より城下町に伝わり、現在も市内の各地で伝えられており、白山神社の小田原囃子が県指定文化財となっています。神社の祭礼や道祖神祭りで演奏されています。

鹿島踊は、相模湾西岸で石材産出にかかわった小田原西部から伊豆北川^{ほっかわ}にかけて行われる悪疫退散とともに大漁や海上安全を祈願する民俗芸能です。そのうち寺山神社の鹿島踊は県指定文化財となっています。

その他に、鎌倉時代初期から行われている白髭神社の奉射祭（市指定）、市内で唯一残る曾我別所の寿獅子舞（市指定）、漁民によって歌われてきた山王原大漁木遣唄（市指定）は現在も受け継がれています。

未指定の文化財として、小田原提灯の再認識と普及のために昭和50年代に考案された小田原ちょうちん踊りや、古くから唄い継がれてきた栢山地区の田植歌などがあります。

日本遺産の構成文化財であるういろうは、戦国時代から続く薬商である外郎（ういろう）家により、江戸時代に菓子のういろうが製造販売され、東海道の旅行客等に広まりました。

豊かな自然と東海道の宿場町としての人々の往来、文化の交流を通して、小田原蒲鉾、小田原ひもの、曾我の梅干、和菓子などの名産品、また、小田原漆器や箱根寄木細工、小田原提灯、小田原鋳物などの伝統工芸品が生み出され、その伝統と技術は現在も伝えられています。

（4）記念物

①遺跡

小田原城は、中世から近世にかけての城で、最盛期は城域が約400haに及び、そのうち約30haが小田原城跡として国指定史跡となっています。近世の遺構の下から戦国時代の遺構が確認されており、戦国大名北条氏の文化の一端を窺うことができます。現在、江戸時代の

第2章 小田原市の文化財の概要と特徴

小田原城の姿の復元を目指した史跡整備が実施されています。

石垣山（国史跡）は天正18年（1590）の小田原合戦に際し、豊臣秀吉が小田原城攻略のために築いた城で、「石垣山一夜城」の名でも親しまれています。石垣で築かれた近世城郭で箱根外輪山の一角から派生する標高250m前後の尾根上に立地しています。

江戸城石垣石丁場跡は慶長9年（1604）から寛永13年（1636）にかけて行われた江戸城改修に用いる石垣の石材を砕石、加工した跡です。早川石丁場群関白沢支群は、早川の急峻な斜面上に南北約170m、東西約1,300mと広範に展開しており、このうち254,127㎡が国指定史跡となっています。

箱根外輪山には、源頼朝が平家と戦った石橋山古戦場もあります。戦いに敗れた源頼朝は、箱根外輪山の複雑な地形のおかげで九死に一生を得たといわれています。先陣として戦い、戦死した佐奈田与一義忠と文三家康を祀った与一塚及び文三堂（県指定）がその功績を今に伝えます。

久野諏訪ノ原4号古墳（市指定）、久野1号古墳（市指定）に代表される久野古墳群は、古墳時代の後期に属する高塚式円墳としては県下有数のもので、120基程度の存在が推定されています。周辺には、久野の中世集石墓（市指定）もあります。

小田原の歴史を彩った人物の墓所が数多く史跡指定とされています。北条氏政・氏照の墓所（市指定）、大久保一族の墓所（市指定）、小田原藩主稲葉正則により建立された紹太寺にある稲葉一族の墓所と鉄牛和尚の寿塔（市指定）、鎌倉時代末期の公卿である平成輔の墓所（市指定）、江戸の女歌舞伎として活躍した桐大内蔵の墓所（市指定）があります。

未指定の文化財として、報徳堀、小田原用水（早川上水）、荻窪用水（土木遺産認定）など小田原市の農業の歴史を伝える遺跡や、松永記念館の本土決戦陣地跡、根府川駅の機銃掃射弾痕など第二次世界大戦を伝える遺跡、根府川駅付近の海中に沈む関東大震災で崩落した駅のホームなどの関東大震災の痕跡を伝える遺跡があります。

②名勝地

指定等されている文化財はありません。

未指定の文化財として、山縣有朋による古稀庵・皆春荘の庭園などがあります。

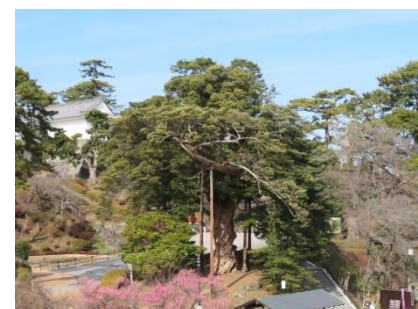
③動物・植物・地質鉱物

早川のビランジュ（国指定）は、植物分布上その東北限にある巨木であり、学術上貴重なものです。樹齢は約350年で、江戸時代後期の文化年間、小田原藩主大久保忠真にまつわる逸話もあります。

小田原高等学校の樹叢（県指定）は、数少ない残存照葉樹林であり、市内最大級のヤマモモとヤブツバキがあ



小田原城跡
（御用米曲輪）



小田原城跡のイヌマキ

ります。その他にも勝福寺の大イチョウ（県指定）、勝福寺・八幡神社の樹叢（県指定）など、寺社にある巨樹や社叢が文化財として指定されています。

また、小田原城跡内において、イヌマキ、巨松、ビャクシンが市指定文化財となっています。

未指定の文化財として、老櫓荘のケヤキなどがあります。

（5）文化的景観

選定されている文化財はありませんが、日本遺産の構成文化財となっているかまぼこ通りは、小田原の名産である蒲鉾をはじめとした老舗の店舗等が点在しています。

また、斜面地のみかん等の畑、曾我の梅林や梅の天日干しの風景、平野に広がる水田などの農業に関連する景観や、漁船が係留し、周辺に店舗等が建ち並ぶ漁港周辺の景観などは、小田原市を特徴づける文化的景観です。

（6）伝統的建造物群

選定されている文化財はありません。

板橋から風祭、入生田にかけての出桁造りが残る旧東海道沿いの町並み、明治20年（1887）に開業した国府津駅周辺の商店等が建ち並ぶ町並みなどは、小田原市を特徴づける伝統的建造物群です。

第3章 小田原市の歴史文化の特性

本市には、先史時代から現代に至るまで脈々と受け継がれてきた歴史文化が、市域にわたり残されています。時代とともに積み重なり、変化しながら現代に至る小田原市の歴史文化の特性を、四つに分類・整理しました。

歴史文化の特性 1

山野河海が生んだ多様な歴史文化

－自然の恵みとそれを活かす人々－

市域には、箱根に連なる山々、足柄平野と中央を流れる酒匂川、相模湾などからなる変化に富んだ地形があります。こうした自然環境を活かして人々は多様な歴史文化を重ねてきました。

市の西部には、箱根山の溶岩と火砕物が形成した箱根外輪山と丘陵地が広がります。小田原城は、この箱根外輪山がつくり出した複雑な地形を巧みに利用して築城された城郭で、難攻不落の城郭として広く知られました。江戸時代になると、江戸城普請のための石材調達に應えるために、沿岸部を中心に諸大名による石丁場が各地に設けられました。こうした



小田原市遠景

自然環境から生まれた小田原城や江戸城石垣石丁場跡などは、現在、箱根ジオパークのジオサイトとしてその価値を認められ、資源の保護保全が図られています。

中央の足柄平野を流れる酒匂川・森戸川などの河川は、弥生時代以降長い期間人々の生活を支えた肥沃な生産地を形成しました。久野諏訪ノ原丘陵に広がる古墳群は、足柄平野の生産力を背景に力を付けた権力者の墓です。また、東部を流れる中村川一帯は、平安時代後期から鎌倉時代にかけて勢力を伸ばした中村氏の本拠地となり、土肥氏・小早川氏などの一族の活動を支えました。

一方で、河川は災害の源でもあり、宝永4年（1707）に起きた富士山の宝永噴火をきっかけに河床が上がったことで酒匂川の洪水が多発するなど、人々の生活に負の影響も与えました。

また、日本三大深湾である相模湾に注ぐ河川は栄養豊富な水をもたらし、多種多様な魚介を育みました。海は人々の食を支え、羽根尾貝塚から出土した骨角製の釣針や木製の櫂などの漁撈具は人々の活動を示すとともに、出土したイシナギやイルカの骨、貝類などは豊かな食生活を物語っています。

海や山がもたらす恵みとなりわいは受け継がれており、漁業とその加工業や石材業等は現代も続く産業の一つです。市域西部沿岸部に伝承された鹿島踊は、石材運搬の航海安全や大漁を祈る呪芸とされ、「山王原大漁木遣唄」は漁業従事者の仕事唄として伝承されてきました。

自然は人々に脅威をもたらすこともあり、明治35年（1902）9月の低気圧の影響により小

田原を襲った大海嘯を記した絵巻や、大正12年(1923)9月に発生し甚大な被害をもたらした大正関東大地震の殉難碑や慰霊塔などは、自然とともに生きた小田原の人々の記憶を今に伝える文化財です。

こうして、山野河海とともに生きた人々の生活や文化は、歴史を重ねて磨かれ、現在に受け継がれています。

歴史文化の特性2

人や物の往来により生まれた歴史文化

—街道が育んだ人々の交流と発展—

交通上の難所である箱根山は、山越えをする人々をこの地に留めました。古くから東西交流の場であり、近代以降は鉄道の要衝地となりました。

縄文時代前期の羽根尾貝塚では、中部地方や東海地方の土器が出土し、弥生時代中期の中里遺跡では瀬戸内地方や畿内、東海・中部・北陸・東北地方の土器が出土しています。

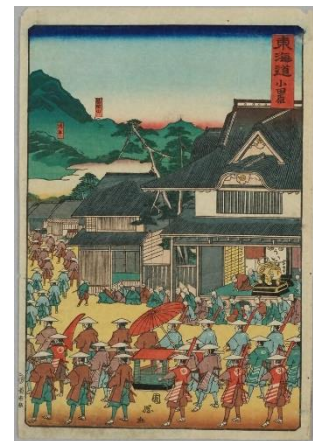
古代東海道が整備されると、永塚・下曾我付近に相模国足下郡の郡家、千代に寺院が置られました。郡家や寺院を中心に人々の交流は増え、国府津には港町、酒匂には宿が形成されました。13世紀になると、鎌倉と伊豆・熱海を結ぶ二所参詣を契機に街道・宿(宿場)町の整備が進みました。

15世紀には、現在の小田原市の中心部周辺に関所が置られました。16世紀前半に戦国大名北条氏が小田原を本拠とし、領国を拡大すると、小田原は関東の首府として栄えました。北条氏は小田原を中心とした伝馬制度の充実を図りました。

北条氏が去ると、徳川家康は北条氏の伝馬制度を継承し、五街道を整備し宿駅制度を確立しました。箱根を経由し三島に至る箱根八里は近世東海道最大級の難所であり、東の起点にあたる小田原は、東海道屈指の宿場町として旅人や商人などで大変なにぎわいを見せました。小田原の伝統工芸や地場産業、水産加工品、和菓子などの名産品などは、小田原宿の繁栄とともに各地から訪れた人々によって全国に発信されました。

明治新政府により宿駅制度が撤廃されると、交通の要衝地としての役割を終え小田原の様相は一変しました。そこに画期をもたらしたのが、明治20年(1887)の横浜—国府津間の鉄道(後の東海道本線)開業でした。翌年国府津—湯本間に馬車鉄道が開通し、明治29年(1896)には熱海—小田原間に人車鉄道が開通しました。その後、馬車鉄道は明治33年(1900)に電気鉄道に、人車鉄道は明治41年(1908)に軽便鉄道に切り替わりました。

馬車鉄道の開業後、東京から至近で温暖な気候に恵まれた小田原は保養地として注目されました。海岸部には旅館などが開業すると共に、政財界人・軍人など様々な人々が国府津・



東海道小田原
(御上洛東海道)
(小田原市郷土文化館)

第3章 小田原市の歴史文化の特性

小田原・板橋に居住・来訪するようになりました。清浦奎吾の皆春荘・田中光顕別邸・松永安左エ門の老樗荘などは、今にその名残を伝えています。また、彼らの多くは、この地で古美術収集や茶の湯に親しみ、相互に往来し、ここに「別邸文化」とよぶべき活動が行われました。

小田原駅が東海道本線に編入されたのは昭和9年（1934）で、現在も東海道新幹線の停車駅であるほか、小田急線、箱根登山電車、大雄山線が乗り入れ、国際的な観光地となった箱根の玄関口にもなっています。また、鴨宮駅は昭和39年（1964）に開業した新幹線が試験走行を行った発祥地として、石碑が設置されるなど顕彰されています。

こうして、時代を通じて交通の要衝であった小田原は、時代を代表する人物を輩出するとともに交流の舞台となり、その事績は現在に受け継がれています。

歴史文化の特性3

日本史を彩った人物が織り成した、重層的な歴史文化

—小田原を舞台とした歴史群像—

豊かな自然環境、東西交流の結節点という場、そして温暖な気候に恵まれた市域には、北条氏をはじめとした戦国大名、政財界人や文化人など多くの人々が居住、来訪しました。こうした人々の存在と活躍がつくった歴史があります。

平安時代、中村荘を本拠地とした中村氏一族は、西相模一帯に勢力を拡大しました。一族は早くから源頼朝に仕え、頼朝が平家方に惨敗した石橋山合戦でも中核をなしたといわれています。この合戦で源氏の先陣として戦い郎党の文三家康と共に討ち死にした佐奈田与一義忠は、美男の戦士として江戸時代の浮世絵等で人気を博しました。

また、建久4年（1193）、源頼朝の富士の巻狩りで決行された曾我兄弟（曾我十郎・五郎）の仇討ちは、日本三大仇討ち事件として有名です。これを題材に『曾我物語』がつくられ、後世「曾我物」として浄瑠璃・歌舞伎などで演じられました。更に、西大友・東大友は、後に九州の戦国大名として活躍する大友氏が鎌倉時代に本拠とした場所です。

16世紀初頭、北条氏綱が小田原城を居城とし、小田原は戦国大名北条氏の本拠となりました。早雲・氏綱・氏康・氏政・氏直と続いた北条氏は、その印判状に用いた印文「禄寿応穩」の如く、平和な世の構築に努めました。天文14年（1545）には連歌師宗牧も小田原を訪れました。永禄年間には上杉謙信や武田信玄が攻めこみましたが、北条氏はこれを退けました。

天正18年（1590）に豊臣秀吉が小田原攻めを開始すると、徳川家康・細川忠興など20万人ともいわれる軍勢が小田原城を囲み、秀吉は石垣山を築城しました。茶人千利休もこの合戦に際し小田原を訪れました。



石橋山合戦
佐奈田与一の図
(小田原市郷土文化館)

江戸時代、小田原城は江戸防衛の重要な拠点として、大久保氏・阿部氏・稲葉氏などの徳川家譜代の大名が封じられました。稲葉正勝の母、春日局は3代将軍家光の乳母として知られています。

文政4年(1821)、大久保忠真は栢山村の農民二宮尊徳(通称金次郎)に大久保家の分家の宇津家が治める下野国桜町領の復興を命じました。尊徳の教えは、明治時代になっても継承され、二宮尊徳生家や二宮尊徳関係資料は文化財に指定されています。

明治23年(1890)の伊藤博文の別邸滄浪閣の建設を契機に、政財界人・軍人らが次々と別邸を構えました。内閣総理大臣を務めた山縣有朋・清浦奎吾・大隈重信はそれぞれ古稀庵・皆春荘・国府津別邸を造営し、近代小田原三茶人と称される三井の大番頭で古美術収集家として知られた益田孝(鈍翁)は掃雲台を、戦後九電力体制の構築に尽力した松永安左エ門(耳庵)は老樗荘を、三越の社長などを歴任した野崎廣太(幻庵)は葉雨庵を造営しました。

江戸時代に武家屋敷が並んだ南町の西海子^{さいかち}小路には、明治時代には多くの著名人が居住、あるいは別邸を構えました。周辺には昭和時代にかけて、斎藤緑雨、小杉天外、村井弦斎、谷崎潤一郎、北原白秋、三好達治、岸田國士など多くの文学者が居住し、互いに交流しました。

こうして、日本史上を彩った様々な人物の痕跡は、小田原の知名度を高め、その一部は観光資源として、現在に受け継がれています。

歴史文化の特性4

日々の人々の生活により育まれた、今につながる歴史文化

—人々のくらしと産業—

山野河海を持つ市域では、豊かな自然を生かしたなりわいが営まれてきました。宿場町でもあった城下町には数多くの職人や商人が集住し、水産加工品や漆器など小田原を代表する多くの伝統産業が生み出されました。

酒匂川を中心に広がる足柄平野の農業、相模湾の沿岸部の漁業、箱根山地を中心とした山間部の林業など、現在に至るまで山野河海の地形と自然環境を活かした多様な生産活動が営まれてきました。市域西部の丘陵地の南向きの斜面の柑橘類栽培、市域東部での梅の栽培は、特筆すべき第一次産業です。

蒲鉾や塩干などの水産加工品、梅を加工した梅干し、豊富な森林資源を材にした漆器・木象嵌・組木・小田原提灯といった木材加工品、さらに石材業や鋳物産業なども発展し、匠の技が継承され、「ういろう」を筆頭に、蒲鉾店、梅干し店、薬屋、石材店など今に続く店舗も数多く、市内産業の歴史と層の厚さを物語っています。

農林水産業・工業・商業と様々な産業が育まれる中で、多種多様な民俗文化が市域に根付きました。民間信仰も庶民に拡大し、これに伴う多くの石造物も造立されました。

江戸時代、東海道の宿場町としての発展に伴う街道を通じた文化の交流は、関西から小竹地区に「相模人形芝居」をもたらし、江戸の葛西囃子から派生した関東祭囃子が多古を始め

第4章 文化財の既往の調査と現在の取組

本市ではこれまで歴史文化に関する様々な調査及び取組を実施してきました。以下に、本市における文化財調査の実施状況と文化財に関わる取組について整理します。

1 文化財の既往の調査

(1) 既往の概要

①本市が実施した既往の調査の概要

本市では、昭和56年(1981)から平成15年(2003)にかけて市史編さんに取り組み、『小田原市史』として刊行しました。編さん作業の過程で市内に所在する主要な文化財の把握調査を進めました。

また、市教育委員会が実施した文化財に係る調査の結果は、『小田原市文化財調査報告書』で公表しています。

本市の博物館相当施設である郷土文化館による調査・研究の結果や、郷土に関する資料の調査・収集を行っている市立図書館による調査・研究の結果も、それぞれ報告書の形で公表しています。

②本市以外の団体等が実施した既往の調査の概要

神奈川県は、県内の文化財に関する調査結果を『神奈川県文化財図鑑』として昭和46年(1971)から平成元年(1989)にかけて刊行しました。

また、神奈川県史の編さん作業の過程で文化財について調査しました。

(2) 調査の実施状況の整理

①実施状況の概要

文化財類型		実施状況	
有形文化財	建造物	○	
	美術工芸品	絵画	○
		彫刻	○
		工芸品	×
		書跡・典籍	×
		古文書	△
		考古資料	○
歴史資料	△		
無形文化財		△	
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	
	無形の民俗文化財	×	
記念物	遺跡	○	
	名勝地	×	
	動物・植物・地質鉱物	○	
文化的景観		×	
伝統的建造物群		△	

○：調査ができている △：調査が進んでいない ×：調査を行っていない

②文化財類型ごとの調査実施状況

ア 有形文化財

○建造物

『小田原市文化財調査報告書第31集「小田原の建造物」』（1990）、『ふるさと小田原の建築百景』（1993）、『神奈川県近世社寺建築—神奈川県近世社寺建築調査報告書—』（1993）、『神奈川県近代和風建築—神奈川県近代和風建築調査報告書—』（2000）、『神奈川県近代化遺産—神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書—』（2012）、『小田原市郷土文化館研究報告「小田原の金石文」』（1967～1969）や、『小田原市史 通史編 原始古代中世』（1994）第6章などで把握できています。民間所有のものについてはその後解体されているものもあります。

平成29年（2017）より、小田原市郷土文化館が主体となり、公募ボランティアとの協働による「小田原の石造物を調べる会」において、市内に所在する宝篋印塔等の石造物の調査を順次進めています。

○絵画

市史編さんにあたり把握調査を行い、成果の一部は『小田原市史 通史編 原始古代中世』（1998）第7章にまとめられています。

○彫刻

市史編さんにあたり把握調査を行い、成果の一部は『小田原市史 通史編 原始古代中世』（1998）第7章及び『小田原の仏像銘文集—信仰と造形の歴史—』（1994）にまとめられています。

○工芸品

把握調査は未実施です。

○書跡・典籍

把握調査は未実施です。

○古文書

古代・中世文書は『小田原市史 史料編』刊行時におおむね調査・確認されています。市史編さん以降に発見された資料は、『小田原市郷土文化館研究報告』No. 42、49「小田原北条氏文書補遺」、No. 55「小田原藩士渡辺家伝来の中世文書」として紹介されています。

近世文書及び近代文書は、市立図書館が中心となり、市内外の古文書の調査を行い、『近世文書目録』1～5にまとめました。その後、市史編さん事業を経て、現在、古文書の整理・保存は中央図書館が引き継いでおり、随時調査を行っています。

○考古資料

個人所蔵の考古資料は、『小田原市史 史料編 原始古代中世Ⅰ』（1995）や『神奈川県考古資料集成』（1970）に取りまとめられているほか、『神奈川県史 資料編 20 考古資料』（1979）の編さんにあたり調査が行われました。しかしながら、一部の資料については所在等についての追跡調査が未実施です。

また、主要な考古資料は、小田原市郷土文化館及び小田原城天守閣の展覧会図録で紹介されています。

○歴史資料

『身近にある小田原の史跡』川西版、川東版作成に先立ち現地調査を行い、一定程度の把握がなされていますが、市中央部は未完了です。

イ 無形文化財

把握調査は未実施です。

ウ 民俗文化財

○有形の民俗文化財

『小田原市文化財調査報告書第8集「小田原の道祖神」』（1976）、『小田原市文化財調査報告書第18集「小田原の道祖神」』（1985）や『小田原市文化財調査報告書第20集「小田原の野佛たち」』（1986）で把握していますが、その後の定期的な調査は未実施です。

また、衣食住や生業などの調査は未実施です。

○無形の民俗文化財

指定文化財とされているものについては指定にあたり調査が行われています。

『小田原市文化財調査報告書第41集「小田原の年中行事」』（1993）は市内の祭礼等が把握されているものの、調査から30年以上が経過し、社会情勢の変化によってこれらの祭礼等がどのような状況にあるのかについての調査は未実施です。

また、小田原の年中行事をまとめたものとして『小田原市郷土文化館研究報告No.15』（1979）もありますが、こちらも年代が古く、追跡調査は未実施です。

その他、『神奈川県の祭り・行事 神奈川県祭り・行事調査報告書』（2009）において、曾我の傘焼きまつりをはじめ、祭り・行事の基礎調査が行われ、『神奈川県民俗芸能記録保存調査報告書 第1集 かながわの鹿島踊〔吉浜の鹿島踊〕』（2022）において、寺山神社をはじめ小田原市内の鹿島踊についてまとめられています。

食文化については、文化財としての調査は未実施です。

エ 記念物

○遺跡

考古学的な遺跡は、小田原市遺跡分布地図に登載されているとおり把握されています。

国指定史跡については史跡整備のための調査を行っています。その成果は、『小田原市文化財調査報告書第155集「史跡小田原城跡 馬出門」』（2010）、『小田原市文化財調査報告書第159集「史跡小田原城跡 馬屋曲輪」』（2014）、『小田原市文化財調査報告書第179集「史跡小田原城跡 御用米曲輪」』（2016）などにまとめられています。

本市が実施した埋蔵文化財発掘調査の結果については、小田原市文化財調査報告書第21集～第216集において取りまとめています。

市内の埋蔵文化財包蔵地の所在については、「神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳」に登載されています。遺跡の分布状況やその概要について「小田原市遺跡分布地図」を作成しています。

○名勝地

名勝地の視点による把握調査は未実施です。

○動物・植物・地質鉱物

『小田原市文化財調査報告書第6集「小田原の天然記念物－樹木－」』（1974）で把握していますが、その後の定期的な調査は未実施です。

なお、指定文化財の指定を受けている植物のうち一部は定期的に状況調査を行っています。

オ 文化的景観

『小田原ふるさとの原風景百選』（2006）により基礎的な情報は把握していますが、文化的景観としての調査は未実施です。

カ 伝統的建造物群

過去に市の内部シンクタンクである政策総合研究所において板橋地区及び国府津地区について研究がされています。

また、東海大学において板橋地区の調査が行われました。

2 文化財に関する現在の取組

調査以外の文化財に関する取組は次のとおりです。

(1) 文化財の保護

本市では、昭和29年(1954)に小田原市文化財保護条例を制定し、文化財保護委員会を設置して、文化財の保護に取り組んできました。また、平成9年(1997)に小田原市指定文化財保存管理奨励金制度を創設し、指定文化財の所有者・管理者に対して日常の保存管理の支援を行うとともに、管理状況を把握するよう努めています。

このほか、小田原市文化財保存管理補助金制度を設け、小田原市に所在する文化財の保存、維持のための修理、補修及び公開その他文化財の活用を図る事業について経費の一部を補助し、支援を行っています。

(2) 文化財の保存・活用に関する計画

国指定史跡である小田原城跡について、包括した保存・活用をするため、令和3年(2021)に「史跡小田原城跡保存活用計画」を作成しました。

歴史的な町並みの保存に関して、平成17年(2005)に小田原市景観条例を、平成18年(2006)に小田原市屋外広告物条例を、令和3年(2021)に小田原市歴史的建造物の保存及び活用に関する条例をそれぞれ制定しました。また、平成23年(2011)に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく「小田原市歴史的風致維持向上計画」(第1期)を策定して国の認定を受け、以後10年にわたり歴史的風致の維持向上に取り組んできました。令和3年(2021)には「小田原市歴史的風致維持向上計画」(第2期)を策定して国の認定を受けています。

(3) 文化財の防災対策

国指定史跡である小田原城跡に建つ小田原城天守閣について、平成28年(2016)に耐震改修を含む大規模リニューアル工事を実施しました。

毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて、小田原市消防本部・消防署と連携し、小田原城天守閣、二宮尊徳生家などで消防放水訓練を実施しているほか、市内所在の文化財指定建造物に対する防火指導を実施し、貴重な建造物の保護に努めています。

(4) 教育活動

① 学校教育

市立小中学校において、地域の伝統・文化や歴史を生かした郷土学習を行っています。

「二宮尊徳学習」では、地域の偉人の一人である二宮尊徳について学んでいます。

第4章 文化財の既往の調査と現在の取組

『わたしたちの小田原』

(<https://www.ed.city.odawara.kanagawa.jp/education/page/frm5fe2a6d026b6b?tm=20210622160155>)

小学校において郷土学習で使用している副読本です。

『郷土読本「小田原」』

(<https://www.ed.city.odawara.kanagawa.jp/education/page/frm601ca43c4ae6b?tm=20240902093252>)

中学校において郷土学習で使用している副読本です。

郷土学習の例：

- ・小田原ちょうちん作り
- ・栢山田植え歌
- ・下中座
- ・鹿島踊

② 社会教育

ア おだわら市民学校

「おだわら市民学校」は、地域の課題解決の担い手育成のため、各分野の実践者を講師に招き、官民協働で実施する学びの場として、平成30年（2018）に設けられました。皆で集い、ともに学び、実践へ繋げる「人のチカラ」を育む“新たな学びの場”として2年制の課程を組んでいます。1年目の基礎課程では「郷土愛」を、2年目の専門課程では「実践に繋げる課題解決を担いうるチカラ」を育むほか、教養課程として、小田原市の歴史文化をより深く学べる「郷土の魅力を知り伝える」「二宮尊徳の教えを継承する」があります。

イ 生涯学習きらめき出前講座・体験学習

「生涯学習きらめき出前講座」は、市職員等が出向き、行政の取組や職員の専門知識を生かした講座を行う生涯学習システムです。令和7年（2025）現在、歴史・郷土文化に関する講座として7講座が設定されています。

講座一覧（抜粋）

出前講座名	サブタイトル	担当課等
道具から知る 昔の暮らし	道具を通して分かる昔の暮らしを学芸員と一緒に学ぼう	郷土文化館
「小田原の宝」から知る地域の魅力		郷土文化館
調べてみよう！デジタルミュージアム		郷土文化館
小田原と二宮尊徳	生誕から現在まで	尊徳記念館
小田原城・石垣山	小田原城・石垣山一夜城の発掘調査	文化財課
小田原の遺跡と出土品		文化財課
早川石丁場群関白沢支群		文化財課

「生涯学習きらめき体験学習」は、市職員が働く現場等で、行政の仕事や座学では得られない学習を市民の皆さんが体験できる生涯学習システムです。令和7年（2025）現

在、歴史・郷土文化に関する講座として4講座が設定されています。

講座一覧（抜粋）

出前講座名	サブタイトル	担当課等
小田原の文学者たち	小田原文学館展示解説	図書館
小田原の遺跡探訪		文化財課
博物館を10倍楽しむ方法	学芸員が教える郷土文化館の魅力	郷土文化館
尊徳記念館、裏側まで見せます！	尊徳記念館って、どんなところ？	尊徳記念館

(5) 展示公開施設

市が管理・運営する施設は、小田原市郷土文化館及び分館松永記念館、尊徳記念館、小田原文学館、小田原城天守閣があります。

神奈川県が管理・運営する施設は県立生命の星・地球博物館があります。

民間が管理・運営する施設は報徳博物館があります。

また、小田原に古くから伝わる産業文化に関わる店舗などの施設を「まちかど博物館」に指定し、小田原の産業に関わる人・製品・ものづくりの結びつきを知ってもらい、小田原の魅力を高めるための場としています。

施設名	施設概要
小田原市郷土文化館	市内の豊富な郷土資料を収集し保管・保存するとともに、展示公開や調査・研究、普及活動等を通じて、市民文化の向上に取り組んでいます。
小田原市郷土文化館分館 松永記念館	「電力王」と呼ばれた実業家であり、数寄茶人としても高名であった松永安左エ門（耳庵）が、小田原へ居住してから収集した古美術品を中心に公開しています。
尊徳記念館	二宮尊徳の生涯や、その教えを学ぶ展示室のほか、会議室や宿泊室を備え、講座、サークル活動等の生涯学習活動の場として利用できます。
小田原文学館	小田原市立図書館が開館以来、長年にわたり収集してきた自筆原稿や遺品等により、小田原出身やゆかりの文学者たちの生涯や事績等を紹介しています。
小田原城天守閣	江戸時代に造られた雛形や引き図(宝永年間の再建時)を基に、江戸時代の姿として外観復元され、内部は歴史資料の展示施設となっています。

(6) 講座・講演会・イベント等

市は、市民が広く文化財に触れる機会をつくるため、以下の講座・講演会・イベント等を開催しています。

遺跡調査発表会・遺跡講演会

遺跡見学会

最新出土品展

文化財建造物観覧会

小田原市郷土文化館特別展・企画展

小田原市郷土文化館郷土研究講座

小田原文学館企画展

小田原城企画展

第4章 文化財の既往の調査と現在の取組

小田原民俗芸能保存協会は、民俗芸能の技能を伝えていくための後継者育成に向けた取組の成果を披露する場として、「後継者育成発表会」を開催しています。

また、相模人形芝居下中座（国指定）を含む県内の5座で構成する相模人形芝居連合会は、伝統の技を披露する「相模人形芝居大会」を昭和38年（1963）より開催しています。

（7）史跡めぐりコース等

小田原の自然や歴史、文化を感じながら、散策を楽しめるウォーキングコースを設定しています。その中のいくつかは市内の史跡を巡るコースです。

- ・ 太閤一夜城と長興山史跡巡りコース
- ・ 石橋山古戦場・米神漁港コース
- ・ 歴史と文化の香るまち散策コース
- ・ 久野遺跡巡りコース
- ・ 荻窪用水散策コース
- ・ 国府津・曾我丘陵ウォーキングコース
- ・ 曾我の里散策コース
- ・ 国府津・曾我の里散策コース

（8）歴史的町名碑の設置

江戸時代まで連綿と続いていた城下町・宿場町「小田原」の町名や地名は、明治23年（1890）の町村制の施行によって公式には消えることになりましたが、住民の間で呼び伝えられてきた旧町名は、消えることなく親しみをもって日常生活の中で使われる無形の歴史的遺産となっています。この無形の歴史的遺産である旧町名を保存・活用するため、昭和60年（1985）から「歴史的町名保存事業」を実施し、旧町名を調査研究するとともに、この調査結果に基づいて105基の歴史的町名碑を設置しています。

（9）自治会組織の活動

市内には249の自治会が存在し、自治会を中心に地域の神社の祭礼や年中行事が執り行われています。

また、自治会を取りまとめる組織として26の自治会連合会が存在し、連合会区域ごとに自治会・地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会などの各種団体が構成する「地域コミュニティ組織」（まちづくり委員会）が設立されています。

地域コミュニティ組織では「一人ひとりがつながり、地域の力で課題を解決する組織」を目指し、各地域で策定した地域別計画に基づいた課題解決のための取組を進めています。その中には、地域にまつわる歴史文化行事の継承や、郷土史の伝承といった、文化財に関する取組もあります。

（10）地域や民間団体の活動

本市では、様々な分野の団体が歴史や文化に関わる活動を行っています。主な団体の活動内容については資料編に掲載しています。

市民活動の事例① 相模人形芝居 下中座

国の重要無形民俗文化財に指定された相模人形芝居の保護団体である下中座では、日々の稽古や公演での出演等を通じ、相模人形芝居に伝承される演目、技芸の習得・上達を目指すとともに、次世代の遣い手を育成しています。また、地域の教育機関と連携して、部活動・クラブ活動における伝承にも力を入れています。

- ・神奈川県立二宮高校 相模人形部
- ・小田原市立橋中学校 相模人形クラブ
- ・小田原市立下中小学校 下中座クラブ
- ・昭和女子大学歴史文化学科 夏季集中講義 “伝統芸能実習”

**市民活動の事例② 小田原ちょうちん製作教室**

「小田原ちょうちん」は小田原の伝統的な文化であり、今もなお小田原市民に受け継がれている小田原のシンボルです。

小田原箱根商工会議所青年部は、毎年（一社）小田原市観光協会、小田原ちょうちん製作ボランティアの会と連携して、小田原市内の全小学校 25 校の 6 年生（一部 5 年生を含む）を対象に、地域の伝統文化である「小田原ちょうちん」を自分の手で作る「小田原ちょうちん製作教室」を開催しています。製作教室は小田原ちょうちんの歴史や作り方を学び、伝統を未来につなげる場として 30 年以上続けられてきました。

作品は小田原ちょうちん光アートフェアで展示されます。

市民活動の事例③ （ワークショップ）上府中地区まちづくり委員会

上府中地区では地区の取組として地域の歴史や文化財について学ぶ講座やまち歩きを地区住民や地域の学校職員などを対象として以前から実施してきました。こうした取組の一環としてワークショップを開催し、地域に伝わる文化財の保存と活用について意見を交わしました。また、地域の遺跡を巡るまち歩きも開催しました。

**市民活動の事例④ （ワークショップ）NPO法人 小田原ガイド協会**

小田原の自然、歴史、文化について多様なガイド事業を実施し、文化財の活用に関わっている小田原ガイド協会の協力で、板橋地区の指定文化財・登録有形文化財を巡りながら、より魅力的な文化財の PR 方法の提案や文化財の活用についての意見交換を行いました。



第4章 文化財の既往の調査と現在の取組

(11) 民間提案制度

本市の地域課題の解決のため、民間事業者の提案を募集し、内容を審査して採用された提案について提案者と協議を行い、協議が調った場合には提案者と契約締結等し事業化するものです。

令和2年度(2020)に公共施設の利活用に関して初めて導入し、令和3年度(2021)から市のすべての事業を対象とした提案募集も行っています。なお、募集は通年ではありません。

民間提案制度により活用を事業化した市有施設

令和2年度	旧大窪支所、旧片浦支所、旧曾我支所、清閑亭(旧黒田長成別邸)
令和4年度	豊島邸(旧豊島家住宅主屋、旧豊島家住宅門及び塀)

民間提案制度により活用を事業化した民間施設

令和5年度	三淵邸・柑柑荘
-------	---------

3 文化財に対する市民意識

文化財に係る現状を把握し、本計画の作成にあたり参考とするため、令和5年度(2023)に市民アンケート、令和6年度(2024)に文化財所有者アンケート及び民俗芸能保存団体アンケートを実施しました。(詳細な集計結果は資料編に別途掲載)

(1) 市民アンケート

文化財に対する考え方、文化財との関わり、文化財の保存・活用などについて市民の意見を把握するため、市民を対象として令和5年(2023)12月に実施しました。

また、市民アンケートでは、身近な文化財についても具体例を尋ね、結果は文化財リストに反映させました。

市民においては本市の文化財は重要なものと認識しており、一定の市民は地域における行事などへの参加を通して文化財に触れ、継承する取組に参加していますが、現状でこうした取組に参加していなくても、参加していく意思はあると捉えられます。また、文化財を「過去から未来へ歴史をつないでいく」ものとしてとらえ、保存・活用にあたって次世代への確実な継承が重要であり、何らかの取組は必要であるとの意識が行きわたっていることが見て取れました。

[実施概要]

実施：令和5年11月24日～令和6年1月12日

配布：小田原市広報委員を通して、各地区(250)に5部ずつ計1250部配布し、協力依頼

回答：974件(77.9%)

[結果概要]

○小田原市にとって大切な文化財

有形文化財と史跡を挙げる回答が多く、民俗文化財がこれに続いています。



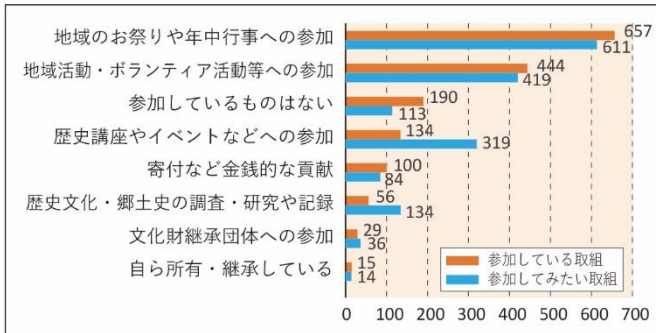
○文化財がもたらす効果

「過去から未来へ歴史をつないでいく」の回答が最も多く、「観光などの交流が促進される」が続いています。



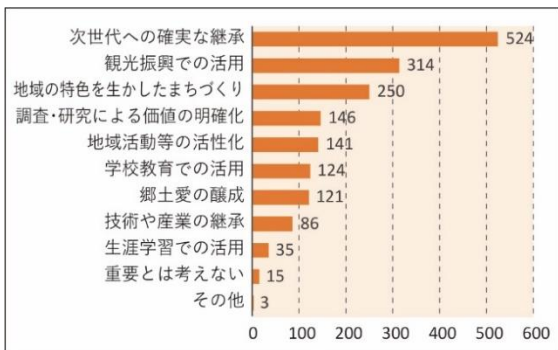
○文化財に関する取組との関わり

地域の祭礼や行事などの地域活動を挙げる回答が多く、参加しているものはないとする回答がこれらに続いています。一方で、今後参加したいと思う取組については、地域活動のほかに歴史講座やイベントへの参加を挙げた回答が多く、参加を希望しない回答は少数にとどまっています。



○文化財保存・活用の重要なテーマ

「次世代への確実な継承」を挙げた回答が最も多く、以下、「観光振興での活用」「地域の特色を生かしたまちづくり」が続いています。



○文化財保存・活用の力を入れるべき取組

史跡の整備や案内看板の充実が最も多く、ホームページやSNS等による情報発信がこれに続きます。力を入れる必要はないとする回答はごくわずかでした。



第4章 文化財の既往の調査と現在の取組

(2) 文化財所有者アンケート

文化財の保存・活用に係る課題を把握するため、市内の指定文化財所有者を対象として令和6年（2024）5月に実施しました。

設問内容は、文化財の公開・活用について、文化財の保存・防犯・防災についてです。

アンケート結果及び自由意見から、文化財の保存に関して費用面の支援や技術面の支援を市に期待する声が見て取れ、ここに所有者としての保存・活用の課題があると捉えられます。

[実施概要]

実施：令和6年5月14日～令和6年9月2日

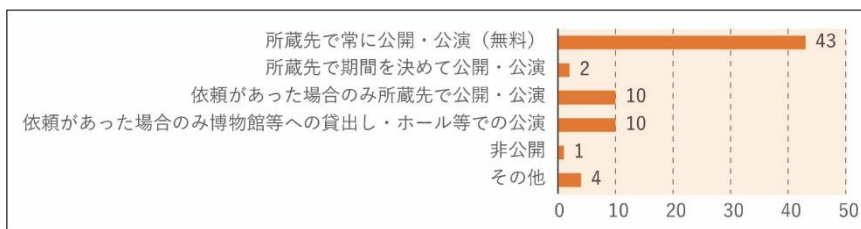
配布：小田原市指定文化財の所有者（69件）へ郵送

回収：68件（98.6%）

[結果概要]

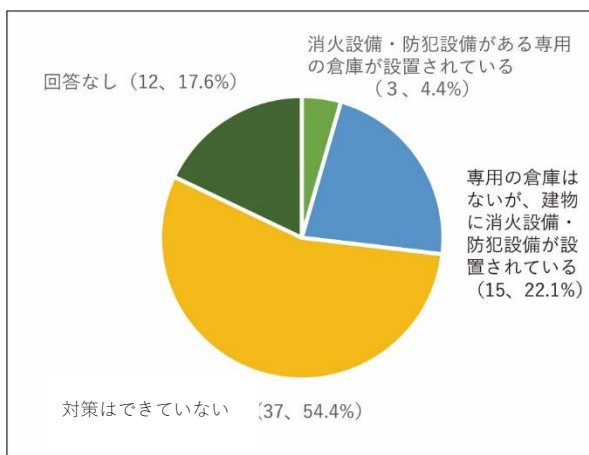
○文化財の公開の状況

一部非公開としている他はほとんどが何らかの形で公開しており、公開にあたり有料にて公開しているものはありませんでした。文化財の活用について、引き続き何らかの形で公開・公演に取り組む意向があるとのことでした。



○文化財の防災・防犯対策について

屋外に保存されているものが多く、防犯・防災対策に意を払った保存体制の整備までは手が回っていないという状況が読み取れます。



○文化財の保存についての課題

文化財の劣化・老朽化及び日常的な清掃・点検が所有者が感じている課題として多く、費用負担についても課題となっていることが挙げられました。



(3) 民俗芸能保存団体アンケート

民俗文化財の保存に係る課題を把握するため、小田原民俗芸能保存協会の加盟団体を対象として令和6年（2024）11月に実施しました。

設問内容は、現在の課題及び保存継承のための取組についてです。

結果から、人材及び資金の不足が共通の課題となっており、保存・継承のために各団体が後継者の確保などに取り組みながら活動していることが読み取れます。

【実施概要】

実施：令和6年11月11日～令和6年11月22日

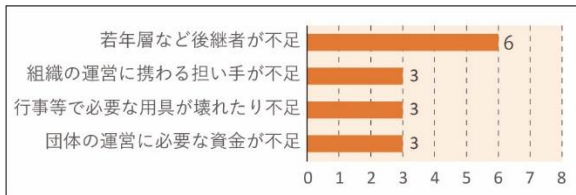
配布：小田原市民俗芸能保存協会の構成団体（8件）へ配布

回収：8件（100%）

【結果概要】

○継承の課題

若年層など後継者が不足していることを挙げた回答が多かったほか、組織の運営に携わる担い手の不足、行事等で必要な用具等が壊れたり不足、団体の運営に必要な資金の不足などが挙げられました。



○継承のための取組

後継者の確保、学校などとの連携、映像記録などの記録保存、公開機会の確保などが挙げられました。



第5章 将来像・基本的な方向性

1 目指す将来像

(1) 将来像

先人が築いた歴史とともに暮らすまち 暮らしを通してその歴史を未来へつなげていく

小田原市には、山、川、海がつながる豊かな地形と自然環境があり、西に箱根山を控え、東西交流の場となる交通の要衝として発展してきました。こうした自然環境や地理的条件を背景に、我が国の歴史文化に影響を与えた偉人を多く出しただけでなく、この地に魅せられた要人・文化人が集うことにより多様な交流が生まれました。長い歴史を持つ小田原は、古くからの営みの中で磨かれた文化財を有しています。

小田原市の総合計画が掲げる将来都市像「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」の実現に向けた、まちづくりの目標の一つ「地域経済が好循環し、多彩な資源が開く小田原」には、こうした長い歴史の中で育まれた普遍的価値を再認識し、より魅力と価値のある地域の資源として磨き上げるとともに、新たに創造される文化を守り育てていくことで、地域特有の個性が確立され市民がまちに誇りを持つことにつながると位置づけています。

市民は、先人が築いた歴史とともに暮らし、それを楽しみ、豊かな時間を過ごすことができます。文化財を活かし触れ合う多様な機会を通して、歴史に触れ、その価値を意識することができます。市民一人ひとりが、暮らしを通じて歴史を感じ、育み、新たな価値を創造し、未来へつないでいくまちを目指します。

(2) 目指す将来のまちのイメージ

将来像を、まちのイメージとしてより具体的にします。

将来のイメージ ① 文化財を通して地域を学び、地域への愛着を育むまち

文化財に対する調査や研究を深めることで、小田原市の歴史文化を明らかにしていきます。学校教育や生涯学習等と連携して、文化財を通じた学びの機会をつくり、地域への理解を深め、愛着を深めます。

歴史文化について生涯にわたる学びの機会をつくり、地域への愛着を深め、暮らし続けられるまちを実現します。

将来のイメージ ② 文化財に触れ合う多様な機会があるまち

市民が文化財に触れる多様な機会をつくります。文化財に関する情報発信や関連する施設の活用に加え、他の分野の取組とも連携し、遊びや教育、イベントなど、暮らしの中で、身近な文化財との多様な関わりをつくります。

文化財に触れる機会が多くあり、それらの機会をきっかけに、多くの市民が文化財を知り、身近に感じられることのできるまちを実現します。

将来のイメージ ③ 文化財を守り、歴史文化をつないでいくまち

文化財を地域で共有する財産として、所有者や管理者だけでなく、地域全体で守り、継承していきます。あわせて、災害への対策を強化することで、文化財を守っていきます。

歴史文化を未来につなぎ、継承しながら小田原市ならではの文化を創出するまちを実現します。

将来のイメージ ④ 文化財が豊かな活動を育むまち

地域の身近な文化財を活用した、市民の多様な活動を育みます。小田原市ならではの豊かな暮らしや、なりわいにつながる多様な活動を実現します。

文化財単位、地区単位の取組に加えて、相互に連携・交流し、それぞれの取り組みを支援する保存・活用のネットワークを形成します。

行政や専門家、市民団体等による活動の支援のもと、それぞれの地域で文化財を活かした活動が行われ、地域内外の交流を活性化するまちを実現します。

将来のイメージ ⑤ 文化財の継承を支える仕組みがあるまち

子どもや若い世代が文化財を体験する機会や、文化財に関わる主体の交流の機会等をつくります。

また、行政の保存・活用にかかる体制を充実します。更に、多様な主体が連携、行動する体制をつくります。

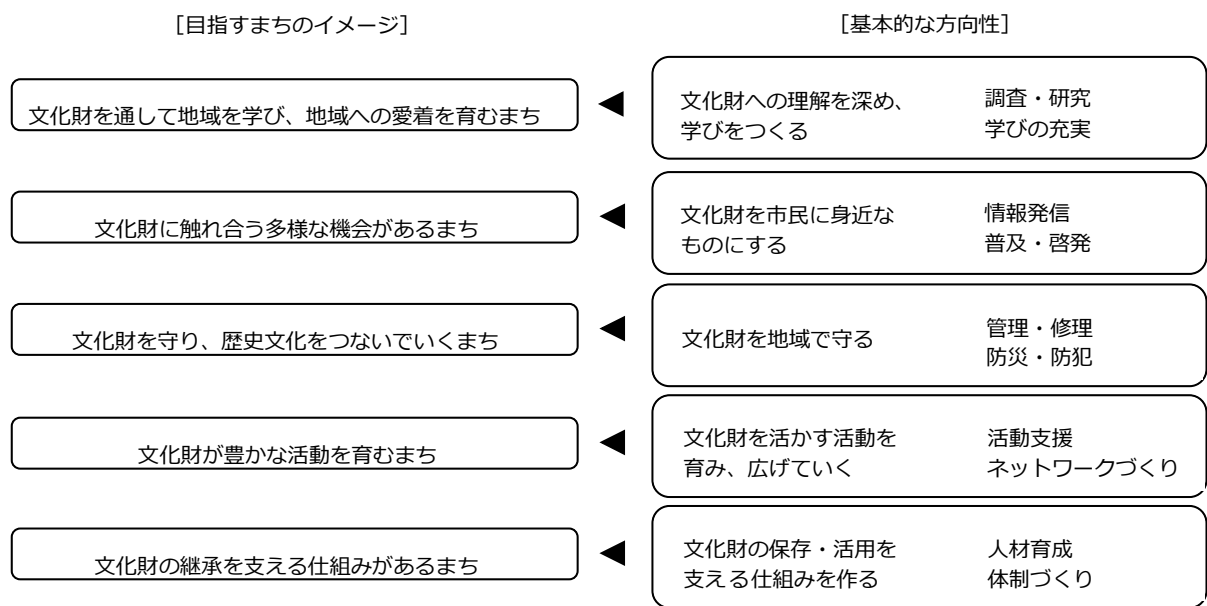
多くの市民が文化財を継承する担い手となり、市民や専門家、市民団体等が協働で保存、活用に取り組むまちを実現します。

2 基本的な方向性

(1) 基本的な方向性

目指す将来のまちのイメージを実現するための、保存・活用の基本的な方向性を整理します。

まず、多くの市民が、文化財を多様な形で触れ合い、身近に感じられるような機会をつくれます。文化財を通して地域の歴史文化を知り、学び、郷土への理解と愛着を深めます。身近な文化財を地域の宝として守ることに加え、多様な活動を育むことで活用し、未来へ継承していきます。



方向性 1 文化財への理解を深め、学びをつくる

調査・研究

調査・研究の継続により、文化財を把握し、価値を適切に評価します。成果は分かりやすく発信します。

学びの充実

小中学校や公共施設等と連携し、文化財の多様な学びの機会をつくり、文化財への理解・関心を高めるとともに、文化財を通じて地域への理解を深めます。

方向性 2 文化財を市民に身近なものにする

情報発信

多様な主体、分野と連携し、魅力的に文化財の情報発信を行います。文化財を多くの市民に伝えます。

普及・啓発

市民が文化財を知るきっかけとなる多様な機会を創出します。子どもの遊び、学校での

学び、地域のコミュニティ活動など、多様な活動の中で文化財との触れ合いをつくります。

方向性 3 文化財を地域で守る

管理・修理

行政が所有する文化財について適切に管理するとともに、文化財の修理等に関して、所有者・管理者への適切な情報提供、支援の環境を整えます。記録・保管等も行い、継承につなげます。

防災・防犯

文化財を自然災害や火災、盗難等から守るための対策を行います。所有者・管理者だけでなく、地域や行政等が協働して取り組む仕組みをつくります。

方向性 4 文化財を活かす活動を育み、広げていく

活動支援

文化財に関連する活動を支援することで、多様な主体による保存・活用の活動を促進し、また、多くの市民が歴史文化を体験する機会をつくります。

ネットワークづくり

活動団体等の相互の交流を深めることで、それぞれの取組を深め、また広げていきます。

方向性 5 文化財の保存・活用を支える仕組みを作る

人材育成

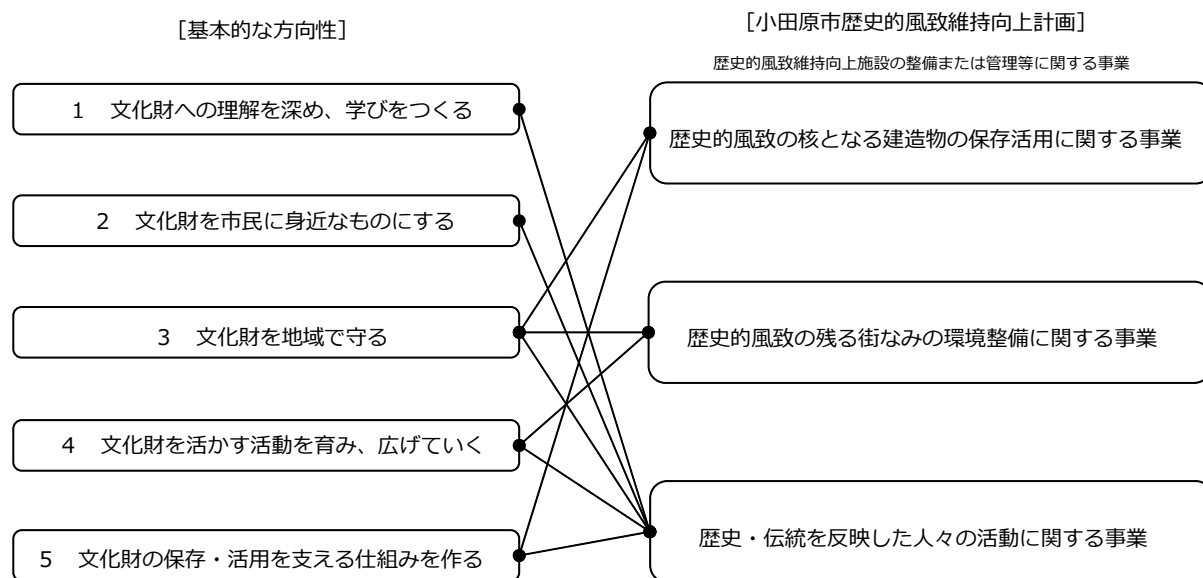
子どもや若い世代が文化財を体験する機会づくりや文化財に関わる主体の交流の機会等をつくることで、文化財の保存・活用の担い手を育成します。

体制づくり

行政の保存・活用にかかる体制を充実します。また、多様な主体が連携、行動する体制をつくります。

(2) 小田原市歴史的風致維持向上計画との関係

本計画は、歴史を活かしたまちづくりを推進する小田原市歴史的風致維持向上計画と連携して取り組んでいきます。同計画における歴史的風致維持向上施設の整備または管理等に関する事業と本計画の基本的な方向性の関係は下図のとおりになります。



第6章 文化財の保存と活用の基本方針

1 保存・活用の考え方

第5章で定めた五つの基本的な方向性に沿って、市内の文化財の保存・活用について、課題と方針、今後の措置を示します。

本計画で示す措置の内容や対象は多岐に及びます。市民、行政、専門家、所有者（管理者・保存団体）が連携・協働して取り組んでいくこととし、措置ごとにそれぞれの主体の関わり方を示します。また、本計画の計画期間である11年間で、計画的に取り組んでいくために、年ごとに前期（令和8～10年度）、中期（令和11～14年度）、後期（令和15～18年度）に区切って取組時期を示します。前期、中期、後期に区分し、計画的に取り組んでいきます。

なお、それぞれの措置は、市費、県費、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金など）、その他民間資金などを活用しながら進めていきます。

2 保存・活用の課題・方針・措置

方向性1 文化財への理解を深め、学びをつくる 調査・研究／学びの充実

課題

[調査・研究]

○文化財に関する調査が十分にできていない

市内には、地域で大切にされ、価値を有する未確認・未指定の文化財が所在していますが、工芸品や書跡・典籍などの分野の把握調査ができていません。また、既に把握している文化財についても、個別に詳細な調査が行われていないものもあり、保存・活用につなげられていない文化財もあります。

○文化財の滅失等のおそれがある

建造物を中心に維持・管理の困難から、未指定の文化財が消失するケースが生じています。また、無形の民俗文化財については、実施形態が徐々に変化していますが、現状を把握できていません。

○収集された文化財が十分に整理されていない

おだわらデジタルミュージアムの整備とともに、文化財の整理は進みつつありますが、未整理のものが残っています。また、小田原市郷土文化館は施設の老朽化が課題となっています。

○多様な機関で行われている調査・研究の連携に力を入れる必要がある

多様な機関で調査・研究が実施されていますが、その成果が共有できていません。

[学びの充実]

○学校教育との連携による学びに力を入れる必要がある

学校単位で文化財に対する学びが行われていますが、より充実を図り、郷土に対する理解や愛着を育むことが必要です。

第6章 文化財の保存と活用の基本方針

○生涯にわたっての学びの機会づくりに力を入れる必要がある

文化財への理解を深めるための環境整備に課題がある現状において、生涯学習への参加や活動を支援することが限定的となっています。

○地域における学びの機会づくりが十分にできていない

地域の中で身近な文化財に対する関心が薄れ、文化財に触れ、学ぶ機会が減少しています。

方針

【調査・研究】

○文化財の把握調査及び詳細調査の実施

工芸品や書跡・典籍などの分野の把握調査を実施し、未調査の文化財について把握するよう努めます。詳細調査も進め、調査の実施にあたっては市民等との協働を検討します。

○文化財の滅失等の防止

調査の結果をもとに、特に貴重なものについては所有者や無形の民俗文化財保護団体等の同意を得られたものから文化財指定などにより保護します。また、調査で得られた成果は、適宜、公開等を進めます。

○文化財の収集と整理

滅失等の危険がある文化財や出土物などの収集・保管や調査研究等を進めます。施設等で収集・保管する文化財は、調査研究成果も活かして公開等を進めます。

○調査・研究成果の連携と集約

デジタルミュージアムなどにより、様々な調査・研究の成果を集約し、整理します。

【学びの充実】

○学校等と連携した文化財の学びづくり

小中学校と連携して、文化財に関する学習の充実に努めます。

○社会教育施設等との連携による生涯学習の充実

生涯学習を充実します。あわせて受講しやすい環境整備も行います。

○地域との連携による学びの充実

地域の施設や団体と連携して、地域の特色を生かした身近な文化財に関する学びをつくります。実施にあたっては、市の専門職員や専門家等を派遣するなど、行政も支援します。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民等	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
1-1	未指定・未確認のものを含めた文化財の調査	工芸品や書跡・典籍などの分野の把握調査を実施します。市内には多数の未確認・未指定文化財が存在しており、保存・活用に向けて調査・記録をしていく必要があります。調査方法や対象などに		○				○	○

1-2	「小田原の石造物を調べる会」との協働による石造物調査	ついて検討し、調査を実施します。 市民ボランティアによる「小田原の石造物を調査する会」で市内に多数存在する石造物の調査・記録を進めていきます。	○	○			○	○	○
1-3	緊急発掘調査事業	開発行為により消滅する遺跡を保存・活用できるように記録するため、開発工事に際して事前に発掘調査を実施します。	○	○	○		○	○	○
1-4	史跡等用地取得事業	国指定史跡について、地権者の理解を得ながら土地の公有化を行います。	○	○			○	○	○
1-5	文化財保存修理等助成事業	無形の民俗文化財の調査を実施し、記録・保存に努めます。	○	○	○	○	○	○	○
1-6	遺物保存管理事業	発掘調査によって得られた成果を、永く後世に伝えるとともに、誰もが活用できるように資料整理を行います。		○			○	○	○
1-7	文化財に係る各種データの連携	デジタルミュージアムなどにより調査・研究データを集約し、データ連携を進めていきます。		○				○	○
1-8	郷土学習推進事業	郷土に対する興味関心や探求心を高め、郷土を愛する心情を養うため、小中学生向けの副読本を発行し、活用します。		○			○	○	○
1-9	生涯学習支援事業	生涯学習に関する市主催事業等に子育て世代が安心して参加できるよう託児の支援を行います。	○	○			○	○	○
1-10	学校施設等開放事業	社会教育の振興を図るとともに、身近な生涯学習活動の場の提供を行うことで、市民生活の質の向上に資することを目的とし、市内小中学校の施設・設備を学校教育上支障のない範囲内で、社会教育活動の利用に供します。	○	○			○	○	○
1-11	文化活動担い手育成事業	本市の芸術文化を支える新たな担い手、鑑賞者を育成するため、市内小・中学校等にアーティストを派遣するアウトリーチを行います。	○	○	○		○	○	○
1-12	おだわら市民学校事業	「持続可能な地域社会」を実現するため、様々な分野で活動する担い手の育成を目指した、地域資源を活用した長期的、体系的な学びの場「おだわら市民学校」を運営します。	○	○	○	○	○	○	○
1-13	キャンパスおだわら事業	市域全体が「だれもが、いつでも、どこでも、なんでも学べる場」となるよう、学習講座の提供、学習情報の収集及び発信、学習相談、人材バンクの運営及び活用などを行います。	○	○		○	○	○	○

方向性 2 文化財を市民に身近なものにする 情報発信／普及・啓発

課題

【情報発信】

○情報発信が不足している

文化財に対する興味・関心が薄れるなか、市民等に対して効果的な情報発信ができていませんでした。

○他分野と連携した情報発信が十分にできていない

第6章 文化財の保存と活用の基本方針

多くの市民等に対して魅力的に文化財の情報発信を行うためには、文化財分野だけでなく、多様な分野の担い手による情報発信が必要です。

【普及・啓発】

○文化財に触れる環境が不足している

文化財に特別の興味をもっていない市民も多く、自ら文化財にアクセスすることは少ない状況です。日常の暮らしのなかで、文化財に触れ、体験し、知る環境が必要です。

○展示公開施設が充足していない

本市には博物館相当施設として小田原市郷土文化館がありますが、建物の老朽化が著しく、情報発信の場として課題があります。

方針

【情報発信】

○多様な情報発信の促進

令和5年（2023年）3月に、本市が所蔵する貴重な資料をインターネット上で広く公開し、歴史・文化に触れる機会や場として開設した「おだわらデジタルミュージアム」について、今後もコンテンツの充実に努めます。

このほか、ホームページ、施設の活用、冊子、パンフレットなど、多様な媒体を使って、多世代を対象とした分かりやすい情報発信を充実します。

○他分野との連携や協働による情報発信の促進

事業者や市民などの他分野との連携や協働により、多様な視点で文化財に関する情報発信を行います。また、情報発信に関する市民の活動を支援します。

【普及・啓発】

○文化財に触れる環境づくりの促進

日常生活の一部として、文化財に自然と触れる環境をつくることで、文化財に親しむ機会を創出します。また、史跡等で過ごす時間がより有益なものとなるよう、ガイダンス機能を充実させます。

○展示公開施設の整備

小田原市郷土文化館だけでなく関連施設を利活用し、それぞれの施設の特性に合わせて、運営や情報発信等を行います。また、博物館についても整備を検討していきます。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
2-1	特別展開催事業 (文化部所管施設)	郷土の文化芸術や歴史資産を時宜に合ったテーマで、市民に広く紹介する特別展を開催するほか、関連した講座を開催し、展示会図録等を刊行します。		○	○		○	○	○
2-2	文化財公開事業	市民や来訪者に小田原の歴史資産についての理解を深めてもらうとともに、文化財保護意識の醸成を図るため、遺跡調査	○	○	○	○	○	○	

		発表会等の実施、指定文化財の一般公開、文化財啓発用冊子の刊行等を行います。							
2-3	博物館構想推進事業	おだわらデジタルミュージアムをプラットフォームとし、市内の文化財についての情報発信を行います。	○	○		○	○	○	○
2-4	まち歩き観光推進事業	散策マップの増刷を実施するほか、観光アプリケーション「小田原さんぽ」による約650か所の観光地情報の紹介やAIによるモデルコースの提案、災害情報の発信、公共交通機関や観光主要地の混雑状況等の情報提供を行います。		○			○	○	○
2-5	文化振興推進事業 情報発信（文化レポーター）	文化レポーターが市民のリアルな視点から小田原の魅力を伝えることができるよう、ホームページの更新や、紙面の発刊時にサポートをします。	○	○			○	○	○
2-6	史跡小田原城跡保存 活用整備事業	史跡の本質的価値を具現化するため整備を進め、史跡の保存・活用を行います。		○				○	○
2-7	都市空間デザイン事業	「史跡のある『まちなか』ならではの楽しい日常の創出」をコンセプトに、小田原駅・城周辺に点在する史跡などの公共空間の創出とその担い手の発掘・コーディネートを進めます。	○	○	○		○	○	○
2-8	まちなか再生支援事業	地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指し、担い手育成、市民活動の活性化、景観形成など、文化を含む地域資源を生かしたまちづくりを支援します。	○	○	○		○	○	○
2-9	まち歩き観光推進事業	定期的な現地確認により破損状況等を把握し、優先順位を付けながら観光案内看板や道標の更新を行います。	○	○			○	○	○
2-10	二次交通拡充事業	来訪者に二次交通であるレンタサイクルや観光回遊バスを提供する事業を通じて、事業主体・事業協力者であるNPO法人小田原ガイド協会と協力を行います。	○	○			○	○	○
2-11	郷土文化館本館管理 運営事業	本市の博物館相当施設である小田原市郷土文化館について、施設利用者に対する利便性や安全性に配慮して学習環境を整えとともに、所蔵資料の適切な保管や展示に留意した施設の維持管理を行います。また、郷土資料の当面の保管場所を確保するため、収蔵施設の整備を行います。		○			○	○	○
2-12	郷土文化館分館松永 記念館管理運営事業	松永記念館の諸施設を対象に、その文化財的特性を生かした適切な管理運営・維持修繕や貸館業務を行います。		○			○	○	○
2-13	尊徳記念館管理運営 事業	市民の生涯学習の場であり、かつ二宮尊徳の事績を顕彰する場でもある尊徳記念館について、来館者が安全快適に過ごせる施設を提供できるよう施設管理及び運営を行います。		○			○	○	○
2-14	小田原文学館管理運 営事業	小田原出身・ゆかりの文学者の作品や事績等を紹介する小田原文学館について、施設の維持管理や、関係資料の収集、公開・展示、調査研究等を行います。		○			○	○	○

第6章 文化財の保存と活用の基本方針

2-15	博物館構想推進事業	博物館基本構想に基づき、博物館基本計画の策定に向けた検討、資料のデジタル化及びおだわらデジタルミュージアムの維持管理、博物館構想の周知のための市民向け講演会及び地域資源を活用したアウトリーチ活動等を実施します。	○	○	○	○	○	
2-16	旧保健福祉事務所跡地活用事業	西海子エリアの小田原文学館や旧松本剛吉別邸などの歴史的建造物に隣接した旧保健福祉事務所跡地に、閑静な住宅環境と調和した交流の場となる空間として、将来的に地域文化発信拠点施設を整備するための方向性について検討します。	○			○	○	○

方向性 3 文化財を地域で守る 管理・修理／防災・防犯

課題

【管理・修理】

- 文化財の計画的な管理、修理が行われていない

未指定文化財については、十分な管理が行われていないものもあります。また、指定等文化財についても、所有者のみでは十分な管理を行うことが難しい状況です。

- 文化財の収蔵施設が不足している

行政において文化財を適切に保管するための収蔵スペースが不足してきています。既存の収蔵・保管施設も老朽化等により適切な環境の維持が課題となっています。

- 保存への文化財所有者の負担が大きい

文化財所有者の金銭的、人的負担が大きく、管理・修理が進まない状況です。

【防災・防犯】

→第8章を参照

方針

【管理・修理】

- 計画的な管理と修繕の実施

未指定文化財の把握につとめるとともに、特に貴重な文化財については、指定等を進めることで、適切な管理を進めます。指定等文化財については、定期的に管理状況を把握します。民間が所有する文化財の修繕を行政等により支援します。

- 文化財の収蔵施設の充実

既存施設の改修等により、収蔵スペースを確保するとともに、発掘調査の成果を総合的に集約し、包括的な研究や情報発信等を行う施設として、埋蔵文化財センターの設置を検討します。

- 文化財所有者の負担軽減

修理等に対して、文化財所有者への支援を行います。

【防災・防犯】

→第8章を参照

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
3-1	指定文化財等保存管理事業	市指定文化財の所有者に対して管理奨励金を交付するにあたり、文化財の管理状況を確認します。		○		○	○	○	
3-2	指定文化財等保存管理事業	未指定文化財の把握に基づき、必要に応じて指定に向けた手続きを行います。	○	○	○	○	○	○	
3-3	指定文化財等保存管理事業	市所有の指定文化財等の見回り監視・清掃・草刈りを行うほか、老朽化している説明板の更新などを実施します。	○	○			○	○	
3-4	指定文化財等保存管理事業	市が管理している史跡等文化財について、除草や清掃等を実施し多くの方が訪れ親しめる環境づくりを行います。		○			○	○	
3-5	遺物保存管理事業	既存施設の改修を念頭に収蔵庫を備えた埋蔵文化財センターを設置し、市内に点在する収蔵庫に収容している埋蔵文化財を集約するとともに、文化財整理室の機能も移転させ、埋蔵文化財の保存・管理機能を強化します。		○			○	○	
3-6	文化財保存修理等助成事業	民間が所有する指定文化財が適切に保存、管理されるよう、修繕費用の一部を支援します。		○		○	○	○	
3-7	文化財保存修理等助成事業	指定文化財の管理謝礼の交付、保存修理費の補助、民俗芸能保存団体の支援を行います。		○		○	○	○	
3-8	文化財保存修理等助成事業	国・県、財団法人等との調整や、市予算の確保を行います。		○		○	○	○	
3-9	歴史的風致維持向上計画推進事業	歴史的風致形成建造物の指定の方針に基づき、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、建造物の修理及び復原に対する費用を助成します。		○	○	○	○	○	

方向性4 文化財を活かす活動を育み、広げていく 活動支援／ネットワークづくり

課題

【活動支援】

○地域活動との連携が十分ではない

文化財は地域コミュニティの中心としての役割を果たしてきました。現在もそれぞれの地域で活動が行われており、継続・発展していくために支援が必要です。また、身近にある文化財の魅力が十分に認識されていないため、地域の活動に活かされていない現状もあります。

○文化財の公開を支援する必要がある

個人で所有する歴史的建造物など、一般公開には所有者・管理者の負担が大きく、セキュリティや参加者への案内などの環境が整わないため、公開を行うことが困難な文化財も多数あります。

○歴史的建造物等の活用が進んでいない

第6章 文化財の保存と活用の基本方針

市内には未指定の歴史的建造物等が多く所在していますが、所有者による維持管理が難しい状況も見られます。資金的な負担も大きいため、所有者による積極的な保存や活用まで至っておりません。

【ネットワークづくり】

○市民のネットワークが不足している

市内では多様な団体が活動を行っています。他団体との意見交換・情報共有等を通して、相互に助け合い、発展していくことが必要です。

方針

【活動支援】

○文化財を活かした地域活動の支援

文化財を活かした地域コミュニティ組織や自治会の活動を支援します。文化財を地域で共有する資源として、身近な文化財への理解を深め、文化財を守り、コミュニティ活性化に活かします。

○文化財の一般公開の支援

歴史的建造物等に関して、所有者の理解を進め、また、一般公開の実施を支援します。あわせて、関連する複数の文化財で連携して一般公開を実施するなど、より多くの関心の高い参加者を集め、公開の効果を高める取組を行います。

○歴史的建造物等の活用の支援

歴史的建造物の保存・活用を進めるため、所有者や地域団体等の意向にあわせて国の登録原簿への提案を行います。また、地域のシンボルとなる登録文化財に関しては、国の補助制度等も活用して、所有者等による活用を促進します。

【ネットワークづくり】

○活動団体等のネットワークづくりの促進

市内で活動する団体等の交流の機会づくりを支援し、市民団体や行政のネットワークづくりを進めます。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
4-1	地域コミュニティ推進事業	地域課題の解決に取り組む地域コミュニティ組織の活動を地域担当職員の配置や地域コミュニティ推進事業費負担金の交付等を通じて支援します。	○	○			○	○	○
4-2	自治会活動活性化事業	自治会の活性化につながる環境美化活動など自治会総連合が主催する問題解決に向けた理解を深める機会の場合等への補助を行います。	○	○			○	○	○
4-3	文化財公開事業	文化財建造物について、所有者の協力を得ながら公開の機会となる観覧会を開催します。		○		○	○	○	○

4-4	地域文化財総合活用推進事業	地域コミュニティ維持のため、伝統行事や民俗芸能を直接支援する国の措置を活用し、地域団体等と連携して計画づくりを行います。	○	○	○	○	○	○	○
4-5	文化財登録制度の推進	国の登録制度による保存・活用が妥当と判断されるものについては、国に文化財登録原簿への登録を提案します。	○	○	○	○	○	○	○
4-6	登録有形文化財活用推進事業	地域のシンボルとなる登録有形文化財について、修理・整備や民間団体等による活動の支援を進めます。	○	○		○	○	○	○
4-7	都市空間デザイン事業	「史跡のある『まちなか』ならではの楽しい日常の創出」をコンセプトに、小田原駅・城周辺に点在する史跡などの公共空間の創出とその担い手の発掘・コーディネートを進めます。	○	○	○		○	○	○
4-8	まちなか再生支援事業	地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指し、歴史・文化の振興、市民活動の活性化など、地域資源を生かしたまちづくりを支援します。	○	○	○		○	○	○

方向性5 文化財の保存・活用を支える仕組みを作る 人材育成／体制づくり

課題

【人材育成】

- 民俗芸能等の後継者が不足している

生活の中で民俗芸能等に触れる機会が減少し、興味・関心等が薄れてきており、地域で継承されてきた民俗芸能等の後継者が減少し、継承が難しくなっています。

- 活動の担い手が不足している

文化財を活かした活動に関わる人が育ちにくい状況です。地域においても担い手が少なくなっており、地域の住民が親しんでいる年中行事等を維持することが難しくなっています。歴史文化に関わらず、幅広い切り口での活動を文化財の保存・活用につなげていく必要があります。

- 職人等の技術者が不足している

文化財の修復等を担うことのできる伝統技術を有する職人等の数が減ってきています。技術を実践する機会も少なく、新たな職人等が育ちにくい状況です。

【体制づくり】

- 文化財行政における体制が十分でない

行政内部において、専門人材が不足しており、多様化している文化財の保存・活用に関連するニーズに十分な対応を行うことが難しい状況です。

- 広域の連携が不足している

ジオパークや日本遺産（箱根八里）など、本市には近隣市町と深い関係にある特徴を有していますが、市域を越えた取組は十分ではない状況です。連携を深め、取組の幅を広げる必要があります。

方針

【人材育成】

○民俗芸能等の後継者育成の支援

民俗芸能等に関連する団体が実施する後継者育成や普及・啓発に関する活動を支援します。

○地域における担い手の発掘と活動支援

都市空間活用やまちづくりなど、幅広い視点から文化財の保存・活用の担い手となる人材を発掘し、民間事業者や地域団体等への活動支援を充実します。

○職人等の育成支援

伝統工法に関する団体等と連携し、職人等の育成を支援します。

【体制づくり】

○文化財行政の体制充実

行政内部の専門人材の充実を図ります。あわせて関係する部局との連携、一体的な施策の展開により、多様な取組を進めていきます。また、外部の専門家等の関わりも深めることで、文化財行政を充実させていきます。

○文化財を通じた広域連携の推進

文化財に関連する神奈川県や近隣自治体、関係団体等との連携を深め、市域を超えた取組を充実していきます。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
5-1	小田原民俗芸能保存協会後継者育成補助事業	民俗芸能の保存、普及及び後継者の育成を図るため、小田原民俗芸能保存協会が実施する後継者育成事業（発表会、講座）に対する支援を行います。	○	○		○	○	○	
5-2	都市空間デザイン事業	「史跡のある『まちなか』ならではの楽しい日常の創出」をコンセプトに、小田原駅・城周辺に点在する史跡などの公共空間の創出とその担い手の発掘・コーディネートを進めます。	○	○	○		○	○	
5-3	まちなか再生支援事業	地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指し、歴史・文化の振興、市民活動の活性化など、地域資源を生かしたまちづくりを支援します。	○	○	○		○	○	
5-4	伝統工法関連団体との連携	伝統工法を通じた職人育成等を行っている NPO 法人おだわら名工舎等と連携し、職人の育成や技術の継承を目指します。	○	○	○	○	○	○	
5-5	専門人材の確保	文化財の保存活用を中心的に担う学芸員などの専門人材を継続的に確保するよう努めます。		○			○	○	

第6章 文化財の保存と活用の基本方針

5-6	文化財保護委員会運営事業	文化財の保存及び活用について、調査・研究あるいは意見具申をするため、専門家による委員会を開催します。	○ ○	○ ○ ○
5-7	県・市町村文化財保護行政主管課長会議及び担当者会議への参画	神奈川県を事務局に、県内の自治体が集い諸課題の共有や解決に向けた議論を行うなど連携を強めます。	○	○ ○ ○

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用

1 関連文化財群

(1) 関連文化財群の設定

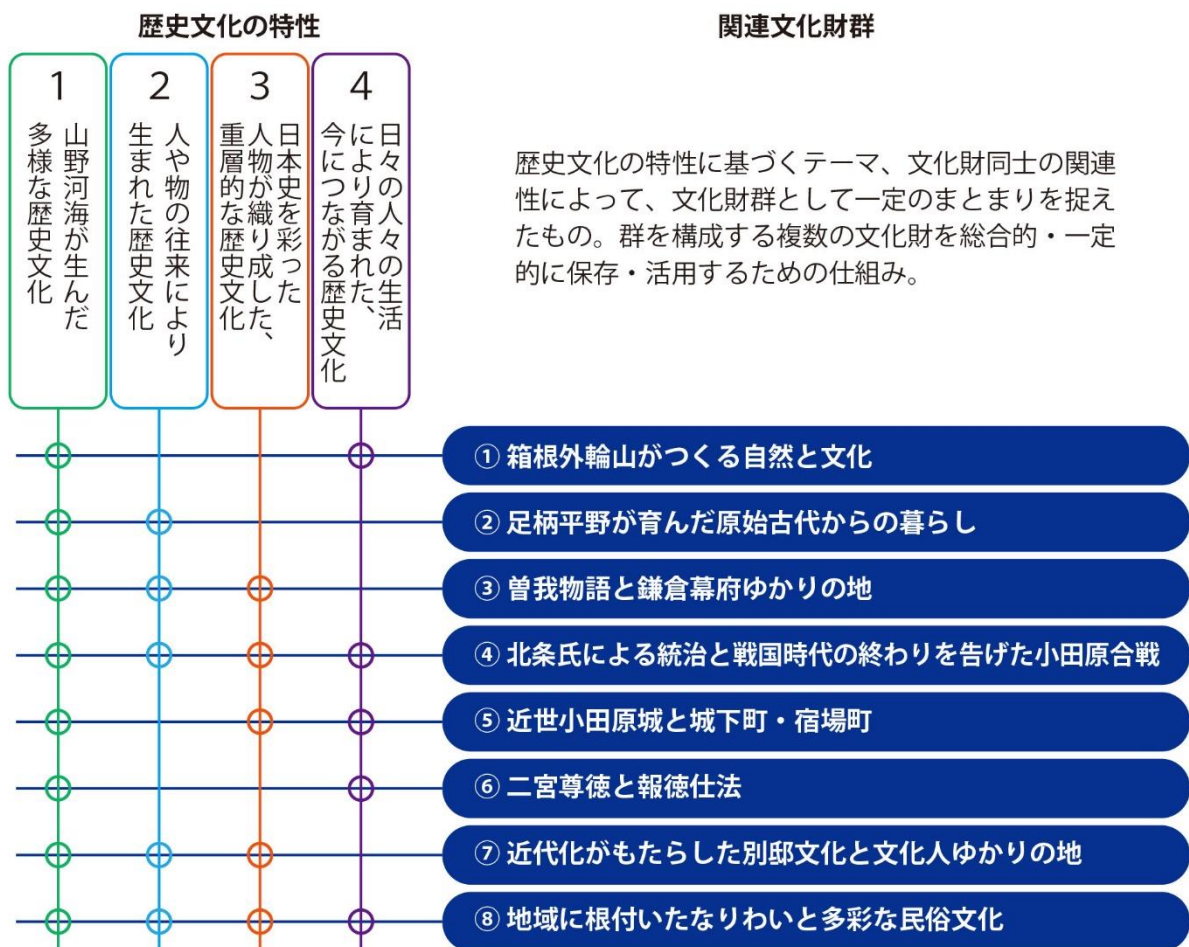
① 関連文化財群の設定

関連文化財群とは、指定・未指定に関わらず、多種多様な文化財を、歴史文化の特性にもとづくテーマに沿って一定のまとまり（群）として捉える考え方です。まとまりをもって扱うことで、相互の関係性を明確にし、構成要素としての価値付けを行います。

テーマを設定することで、文化財の保存・活用の取組を多くの市民に分かりやすく、より具体化するとともに、五つの基本的な方向性を一体的・総合的に実施します。

関連文化財群ごとに構成する文化財の分布状況を地図上に落とし込むことで、地理的特性を分かりやすく表現します。また、日本遺産やジオパークなど同様のテーマの取組と連携し、拠点となる施設を活用することで、それぞれ特色ある措置を進めていきます。

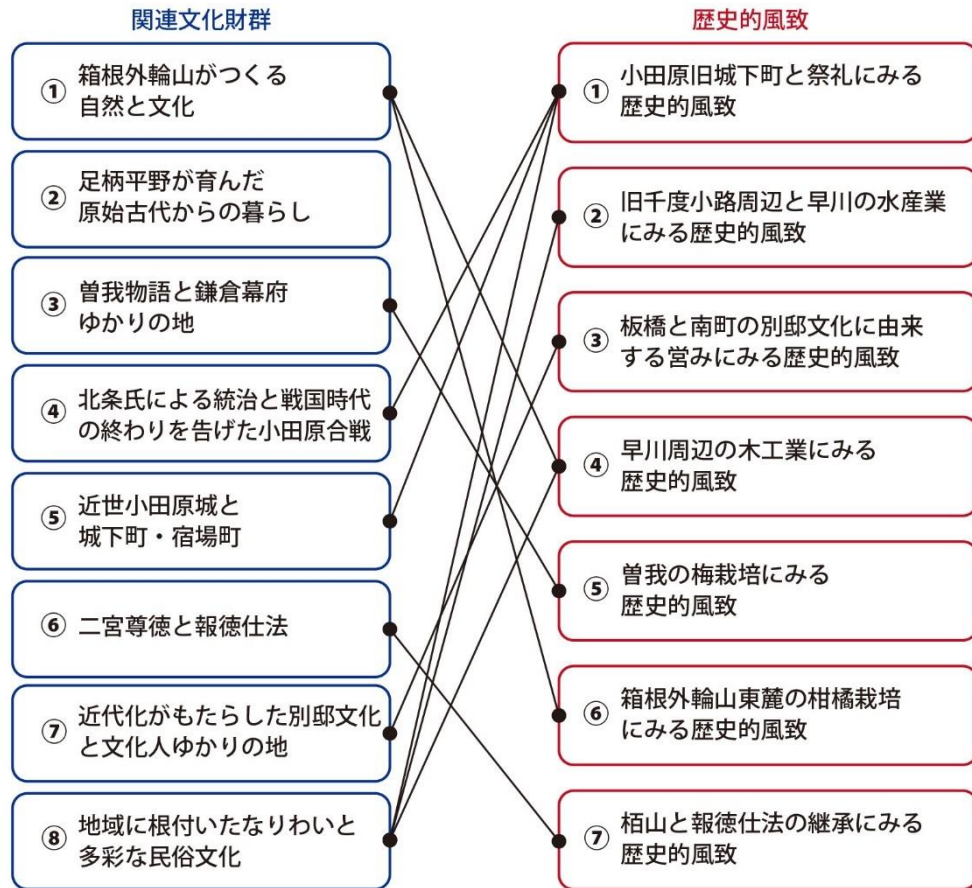
本計画では、第3章で整理した歴史文化の特性にもとづき、下記の通り、八つの関連文化財群を設定します。



小田原市の歴史文化の特性と関連文化財群の設定

②小田原市歴史的風致維持向上計画との関係

本計画は、歴史を活かしたまちづくりを推進する小田原市歴史的風致維持向上計画と連携して取り組んでいきます。同計画における小田原市の歴史的風致と関連文化財群の関係は下図のとおりです。

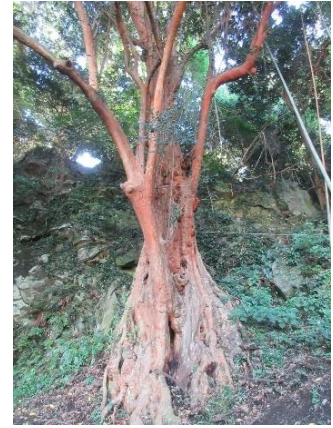


(2) 関連文化財群の概要と課題・方針・措置

関連文化財群 1 箱根外輪山がつくる自然と文化

①概要

箱根外輪山の山々、足柄平野と中央を流れる酒匂川、相模湾などから形成される変化に富んだ地形をもち、森林資源による木の文化や溶岩・火砕物に由来する石の文化が創り出されました。



早川のビランジュ

○山、平野、海の豊かな地形

市域は、箱根外輪山の山々を望み、裾野には肥沃な足柄平野が広がっています。中央部を南北に酒匂川が流れ、相模湾に注ぎます。豊かな地形が作り出す自然環境は、多様な生態系を含みます。現在も、地域特有の樹種の古木や大木からなる森林が形成されており、信仰や暮らしとともに、地域の中で大切に守られています。

○森林資源と木の文化

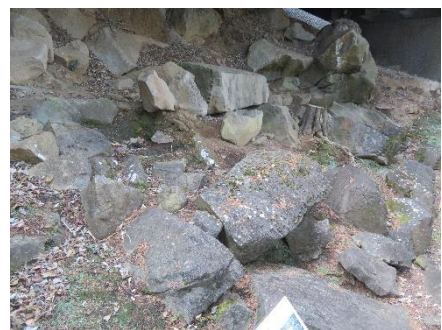
箱根外輪山の山々には様々な樹木が存在し、市域の人々は森林資源を利用した木の文化を形成していきました。紀伊神社の木地椀は、16世紀代に製作され、紀伊神社に伝来した木地椀です。木象嵌吉祥天像額油田治雄（木泉）作などは、近代以降にこうした木の文化から生まれたものです。その他、小田原漆器も市域の伝統工芸品として重要です。木製品は、小田原を代表する伝統工芸品として現在も多くの人々に親しまれています。



紀伊神社の木地椀

○箱根火山と石の文化

箱根外輪山の溶岩流に由来する安山岩は、市域における多彩な石の文化を生み出しました。鎌倉時代から室町時代にかけて、板碑や宝篋印塔などの石造物に用いられ、戦国時代には、小田原城御用米曲輪の庭園、石垣山の石垣などに用いられました。江戸時代には、江戸城石垣改修のための石材として用いられました。安山岩の他にも市内風祭から産出する凝灰岩で造られた石造物を見ることができます。こうした石製品は、小田原城をはじめとして市内各所で現在も活用されています。



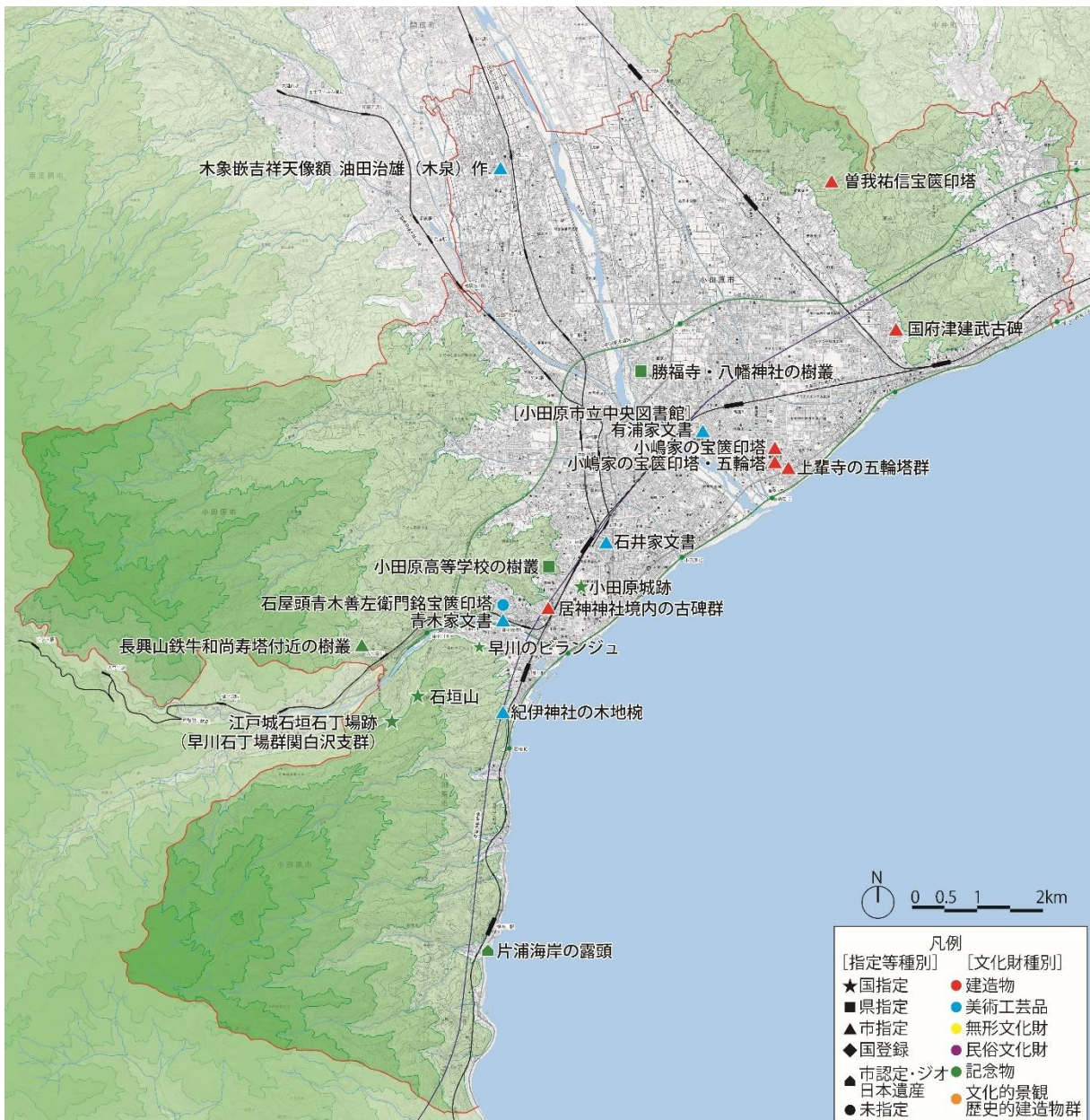
江戸城石垣石丁場跡

②構成する文化財

■構成文化財リスト

番号	名称	種別	指定等	所在地
1	居神社境内の古碑群	有形文化財（建造物）	市	城山（居神社）
2	国府津建武古碑	有形文化財（建造物）	市	国府津（寶金剛寺）
3	曾我祐信宝篋印塔	有形文化財（建造物）	市	曾我谷津
4	小嶋家の宝篋印塔	有形文化財（建造物）	市	酒匂（大見寺）
5	小嶋家の宝篋印塔・五輪塔	有形文化財（建造物）	市	酒匂（大見寺）
6	上輩寺の五輪塔群	有形文化財（建造物）	市	酒匂（上輩寺）
7	小田原城跡	記念物（遺跡）	国	小田原城址公園
8	石垣山	記念物（遺跡）	国	早川字梅ヶ窪
9	江戸城石垣石丁場跡（早川石丁場群関白沢支群）	記念物（遺跡）	国	早川字梅ヶ窪
10	早川のピランジュ	記念物 （動物・植物・地質鉱物）	国	早川字飛乱地
11	小田原高等学校の樹叢	記念物 （動物・植物・地質鉱物）	県	城山
12	勝福寺・八幡神社の樹叢	記念物 （動物・植物・地質鉱物）	県	飯泉（勝福寺）
13	長興山鉄牛和尚寿塔付近の樹叢	記念物 （動物・植物・地質鉱物）	市	入生田
14	片浦海岸の露頭	記念物 （動物・植物・地質鉱物）	未指定 （ジオ）	片浦
15	紀伊神社の木地椀	有形文化財 （美術工芸品（工芸品））	市	早川（紀伊神社）
16	木象箴吉祥天像額 油田治雄（木泉）作	有形文化財 （美術工芸品（工芸品））	市	栢山
17	青木家文書	有形文化財 （美術工芸品（古文書））	市	板橋
18	有浦家文書	有形文化財 （美術工芸品（古文書））	市	小田原市立中央図書館
19	石井家文書	有形文化財 （美術工芸品（古文書））	市	栄町
20	石屋頭青木善左衛門銘宝篋印塔	有形文化財（建造物）	未指定	板橋（宗福院）

■構成文化財の分布図



③保存と活用

課題

- 箱根ジオパークとの連携に力を入れる必要がある

小田原市内の関連する文化財と箱根ジオパークの取組等の連携を行っていく必要があります。

- 自然環境等の保全に努める必要がある

開発や市街地化が進むことで、自然環境や生態系が変化しています。また、市民等が自然環境を理解する機会を充実する必要があります。

- 史跡等の環境保全に努める必要がある

石垣山や江戸城石垣石丁場跡などの環境を保全するとともに、周辺地域と共存した活用

が課題です。

方針

○箱根ジオパークと連携した文化財の保存・活用

周辺自治体と協力して、ジオパークの取組を促進していきます。ジオパーク推進協議会で策定した保全計画に基づき、関連する文化財を適切に保存するとともに、教育学習事業や観光事業を通じた連携を図ります。

○市民との協働による自然環境の保全や学びづくり

市民等のボランティア活動を活性化し、広く情報発信を行うことで環境を保護します。また、地域団体や小中学校等と連携して環境学習を実施し、市民の理解や関心を高めていきます。

○史跡等の環境保全・整備

石垣山や江戸城石垣石丁場跡など、石の文化を伝える史跡を整備し、文化財を保存するとともに観光として広くPRします。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民等	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
①-1	広域連携観光推進事業	箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市と構成する「箱根ジオパーク」と協力して保存・周知を図ります。	○	○	○	○	○	○	
①-2	地域循環共生圏構築事業	地域循環共生圏の構築に向けた先導的な取組を創出し、環境保全活動のプラットフォームを担う「おだわら環境志民ネットワーク」の強化を図ります。	○	○			○	○	
①-3	環境活動推進事業	将来を担う子どもたちに環境学習を行うとともに、市民による環境活動を支援します。	○	○			○	○	
①-4	史跡小田原城跡保存活用事業	国指定史跡小田原城跡の保存と活用を図るため、「史跡小田原城跡保存活用計画」に基づき、遺構の保護や来訪者の安全確保のための環境整備を推進します。		○	○	○	○	○	
①-5	史跡石垣山保全対策事業	国指定史跡石垣山の保存と活用を図るため、市民や観光客の安全を確保する保全対策を行います。		○	○	○	○	○	
①-6	郷土文化館本館資料収集・保管・活用事業	博物館相当施設として、資料収集、調査研究などを行うほか、企画展示、講演会、研究会、講座などを開催するとともに、これらの成果を発表する場として「郷土文化館研究報告」を刊行します。		○	○	○	○	○	

関連文化財群 2 足柄平野が育んだ原始古代からの暮らし

①概要

縄文時代の羽根尾貝塚、弥生時代中期に東日本最大級規模を誇った中里遺跡、古墳時代の県下有数の古墳群である久野古墳群、奈良時代の千代寺院跡など、原始から足柄平野での広域的な交流を通して発展した地域社会の様相を今に伝えます。

○原始からの暮らしを現在に伝える遺跡

縄文時代には、久野丘陵や小田原城周辺部ほか丘陵部を中心に集落が形成されました。羽根尾貝塚では、当時の生活を伝える様々な遺物が出土しました。弥生時代には、上府中（千代・永塚・高田）に位置する台地とその周辺に集落が形成されました。中里遺跡は弥生時代中期における東日本最大級の規模を誇る集落で、出土品の中には、瀬戸内地方から東海地方に及ぶ遠隔地で生産された土器が出土しました。こうした出土資料は当時の人々の生活の様相を今に伝えます。



小田原市羽根尾貝塚の
縄文時代前期出土品

○足柄平野を見晴らす古墳群

古墳時代には、市内各地の台地上に集落が形成されました。久野丘陵上に県下有数の古墳群である久野古墳群が形成されました。1号古墳ほか数基の古墳や、国府津山から曾我山にかけて造営された横穴墓は、今に伝えます。こうした古墳群は、かつての有力者の姿を今に伝えます。

○古代郡家・千代寺院

奈良時代には千代に千代寺院が創建され、この地からは千代寺院跡出土の瓦や千代南原遺跡第Ⅶ地点出土の木簡などの遺物が出土しました。また、近接する下曾我遺跡からは群家に関連する墨書土器や祭祀遺物が出土しており、近隣に足下郡家が存在していたと考えられています。こうした遺物は当時の社会の様相を今に伝えます。



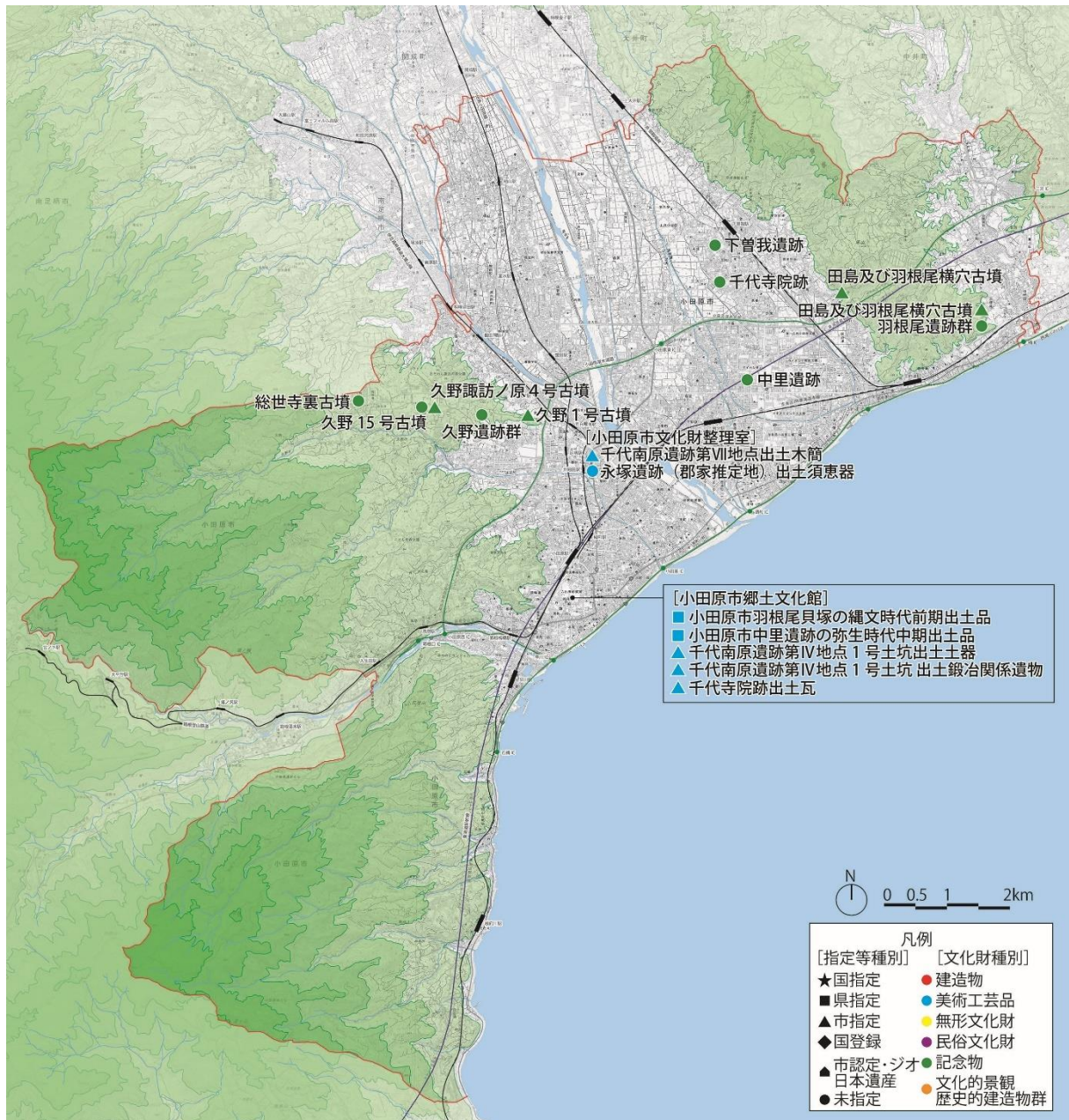
千代南原遺跡第Ⅶ地点
出土木簡

②構成する文化財

■構成文化財リスト

番号	名称	種別	指定等	所在地
1	小田原市羽根尾貝塚の縄文時代前期出土品	有形文化財 (美術工芸品 (考古資料))	県	小田原市郷土文化館
2	小田原市中里遺跡の弥生時代中期出土品	有形文化財 (美術工芸品 (考古資料))	県	小田原市郷土文化館 ほか
3	千代南原遺跡第IV地点 1号土坑出土土器	有形文化財 (美術工芸品 (考古資料))	市	小田原市郷土文化館
4	千代南原遺跡第IV地点 1号土坑出土鍛冶関係遺物	有形文化財 (美術工芸品 (考古資料))	市	小田原市郷土文化館
5	千代寺院跡出土瓦	有形文化財 (美術工芸品 (考古資料))	市	小田原市郷土文化館
6	千代南原遺跡第VII地点出土木簡	有形文化財 (美術工芸品 (考古資料))	市	小田原市文化財整理室
7	永塚遺跡 (郡家推定地) 出土須恵器	有形文化財 (美術工芸品 (考古資料))	未指定	小田原市文化財整理室
8	久野諏訪ノ原 4号古墳	記念物 (遺跡)	市	久野
9	久野 1号古墳	記念物 (遺跡)	市	穴部
10	田島及び羽根尾横穴古墳	記念物 (遺跡)	市	田島、羽根尾
11	羽根尾遺跡群	記念物 (遺跡)	未指定	羽根尾
12	久野遺跡群	記念物 (遺跡)	未指定	久野
13	久野 15号古墳	記念物 (遺跡)	未指定	久野
14	総世寺裏古墳	記念物 (遺跡)	未指定	久野
15	中里遺跡	記念物 (遺跡)	未指定	中里
16	千代寺院跡	記念物 (遺跡)	未指定	千代
17	下曾我遺跡	記念物 (遺跡)	未指定	下曾我

■構成文化財の分布図



③保存と活用

課題

○出土資料の整理・保管する場所が十分ではない

市内から出土した遺物は6か所に分けて収蔵していますが、施設の老朽化が進んでいます。また、文化財整理室も手狭で、十分な調査研究ができない状況です。

○発掘調査の成果を十分に市民に伝える必要がある

毎年、前年度実施した発掘調査の成果を市民に伝える、遺跡調査発表会と最新出土品展を小田原三の丸ホールや小田原市郷土文化館で開催していますが、更に充実する必要があります。

方針

○出土資料収蔵施設の設置検討

発掘調査の成果を総合的に集約し、包括的な研究等を行う施設として、埋蔵文化財センターの設置を検討します。

○発掘調査成果の発信

発掘調査報告書を遅滞なく刊行し、その成果を発表する機会を充実します。また、情報発信施設としての埋蔵文化財センターの設置を検討します。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民等	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
②-1	埋蔵文化財センター設置の検討	埋蔵文化財センター設置の実現に向け、検討を重ねます。		○				○	○
②-2	遺物保存管理事業	発掘調査によって得られた成果を、永く後世に伝えるとともに、誰もが活用できるように資料整理を行います。		○			○	○	○
②-3	文化財公開事業	埋蔵文化財保護意識の醸成を図るため、発掘調査報告書を刊行し、遺跡調査発表会、最新出土品展、遺跡見学会、遺跡講演会等を開催します。		○	○		○	○	○

関連文化財群 3 曾我物語と鎌倉幕府ゆかりの地

①概要

源頼朝が平家方に敗れた石橋山合戦や、富士野の巻狩りで決行された曾我兄弟の仇討ちは、浮世絵・浄瑠璃・歌舞伎などで広く知られ、市域にもゆかりの遺跡が残されており、鎌倉時代の出来事を今に伝えます。



曾我祐信宝篋印塔

○曾我兄弟と曾我の里

曾我兄弟の仇討ちは、「赤穂浪士の討ち入り」「伊賀越えの仇討ち」と並ぶ日本三大仇討ち事件として有名です。鎌倉時代末期に成立した「曾我物語」は修験比丘尼などによって語り継がれ、江戸時代には浄瑠璃・歌舞伎などの演目として演じられました。曾我兄弟の父河津三郎祐泰が工藤祐経の従者に暗殺された後、兄弟の母である満江御前が曾我祐信に再嫁したことから曾我兄弟と呼ばれています。曾我兄弟が育った曾我の里には、曾我兄弟に関連する伝承地が数多くあり、曾我兄弟に関わる遺跡を現在に伝えます。



宗我神社

○石橋山合戦

石橋山合戦は、治承4年（1180）に源頼朝方300騎の軍勢が、大庭景親率いる平家方3,000騎の大軍に敗れた合戦です。石橋山合戦では頼朝方の佐奈田与一義忠とその郎等文三家康が討死しています。石橋山合戦の様子は「源平盛衰記」や「平家物語」により後世に語り継がれ、江戸時代には浮世絵が数多く描かれ、多くの人に知られるようになりました。石橋山古戦場跡には与一と文三の墓とされる与一塚と文三堂があり、石橋山合戦での両名の奮闘を現在に伝えます。



石橋山古戦場のうち文三堂

②構成する文化財

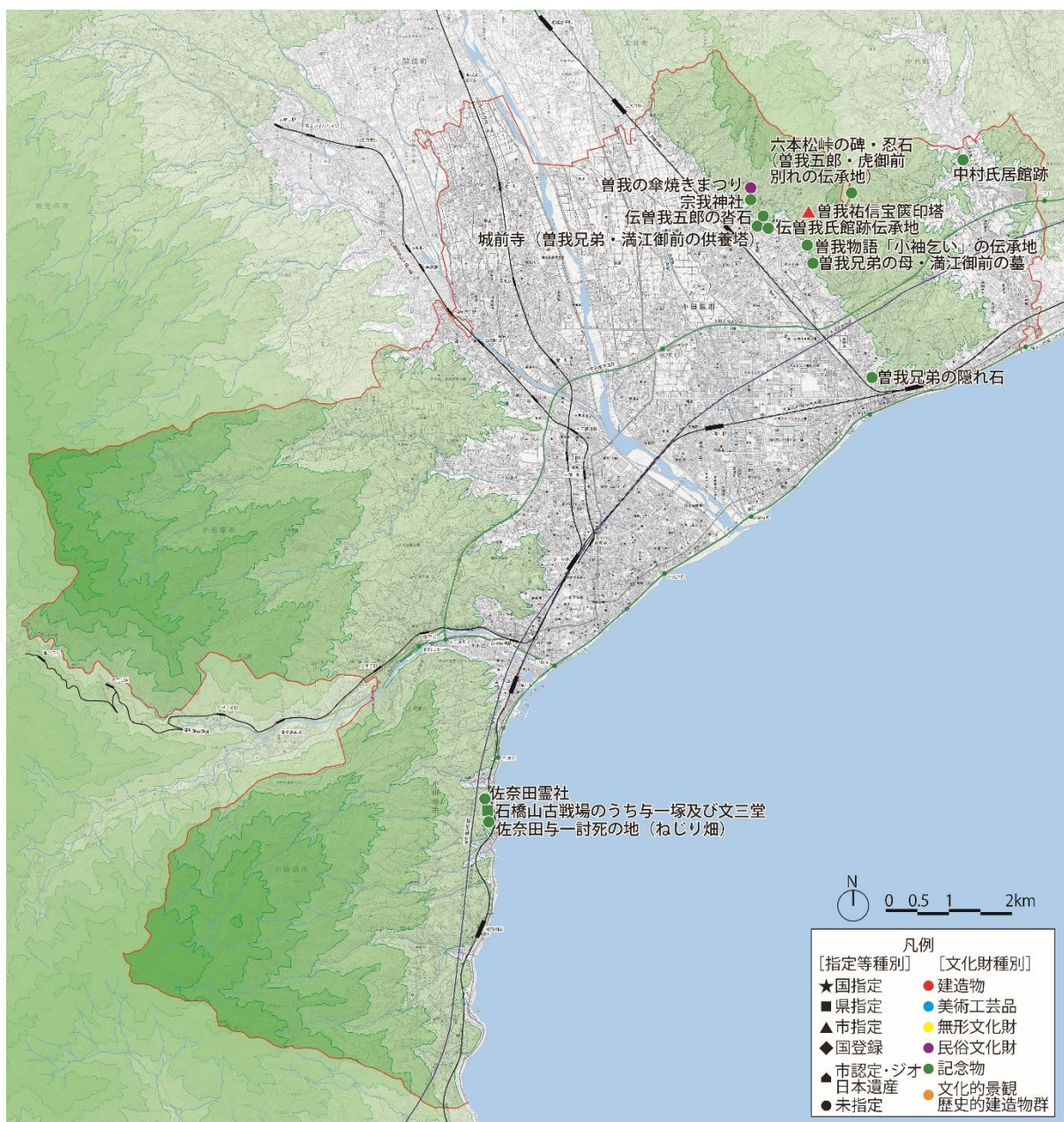
■構成文化財リスト

番号	名称	種別	指定等	所在地
1	石橋山古戦場のうち与一塚及び文三堂	記念物（遺跡）	県	石橋・米神
2	曾我祐信宝篋印塔	有形文化財（建造物）	市	曾我谷津
3	城前寺（曾我兄弟・満江御前の供養塔）	記念物（遺跡）	未指定	曾我谷津
4	伝曾我五郎の沓石	記念物（遺跡）	未指定	曾我谷津
5	伝曾我氏館跡伝承地	記念物（遺跡）	未指定	曾我谷津
6	六本松峠の碑・忍石（曾我五郎・虎御前別れの伝承地）	記念物（遺跡）	未指定	曾我別所
7	曾我物語「小袖乞い」の伝承地	記念物（遺跡）	未指定	曾我別所

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

8	曾我兄弟の母・満江御前の墓	記念物（遺跡）	未指定	曾我別所
9	曾我兄弟の隠れ石	記念物（遺跡）	未指定	国府津（菅原神社）
10	佐奈田霊社	記念物（遺跡）	未指定	石橋
11	佐奈田与一討死の地（ねじり畑）	記念物（遺跡）	未指定	石橋
12	曾我の傘焼きまつり（1958(昭和33)～）	民俗文化財 （無形の民俗文化財）	未指定	曾我別所
13	宗我神社	記念物（遺跡）	未指定	曾我谷津
14	中村氏居館跡	記念物（遺跡）	未指定	小竹

■構成文化財の分布図



③保存と活用

課題

- ウォーキングコースの案内標識・案内看板類の老朽化が進んでいる
曾我兄弟ゆかりの文化財が多数存在する曾我地域には、ウォーキングコースが複数設定されていますが、道案内の標識や遺跡の説明板などの老朽化が進んでいます。
- 「小田原梅まつり」をはじめとした観光行事との連携が十分でない
曾我の里は、梅の栽培が盛んな地域で、毎年2月頃に開催される「小田原梅まつり」では多くの観光客がこの地を訪れています。観光客に向けた曾我の里の歴史資産の魅力のPRは十分とは言えない状況です。

方針

- ウォーキングコースの案内標識・案内看板類の適切な維持管理
ウォーキングコース等に設置されている、道案内の標識や遺跡の説明板などを適切に維持管理していきます。
- 観光と連携した情報発信や活用事業の促進
「小田原梅まつり」の主催者や関係団体と連携し、曾我の里の歴史資産に関する情報発信や、活用事業を推進します。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民等	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
③-1	指定文化財等保存管理事業	老朽化した文化財の説明板などを重要度の高いものから更新します。		○			○	○	○
③-2	まち歩き観光推進事業	散策マップの増刷や観光案内板等の更新作業を実施するほか、観光アプリケーション「小田原さんぼ」による約650か所の観光地情報の紹介やAIによるモデルコースの提案、災害情報の発信、公共交通機関や観光主要地の混雑状況等の情報提供を行います。		○			○	○	○
③-3	観光協会支援事業	観光協会や地域DMO・DMCの活動を支援し、観光イベントを通じた情報発信や歴史・文化観光の充実を図ります。		○			○	○	○
③-4	観光PR事業	観光PR動画や情報掲載、パンフレット等を作成・公開し、国内外に広く小田原の魅力を発信します。		○			○	○	○
③-5	多様な主体によるまちあるきツアーやイベントの開催	市内のまち歩き団体と連携して、まち歩きツアーの企画等に取り組んでいきます。	○	○		○	○	○	

関連文化財群 4 北条氏による統治と戦国時代の終わりを告げた小田原合戦

①概要

北条氏は小田原城を本拠に城下町の整備を進め、関東における政治、経済、産業、文化の中心として繁栄しました。小田原合戦に敗れ北条氏は滅亡しましたが、延長9kmにおよぶ総構や豊臣秀吉が築城した石垣山は、戦国時代の姿を今に伝えます。



刀 銘 相州住康春作

○北条氏に関連する文化財

小田原城は北条氏により拡大・発展を遂げ、総構の完成により中世最大級の城郭となりました。市内には、北条氏ゆかりの寺院が点在しており、北条氏政・氏照の墓所、北条氏康夫人の墓碑などが残ります。その他にも、北条氏による領国支配の様相を伝える文書が、寺社や小田原城天守閣をはじめとする公共施設に残っています。こうした資料は戦国時代の小田原の様相を現在に伝えています。



小田原城跡
(小峯御鐘ノ台大堀切東堀)

○小田原合戦に関連する遺跡

北条氏は、豊臣秀吉との戦いに備え、城と城下町を全部包み込んだ総構を造りました。小田原城に籠城する北条氏に対して、豊臣秀吉が小田原全体を見下ろせる場所に築いたのが石垣山です。小田原合戦には、徳川家康をはじめ全国の大名が参陣しました。徳川家康陣地跡の碑や豊臣秀次が総世寺に寄進した銅鐘など、小田原合戦に参陣した武将ゆかりの遺跡や資料も残されています。こうした資料は、戦国時代の終焉を告げた小田原合戦の様相を現在に伝えています。



石垣山
(二の丸から本丸を望む)

②構成する文化財

■構成文化財リスト

番号	名称	種別	指定等	所在地
1	小田原城跡	記念物（遺跡）	国	城内ほか
2	石垣山	記念物（遺跡）	国	早川
3	総世寺の銅鐘	有形文化財 (美術工芸品(工芸品))	県	久野
4	宝泉寺の北条時長像	有形文化財 (美術工芸品(絵画))	市	風祭(宝泉寺)
5	刀 銘「相州住康春作」	有形文化財 (美術工芸品(工芸品))	市	小田原城天守閣

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

6	本小札紫糸素懸威腹巻	有形文化財 (美術工芸品(工芸品))	市	小田原城天守閣
7	北条氏文書(虎ノ朱印文書)永禄4年	有形文化財 (美術工芸品(古文書))	市	小田原市立中央図書館
8	北条氏文書(虎ノ朱印文書)天正7年	有形文化財 (美術工芸品(古文書))	市	小田原市立中央図書館
9	北条氏文書(虎ノ朱印文書)天正14年	有形文化財 (美術工芸品(古文書))	市	小田原市立中央図書館
10	北条氏文書(虎ノ朱印文書)天正9年	有形文化財 (美術工芸品(古文書))	市	小田原市郷土文化館
11	蓮上院文書	有形文化財 (美術工芸品(古文書))	市	浜町(蓮上院)
12	寶金剛寺文書	有形文化財 (美術工芸品(古文書))	市	国府津(寶金剛寺)
13	青木家文書	有形文化財 (美術工芸品(古文書))	市	板橋
14	宝泉寺文書	有形文化財 (美術工芸品(古文書))	市	風祭(宝泉寺)
15	長善寺文書	有形文化財 (美術工芸品(古文書))	市	小田原市立中央図書館
16	浄永寺文書	有形文化財 (美術工芸品(古文書))	市	鎌倉国宝館
17	傳肇寺文書	有形文化財 (美術工芸品(古文書))	市	城山(傳肇寺)
18	和田家文書	有形文化財 (美術工芸品(古文書))	市	小田原市郷土文化館
19	徳川家康陣地跡の碑	有形文化財(建造物)	市	寿町
20	北条氏康夫人の墓碑	有形文化財(建造物)	市	栢山(善栄寺)
21	北条氏政・氏照墓所	記念物(遺跡)	市	栄町
22	板橋富士山(細川忠興陣場)	記念物(遺跡)	未指定	板橋
23	小田原用水(早川上水)	記念物(遺跡)	未指定 (ジオ)	板橋ほか
24	松原神社	記念物(遺跡)	未指定 (日本遺産)	本町
25	北條稻荷	記念物(遺跡)	未指定 (日本遺産)	浜町

■構成文化財の分布図



③保存と活用

課題

○史跡小田原城跡の調査と整備が十分ではない

史跡小田原城跡は広大な面積を有し、指定地の中には民間所有の土地も多くあります。また、既に公有地となっている二の丸を中心に、調査と整備を順次進めていますが、多額の経費がかかるため、その整備は一部にとどまっています。総構についても、公有地が点で存在し、面的な整備ができていません。

○史跡石垣山の調査と整備が十分ではない

史跡石垣山の整備は、安全対策のものにとどまっており、十分な調査と整備ができてい

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

ません。

○史跡の維持管理が必要

史跡小田原城跡・史跡石垣山共に数多くの樹木が存在し、眺望を阻害する原因となっています。また、場合によっては遺構に影響を与えるため、史跡内の樹木を適切に管理する必要があります。また、総構は、山間部に展開し急傾斜地となっている箇所が多数あるため、近年増大する豪雨により棄損する恐れがあります。

○有形文化財の保存と活用が十分ではない

北条氏の発給した文書の一部が、市の指定文化財に指定されています。その一部は、小田原城天守閣の展示品として活用されていますが、博物館施設がないため、十分に活用されているとは言い難い状況です。

○観光などと連携した一体的、包括的な情報発信が十分ではない

小田原城跡は大きな観光コンテンツですが、その他の文化財は十分に観光活用できていません。城だけでなく、関連する文化財を含めた一体的、包括的な情報発信が必要です。

方針

○史跡小田原城跡の調査・整備

現在、御用米曲輪の調査・整備に取り組んでいますが、今後の調査・整備の指針となる「石垣カルテ」や、総構の整備も含めた「整備基本計画」を策定します。

○史跡石垣山の調査・整備

史跡石垣山は、築城当時の石垣が比較的良好に残っている箇所や、破城の痕跡と見られる箇所もあることから、「石垣カルテ」と「保存活用計画」を作成し、調査と整備に取り組みます。

○史跡の維持管理

史跡内の樹木や草木を適切に管理し、来場者の安全確保と周辺環境の保全に努めます。

○有形文化財の保存・活用の推進

博物館構想を推進し、文書などの有形文化財の保存と活用を図ります。

○観光と連携した一体的、包括的な情報発信や活用事業の促進

観光協会等と連携して、一体的、包括的な情報発信や活用を進めていきます。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民等	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
④-1	史跡小田原城跡保存活用整備事業	国指定史跡小田原城跡の保存と活用を図るため、「史跡小田原城跡保存活用計画」に基づき、遺構の保護や来訪者の安全確保のための環境整備を推進します。「石垣カルテ」等の策定を進めます。		○	○	○	○	○	○

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

④-2	城址公園管理運営事業	公園内の清掃や警備、園路の修繕等を行い、観光客だけではなく市民交流や憩いの場としての活用を図ります。	○	○	○	○	○
④-3	城址公園植栽管理整備事業	来訪者の安全性、快適性を確保し、公園の景観を整えるため、樹木の剪定や危険木の伐採、除草などの環境整備を行います。	○	○	○	○	○
④-4	城址公園整備事業	来訪者の安全性、快適性を確保し、公園の景観を整えるため、園内の電線地中化工事などを行います。	○	○	○	○	○
④-5	史跡石垣山保全対策事業	国指定史跡石垣山の保存と活用を図るため、市民や観光客の安全を確保する保全対策を行います。「石垣カルテ」等の策定を進めます。	○	○	○	○	○
④-6	史跡等管理活用事業	石垣山や総構等の除草や樹木剪定・伐採などの管理のほか、トイレ清掃などの便益施設の維持管理を行います。	○	○	○	○	○
④-7	指定文化財等保存管理事業	市が管理している史跡等文化財について、除草や清掃等を実施し多くの方が訪れ親しめる環境づくりを行います。	○		○	○	○
④-8	図書館郷土資料整理・保存・公開事業	図書館が開館以来収集してきた地域固有の貴重な資料を保存するとともに、中央図書館の地域資料コーナーにおいて公開を行います。	○	○	○	○	○
④-9	郷土文化館本館資料収集・保管・活用事業	博物館相当施設として、資料収集、調査研究などを行うほか、企画展示、講演会、研究会、講座などを開催するとともに、これらの成果を発表する場として「郷土文化館研究報告」を刊行します。	○	○	○	○	○
④-10	博物館構想推進事業	博物館基本構想を、改正博物館法や本市の現状に沿った改訂を検討し、博物館整備に向けた検討を確実に進めていきます。	○	○	○	○	○
④-11	天守閣管理運営事業	国指定史跡小田原城跡に所在する小田原城天守閣・常盤木門及び歴史見聞館などを有料入館施設として公開するほか、特別展の開催、展示改修等の整備などを行います。	○	○	○	○	○
④-12	観光協会支援事業	観光協会や地域DMO・DMCの活動を支援し、観光イベントを通じた情報発信や歴史・文化観光の充実を図ります。	○	○	○	○	○
④-13	観光PR事業	観光PR動画や情報掲載、パンフレット等を作成・公開し、国内外に広く小田原の魅力を発信します。	○	○	○	○	○
④-14	観光交流拠点運営事業	観光案内所や観光交流センターを運営し、歴史・文化観光の訴求力を高めます。二の丸観光案内所を整備し、来訪者の案内、情報発信、回遊の促進を行います。	○	○	○	○	○

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

④-15	広域連携観光推進事業	「西さがみ」や「富士箱根伊豆」などの地域連携や、「北条五代」「忍者」「梅」といった共通の観光資源をテーマとする協議会に参画し、広域的な観光事業を展開します。	○	○	○	○
④-16	多様な主体によるまちあるきツアーやイベントの開催	市内のまち歩き団体と連携して、まち歩きツアーの企画等に取り組みます。	○	○	○	○
④-17	まち歩き観光推進事業	散策マップの増刷や観光案内板等の更新作業を実施するほか、観光アプリケーション「小田原さんぼ」による約650か所の観光地情報の紹介やAIによるモデルコースの提案、災害情報の発信、公共交通機関や観光主要地の混雑状況等の情報提供を行います。	○	○	○	○

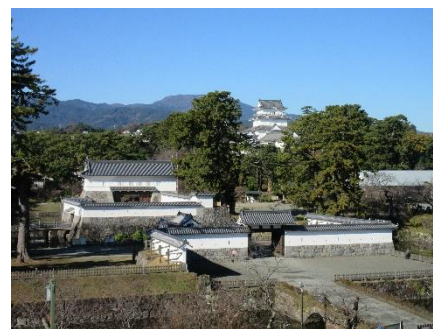
関連文化財群 5 近世小田原城と城下町・宿場町

①概要

小田原合戦後、要衝であった小田原城には、主に大久保氏をはじめとする譜代大名が封ぜられました。江戸時代には城下町・宿場町として賑わいを見せ、関連する文化財も数多く残ります。

○小田原城と城下町に関連する文化財

江戸時代の小田原城は、本丸・二の丸・三の丸の縄張りが大きく変化すると共に、水堀や高石垣が採用され、建物も瓦葺の建物が出現しました。小田原城天守模型は、江戸時代に製作された元禄地震後の小田原城天守の模型とみられます。花鳥図岡本秋暉筆は藩主屋形の正面玄関に嵌められていたと伝え、小田原城絵図は、近世小田原城と城下町の姿を表現しています。こうした資料は江戸時代の小田原城と城下町の姿を現在に伝えています。



小田原城跡
(整備された近世城郭部分)



岩瀬家文書

○歴代小田原藩主に関連する文化財

小田原藩には大久保氏・稲葉氏等、徳川譜代大名が封じられました。特に大久保氏は、一度改易され小田原を離れましたが、後に藩主に返り咲きました。

本源寺の千手観音二十八部衆像は大久保忠隣の持仏で、その孫により寄進されたと伝えられています。宗福院地蔵堂、勝福寺本堂はいずれも小田原藩主大久保忠増により建立されました。大久保一族の墓所、稲葉氏一族の墓所は、それぞれ歴代城主の一族の墓所です。こうした遺跡や資料は小田原城主の姿を現在に伝えています。



小田原城再興碑（宝永二年）

○東海道と小田原宿に関連する文化財

かつての小田原宿には、問屋場、本陣・脇本陣、旅籠が建ち並んでいました。また、宿場町を支える各種の商店が軒を連ねました。関東大震災の被害などによりかつての建物の多くは姿を消していますが、済生堂薬局小西本店店舗は、大正14年(1925)に再建された建物です。大震災で倒壊した旧店舗の材料の一部を用い



済生堂薬局小西本店店舗

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

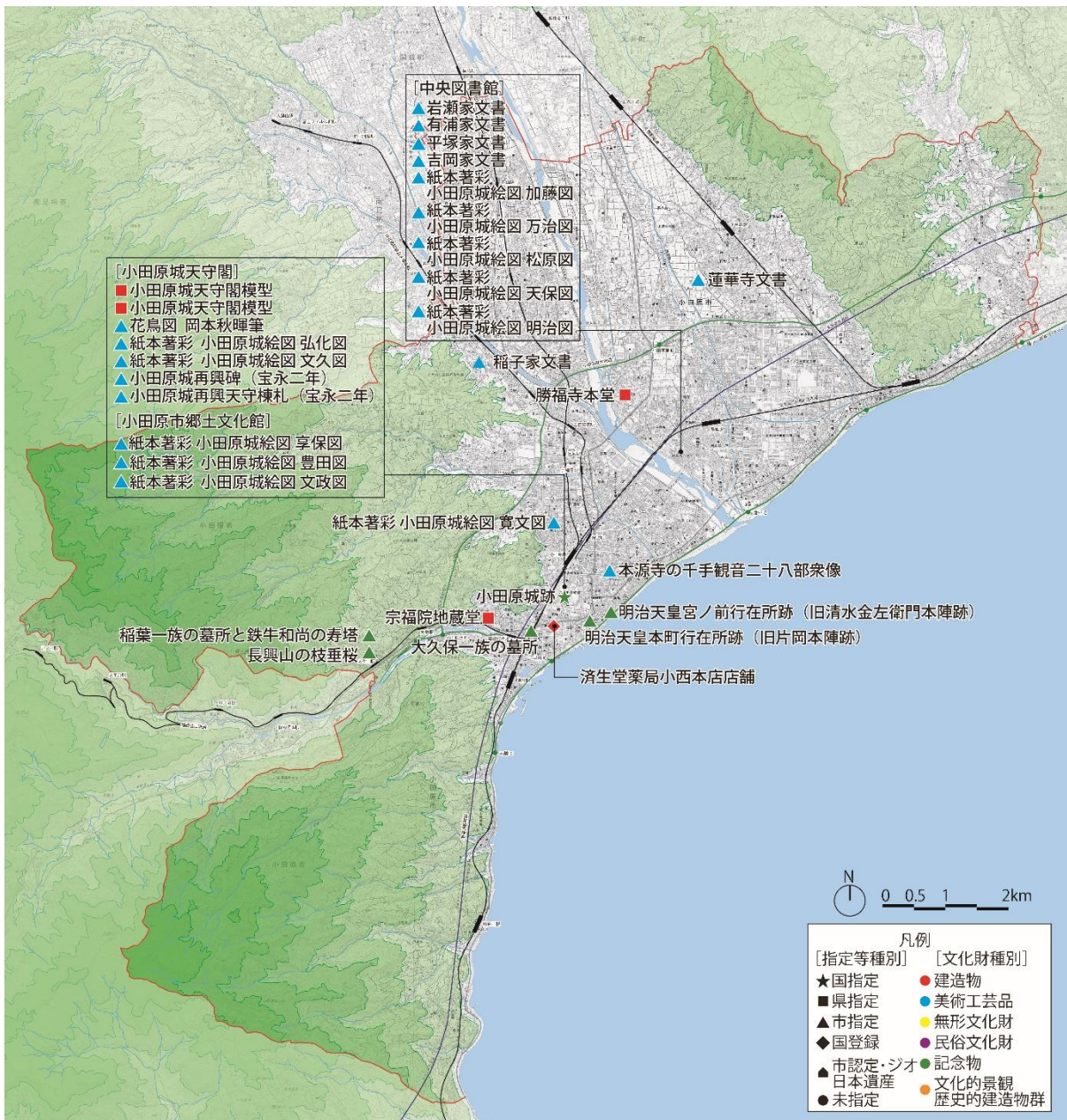
たと伝えられています。また、宿場町に関連する出土資料や古文書などもあり、こうした文化財群が小田原の宿場町の姿を現在に伝えています。

②構成する文化財

■構成文化財リスト

番号	名称	種別	指定等	所在地
1	小田原城跡	記念物（遺跡）	国	城内ほか
2	花鳥図 岡本秋暉筆	有形文化財 （美術工芸品（絵画））	市	小田原城天守閣
3	本源寺の千手観音二十八部衆像	有形文化財 （美術工芸品（絵画））	市	栄町（本源寺）
4	小田原城絵図 11 点	有形文化財 （美術工芸品（歴史資料））	市	小田原城天守閣ほか
5	稲子家文書	有形文化財 （美術工芸品（古文書））	市	府川
6	岩瀬家文書	有形文化財 （美術工芸品（古文書））	市	小田原市立中央図書館
7	有浦家文書	有形文化財 （美術工芸品（古文書））	市	小田原市立中央図書館
8	平塚家文書	有形文化財 （美術工芸品（古文書））	市	小田原市立中央図書館
9	吉岡家文書	有形文化財 （美術工芸品（古文書））	市	小田原市立中央図書館
10	蓮華寺文書	有形文化財 （美術工芸品（古文書））	市	千代（蓮華寺）
11	小田原城再興碑（宝永二年）	有形文化財 （美術工芸品（歴史資料））	市	小田原城天守閣
12	小田原城再興天守棟札（宝永二年）	有形文化財 （美術工芸品（歴史資料））	市	小田原城天守閣
13	小田原城天守模型 2 基	有形文化財（建造物）	県	小田原城天守閣
14	宗福院地藏堂	有形文化財（建造物）	県	板橋
15	勝福寺本堂	有形文化財（建造物）	県	飯泉
16	濟生堂薬局小西本店店舗	有形文化財（建造物）	国登録	本町
17	明治天皇宮ノ前行在所（旧清水金左衛門本陣跡）	記念物（遺跡）	市	本町
18	明治天皇本町行在所跡（旧片岡本陣跡）	記念物（遺跡）	市	本町
19	大久保一族の墓所	記念物（遺跡）	市	城山
20	稲葉一族の墓所と鉄牛和尚の寿塔	記念物（遺跡）	市	入生田
21	長興山の枝垂桜	記念物 （動物・植物・地質鉱物）	市	入生田

■構成文化財の分布図



③保存と活用

課題

○街道の歴史を感じることでできる建物の活用が十分ではない

歴史的町名碑の設置や、宿場町おだわら顕彰事業に伴う解説板の設置など、かつての城下町・宿場町の様子を伝える取組を実施していますが、現在の中心市街地に該当することから、建物の建替えや土地利用の更新が進み、来訪者が歴史を感じることでできる空間が少なくなっています。

○歴史を感じることでできる施設等の整備・活用が十分ではない

小田原城跡などの史跡や展示施設がありますが、より歴史や文化を感じられるような整

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

備や活用が十分ではありません。

○市民や民間事業者等と一体的に進める取組が十分ではない

沿道の事業者や市民等と協働で取組を進める必要がありますが、十分に取組まれている状況ではありません。

方針

○歴史的建造物の保存・活用の促進及びまちづくりの視点による持続的な仕組みの構築

歴史的建造物の保存・活用を支援し、あわせて持続的な仕組みの構築を検討します。また、建造物の文化財や歴史的風致形成建造物の指定、景観形成修景に対する助成などを通じて歴史を感じられる町並み等の整備に取り組みます。

○歴史を感じることでできる施設等の整備・活用の促進

関連する施設等について、より歴史や文化を感じられるよう整備を行います。また、積極的に活用・周知することで、身近に触れることができる環境を整えます。

○市民、民間事業者等との連携・協働による魅力向上

沿道の民間事業者や関心の高い市民等と連携して街道の魅力を発見、発信する取組を行います。また、街道の歴史文化を生かして活動する地域団体等を支援します。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民等	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
⑤-1	歴史的風致維持向上計画推進事業	歴史的風致形成建造物の指定の方針に基づき、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、建造物の修理及び復原に対する費用を助成します。		○	○	○	○	○	○
⑤-2	歴史的建造物整備活用事業	市が所有する歴史的建造物の維持保全を行いつつ利活用を推進し、認知度と回遊性を高める取り組みを進めます。		○	○		○	○	○
⑤-3	中心市街地商業振興事業	かまぼこ通り周辺地区の情報発信及び回遊の拠点であるなりわい交流館について整備を進めます。		○	○		○	○	○
⑤-4	都市空間デザイン事業	「史跡のある『まちなか』ならではの楽しい日常の創出」をコンセプトに、小田原駅・城周辺に点在する史跡などの公共空間を活用して、市民や観光客が憩い寛げる居心地の良い空間の創出とその担い手の発掘・コーディネートを進めます。	○	○	○		○	○	○
⑤-5	景観形成修景事業	良好な景観形成を誘導し、快適で魅力ある生活空間の形成を図ることを目的に、修景に対する補助金を交付します。令和4年度の景観計画変更によりかまぼこ通り周辺地区を景観計画重点区域に位置付けました。		○		○	○	○	○

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

⑤-6	史跡小田原城跡保存活用整備事業	国指定史跡小田原城跡の保存と活用を図るため、「史跡小田原城跡保存活用計画」に基づき、遺構の保護や来訪者の安全確保のための環境整備を推進します。	○	○	○	○	○	○
⑤-7	天守閣管理運営事業	小田原の観光振興と歴史や文化に関する理解を深めるため、天守閣や常盤木門（SAMURAI 館）を有料施設として指定管理者制度で運営します。特別展をはじめとする魅力的な自主事業を積極的に実施し、小田原市の観光振興を図ります。	○	○	○	○	○	○
⑤-8	城址公園管理運営事業	城址公園内の清掃や施設の維持など安全で快適な公園環境を整えます。	○	○	○	○	○	○
⑤-9	城址公園植栽管理整備事業	城址公園内の除草、樹木の整枝剪定や伐採、桜の管理、御感の藤の樹勢回復など、都市公園・国指定史跡として適正な植栽全般の管理を行います。	○	○	○	○	○	○
⑤-10	史跡等管理活用事業	史跡の保全・保護に加え、歴史観光資産としての積極的な活用を図るため、除草、樹木の整理等の維持管理を行います。	○	○	○	○	○	○
⑤-11	図書館郷土資料整理・保存・公開事業	図書館が開館以来収集してきた地域固有の貴重資料について、中央図書館の地域資料コーナーにおいて保存・公開を行います。	○	○	○	○	○	○
⑤-12	郷土文化館本館資料収集・保管・活用事業	博物館相当施設として、資料収集、調査研究などを行うほか、企画展示、講演会、研究会、講座などを開催するとともに、これらの成果を発表する場として「郷土文化館研究報告」を刊行します。	○	○	○	○	○	○
⑤-13	まちなか再生支援事業	地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指し、歴史・文化の振興、市民活動の活性化など、地域資源を生かした地区のまちづくり団体等の活動を支援します。	○	○	○	○	○	○
⑤-14	多様な主体によるまちあるきツアーやイベントの開催	市内のまち歩き団体と連携して、まち歩きツアーの企画等に取り組んでいきます。	○	○	○	○	○	○
⑤-15	まち歩き観光推進事業	散策マップの増刷や観光案内板等の更新作業を実施するほか、観光アプリケーション「小田原さんぼ」による約650か所の観光地情報の紹介やAIによるモデルコースの提案、災害情報の発信、公共交通機関や観光主要地の混雑状況等の情報提供を行います。	○			○	○	○

関連文化財群 6 二宮尊徳と報徳仕法

①概要

旧栢山村の中流農家に生まれた二宮尊徳は、生涯を通して飢饉等で荒廃した農村の復興に力を注ぎました。その手法は「報徳仕法」と呼ばれ、後継者により全国に広まり、仕法の基礎となる思想は地域住民等により現在まで継承されています。



二宮尊徳生家

○二宮尊徳ゆかりの文化財

二宮尊徳生家は、尊徳が16歳の時に一家離散となり売却され移転した生家を、尊徳生誕の場所に移築・復元したものです。市内には、捨苗栽培地跡、油菜栽培地跡、勝福寺や遺髪塚など数多くの二宮尊徳ゆかりの遺跡があります。また、小田原市尊徳記念館・報徳博物館に所蔵されている二宮尊徳関係資料には、人柄や業績に関するもののほか、尊徳の子孫や後継者達に関する資料も多数含まれ、二宮尊徳の事跡を現在に伝えています。



二宮尊徳関係資料

○報徳仕法により整備された農業地

小田原市内では、曾比村などで報徳仕法が実施され、田の改良のための曾比報徳掘の開削などが行われました。周辺の村々でも用水の整備が行われるなど、同村の仕法は近隣にも大きな影響を与えました。二宮尊徳関係資料の中には、報徳仕法に関わる仕法書が含まれ、こうした遺跡や資料は報徳仕法の様相を現在に伝えています。



捨苗栽培地跡
(報徳小学校学習田)

②構成する文化財

■構成文化財リスト

番号	名称	種別	指定等	所在地
1	二宮尊徳生家	有形文化財（建造物）	県	尊徳記念館
2	二宮尊徳関係資料	有形文化財 (美術工芸品（歴史資料）)	県	報徳博物館 尊徳記念館他
3	二宮総本家跡	記念物（遺跡）	未指定	栢山
4	二宮尊徳の墓（善栄寺）	記念物（遺跡）	未指定	栢山
5	坂口堤	記念物（遺跡）	未指定	栢山
6	曾比報徳堀	記念物（遺跡）	未指定	栢山
7	捨苗栽培地跡	記念物（遺跡）	未指定	栢山
8	油菜栽培地跡	記念物（遺跡）	未指定	栢山
9	二宮尊徳遺髪塚	記念物（遺跡）	未指定	曾我別所

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

○二宮尊徳に関連する文化財の情報発信等が十分でない

おだわらデジタルミュージアムなどを活用し、広めていくことが必要です。

○農業に関する道具や資料、慣習等が消失するおそれがある

市内では農家人口が減少しており、それに伴い、歴史的に農業のなりわいを支えてきた道具や資料、また、慣習等が消失しつつあります。

方針

○二宮尊徳に関連する資料の収集と活用

尊徳記念館を中心に、資料の収集、整理を行います。尊徳記念館の展示室やおだわらデジタルミュージアムを通して一般への公開を進めます。

○情報発信と学びの場づくり

尊徳記念館を活用して、地域団体や市民ボランティアとの協働により、二宮尊徳に関連する情報発信等の充実や地域の児童生徒等への学びの機会を充実させます。

○農業に関する文化財の評価と継承

小中学生等を対象として、田植え体験等を実施します。また、農業の営みと共に現在まで継承されてきた田植歌の保存を支援します。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民等	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
⑥-1	尊徳資料収集・保管・活用事業	二宮尊徳の教えや事績を後世に伝えるために、尊徳や関連する人々が遺した遺品や関係する当時の資料を収集し、保全を図り、これらのデータを整備し公開を進めます。 また、県指定重要文化財である二宮尊徳生家を保存し、公開します。		○	○	○	○	○	○
⑥-2	尊徳学習・顕彰事業	二宮尊徳の思想や様々な事績を学ぶために、尊徳記念館内にボランティア解説員を配置し、展示解説等を行います。尊徳の事績を広めるため尊徳祭を開催します。	○	○			○	○	○
⑥-3	郷土学習推進事業	小学生向けの副読本「二宮金次郎物語」や市内小学校で行われている「二宮尊徳学習」に協力し、尊徳の事績について児童が理解を深めるきっかけを作ります。		○			○	○	○
⑥-4	報徳小学校の田植えなど	二宮尊徳の教えをはじめとした郷土文化を学ぶため、尊徳ゆかりの「捨苗栽培地跡」で昭和62年から続く報徳小学校の児童による田植え体験を引き続き実施します。田植えに合わせて栢山田植歌保存会が地元へ伝わる田植歌を披露します。	○	○			○	○	○

関連文化財群 7 近代化がもたらした別邸文化と文化人ゆかりの地

①概要

明治20年（1887）の国府津駅への鉄道延伸を契機に、小田原は保養地・別荘地として注目を集め、政治家・軍人・実業家らが次々と別邸を構え、あるいは居住しました。別邸文化を伝える建造物や庭園が今も残ります。

○政財界の主要人物の別邸

鉄道の国府津開通以後、国府津・小田原は保養地としての名声が高まり、別荘や、より生活の拠点とする別邸が建設されました。明治23年（1890）、伊藤博文が南町に別邸「滄浪閣」を建設すると、政治家、実業家らが次々と小田原に別邸を構えるようになりました。南町の清閑亭（旧黒田長成別邸）や板橋の皆春荘（旧清浦奎吾別邸）、国府津の諸戸邸（旧諸戸清六別邸）、旧石田家国府津別邸は、当時の様相を現在に伝えています。

○文化人同士の交流

明治20年（1887）に東海道線が横浜－国府津間の営業を開始し、翌年国府津－小田原－箱根を結ぶ馬車鉄道が開通、大正9年（1920）に熱海線の国府津－小田原間が開通するなど、小田原へのアクセスは次第に向上しました。静養や転地療養に適した温暖な気候だったこともあり、小田原に別邸や別荘、あるいは自宅を構える文学者や茶人などが増えました。その一人である北原白秋の家が、当時の小田原で文学サロンの役割を果たしたように、彼らは当地の文化人と交流し、小田原の文化興隆に大きく貢献しました。

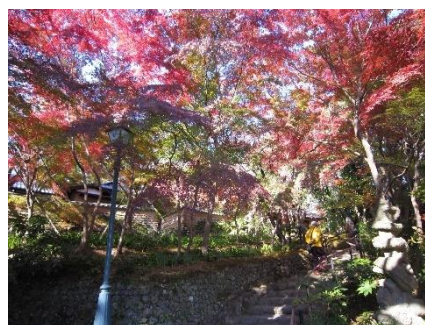
市内には彼らの住んだ家や、交流のあった仲間によって建てられた文学碑などの文化財が点在しています。



小田原文学館（旧田中光顕別邸）
本館



皆春荘



松永記念館庭園



北原白秋ゆかりの野外劇場の観客席

②構成する文化財

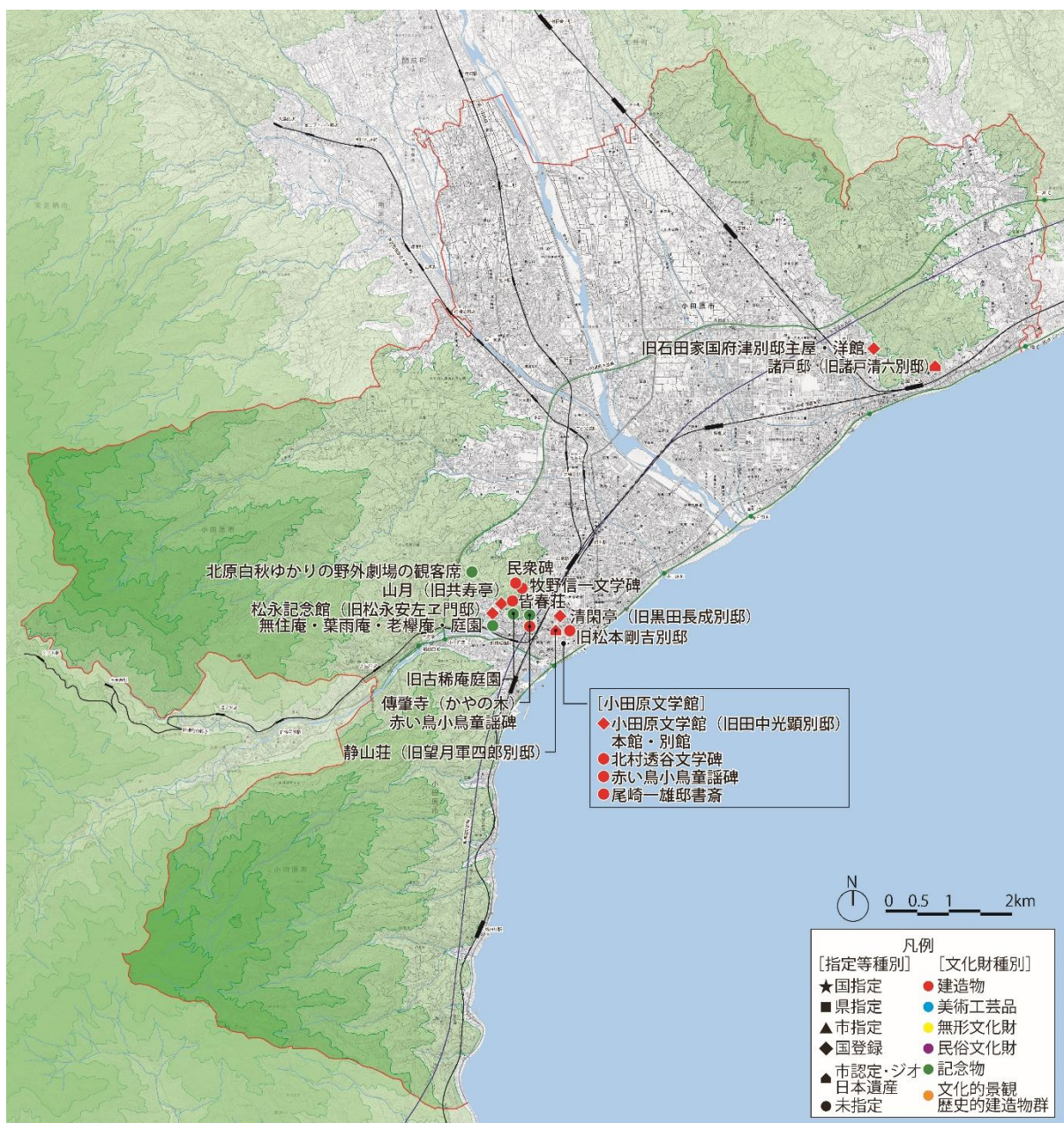
■構成文化財リスト

番号	名称	種別	指定等	所在地
1	小田原文学館（旧田中光顕別邸） 別館	有形文化財（建造物）	国登録	南町
2	小田原文学館（旧田中光顕別邸） 本館	有形文化財（建造物）	国登録	南町
3	松永記念館 無住庵	有形文化財（建造物）	国登録	板橋

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

4	松永記念館 葉雨庵	有形文化財（建造物）	国登録	板橋
5	松永記念館（旧松永安左エ門邸） 老櫓 荘	有形文化財（建造物）	国登録	板橋
6	山月（旧共寿亭）	有形文化財（建造物）	国登録	板橋
7	清閑亭（旧黒田長成別邸）	有形文化財（建造物）	国登録	南町
8	旧石田家国府津別邸主屋	有形文化財（建造物）	国登録	国府津
9	旧石田家国府津別邸洋館	有形文化財（建造物）	国登録	国府津
10	静山荘（旧望月軍四郎別邸）	有形文化財（建造物）	未指定 （市ゆかり）	南町
11	諸戸邸（旧諸戸清六別邸）	有形文化財（建造物）	未指定 （市ゆかり）	国府津
12	旧松本剛吉別邸	有形文化財（建造物）	未指定 （歴史的風致）	南町
13	皆春荘	有形文化財（建造物）	未指定 （歴史的風致）	板橋
14	傳肇寺（かやの木）	記念物（遺跡）	未指定	城山
15	北村透谷文学碑	有形文化財（建造物）	未指定	南町
16	赤い鳥小鳥童謡碑	有形文化財（建造物）	未指定	城山・南町
17	尾崎一雄邸書斎	有形文化財（建造物）	未指定	南町
18	牧野信一文学碑	有形文化財（建造物）	未指定	城山
19	民衆碑	有形文化財（建造物）	未指定	城山
20	旧古稀庵庭園	記念物（名勝地）	未指定	板橋
21	松永記念館庭園	記念物（名勝地）	未指定	板橋
22	北原白秋ゆかりの野外劇場の観客席	記念物（名勝地）	未指定	十字

■構成文化財の分布図



③保存と活用

課題

○歴史的建造物等の低・未利用化、及び劣化が進行している

現存する歴史的建造物も空家が多くなり、同時に管理が十分に行われずに劣化が進行している建物もあります。また、把握、調査が十分に行われておらず、消失してしまう歴史的建造物もあります。

○公開されていない歴史的建造物等が多い

管理や整備等の理由から、公開が難しい歴史的建造物が多く所在しています。

○市民や民間事業者等と一体的に進める取組が十分でない

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

関連する建造物が多く、また個人所有であるため、事業者や市民等と協働で取組を進める必要がありますが、十分に取組まれている状況ではありません。

方針

○歴史的建造物等の調査及び保存・活用の支援

市民団体等と連携して現存する歴史的建造物の調査を進めます。また、小田原市歴史的風致維持向上計画を活かして歴史的建造物の保存・活用を支援します。支援にあたっては、持続的な仕組みの構築と併せて検討します。

○多様な活用による歴史的建造物の公開の促進

歴史的建造物の公開等の取組を支援します。取組にあたっては、持続的な仕組みの構築と併せて検討します。

○市民、民間事業者等との連携・協働による魅力向上

所有者の理解のもと、民間事業者や関心の高い市民等と連携して歴史的建造物の魅力を発見、発信する取組を行います。また、歴史的建造物の歴史文化を活かして活動する地域団体等を支援します。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民等	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
⑦-1	歴史的風致維持向上計画推進事業	歴史的風致形成建造物の指定の方針に基づき、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、建造物の修理及び復原に対する費用を助成します。		○	○	○	○	○	○
⑦-2	伝統工法関連団体との連携	伝統工法を用いた歴史的建造物の維持修繕等を通じて、建造物の調査及び保存を行います。	○	○	○	○	○	○	
⑦-3	郷土文化館分館松永記念館資料収集・保管・活用事業	松永耳庵・益田鈍翁・野崎幻庵ら、近代小田原三茶人など地域の文化人に関する資料を収集・保管・公開・調査研究するとともに、事績を顕彰することで、地域文化の一層の振興を図ります。		○	○	○	○	○	
⑦-4	文化財公開事業	毎年秋に歴史的建造物の一般公開を行います。		○		○	○	○	
⑦-5	歴史的建造物整備活用事業	市が所有する歴史的建造物の維持保全を行いつつ利用を推進し、認知度と回遊性を高める取り組みを進めます。		○	○		○	○	
⑦-6	まちなか再生支援事業	地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指し、歴史・文化の振興、市民活動の活性化など、地域資源を生かした地区のまちづくり団体等の活動を支援します。	○	○	○		○	○	

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

⑦-7	まち歩き観光推進事業	散策マップの増刷や観光案内板等の更新作業を実施するほか、観光アプリケーション「小田原さんぽ」による約650か所の観光地情報の紹介やAIによるモデルコースの提案、災害情報の発信、公共交通機関や観光主要地の混雑状況等の情報提供を行います。	○		○	○	○
⑦-8	多様な主体によるまちあるきツアーやイベントの開催	市内のまち歩き団体と連携して、まち歩きツアーの企画等に取り組んでいきます。	○	○	○	○	○
⑦-9	湘南邸園文化祭への参加	湘南地域に現存する「邸園」所有者や管理者が協働・連携する取組に、市内の文化施設管理者として参加します。		○	○	○	○

関連文化財群 8 地域に根付いたなりわいと多彩な民俗文化

①概要

温暖で穏やかな気候と豊富な水を生かした農業、相模湾の海の幸を生かした漁業、豊富な森林資源を生かした林業などの産業が今も行われ、伝統工芸や名産品も継承されています。また、文化の交流により根付いた民俗芸能も伝えられています。

○伝統工芸と名産品

市域では、箱根寄木細工、小田原漆器、木象嵌や組木細工など様々な木製品が今も生産され、そのいくつかは文化財指定されています。また、戦国時代の北条氏に奨励されて始まり江戸時代に繁栄した小田原鋳物、江戸時代中期より作られている小田原提灯などは、今も生産が続いています。また、歌舞伎「外郎売り」で知られる老舗のういろは菓種商ですが、お菓子のういろは室町時代に外郎氏が賓客の接待用に作ったのがはじまりで、現在まで製造・販売を続けています。また、水産加工品は城下町の名産品として、全国に広がりました。小田原蒲鉾は江戸後期に生まれ、小田原ひものは、江戸時代、保存食として売ったのが始まりです。こうした伝統工芸品・名産品は現在も観光客をはじめとして多くの人々に親しまれています。

○農業・漁業の発展と食文化

小田原市の農業は、梅やみかん、水稻の栽培に代表されます。梅は北東部にある曾我梅林周辺で栽培され、500年以上の歴史があります。現在も曾我地区を中心に栽培されている「十郎梅」は、梅干用品種の最秀品といわれています。みかんは西部の箱根外輪山東麓の片浦や早川、東部の大磯丘陵周辺の曾我や国府津を中心に、丘陵地の地形を利用した段々畑で栽培されています。水稻は神奈川県下有数の米どころである酒匂川下流域の足柄平野で栽培されています。栢山田植歌は、田植えをする女性たちが歌ったもので、田植えの機械化により徐々に歌われなくなりましたが、保存会により復活し継承されています。地場で揚がる鮮魚に加えて、蒲鉾や干物、塩辛などの加工品が生産され、小田原宿の名物として知られていました。小田原ならではの地域食材や生活に根差した食文化が培われ、現在も観光客をはじめとして多くの人々に親しまれています。



栢山田植歌

○地域に根付いた民俗芸能

市域の祭礼で演じられる小田原囃子は、江戸葛西囃子の流れを汲み各地に保存会が組織

され、現在も地域の祭礼時に演奏されています。また、市内の神社には古くは江戸時代からの山車が残っており、神輿とともに祭礼時にお目見えします。神社の祭礼だけでなく民間信仰においても地域性が顕著にみられます。特に道祖神信仰では、様々な形態の道祖神が祀られており、道祖神祭りも多様です。片浦地区の神社に奉納される鹿島踊は伊豆半島にかけての海沿いの集落で行われ、いまも根府川や米神などで継承されています。海沿いの漁業が盛んだった地域では古くから大漁木遣唄が歌われてきましたが、山王原大漁木遣唄（市指定）は、西湘地方で古くから歌われてきた大漁木遣唄の一つです。下中地区では相模の他地域にも残る相模人形芝居を下中座が継承しています。下中地区の総鎮守である白髭神社では神事である奉射祭が新年1月7日に古式にのっとり行われています。そのほか、一時期伝承が絶えていた曾我の獅子舞は曾我別所の寿獅子舞の名で保存会が組織されています。小田原提灯の価値を後世に伝えるため考案された小田原ちょうちん踊りも保存会結成から半世紀を迎え、様々な催しで優美な姿を披露しています。こうした民俗芸能は現在も各地域において継承されています。



小田原の道祖神
(高田の道祖神)



相模人形芝居



白髭神社の奉射祭

②構成する文化財

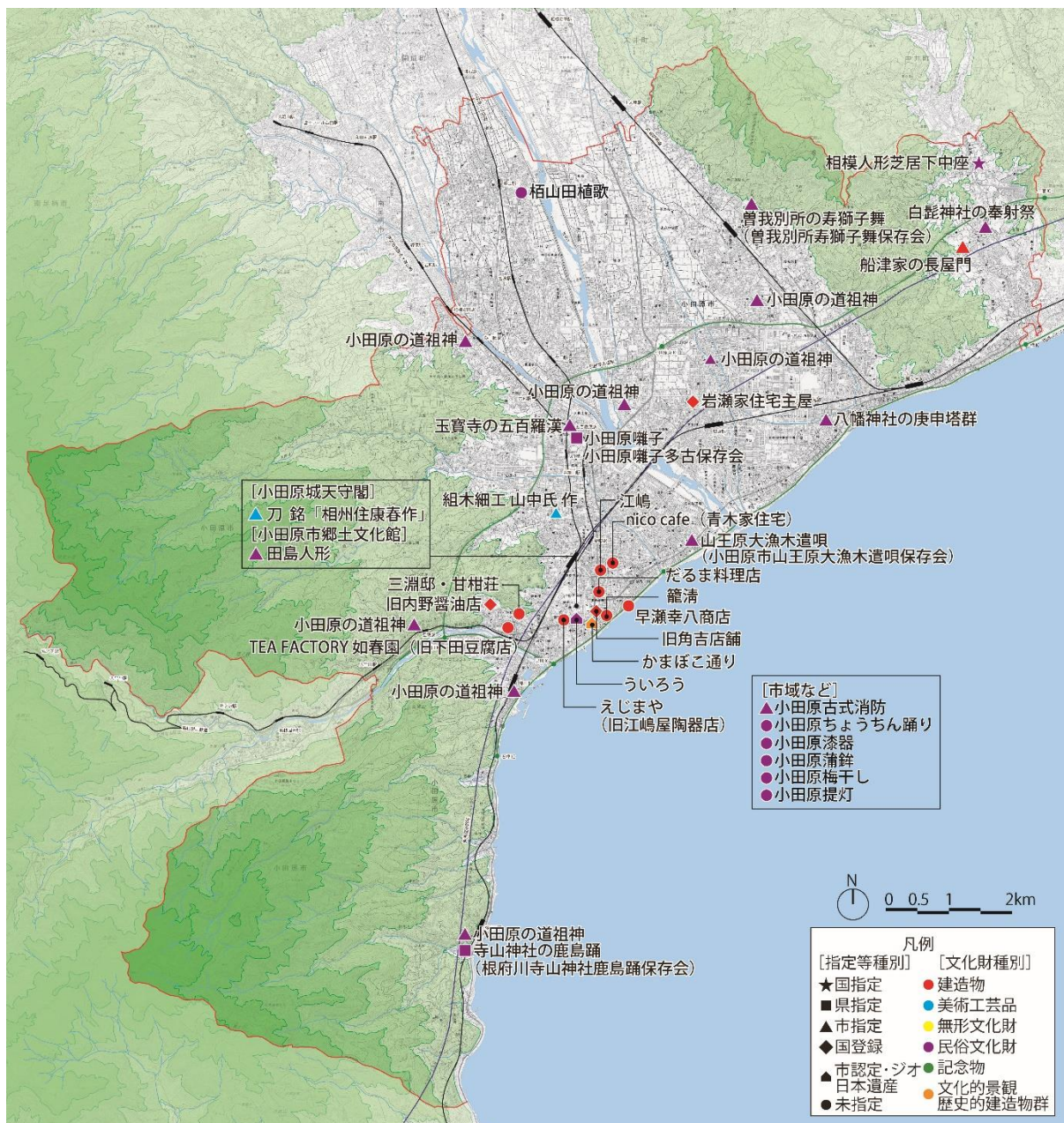
■構成文化財リスト

番号	名称	種別	指定等	所在地
1	相模人形芝居（下中座）	民俗文化財 （無形の民俗文化財）	国	小竹
2	小田原囃子（小田原囃子多古保存会）	民俗文化財 （無形の民俗文化財）	県	扇町（白山神社）
3	寺山神社の鹿島踊 （根府川寺山神社鹿島踊保存会）	民俗文化財 （無形の民俗文化財）	県	根府川（寺山神社）
4	刀 銘「相州住康春作」	有形文化財 （美術工芸品（工芸品））	市	小田原城天守閣
5	組木細工 山中氏 作	有形文化財 （美術工芸品（工芸品））	市	荻窪
6	船津家の長屋門	有形文化財（建造物）	市	小船
7	玉寶寺の五百羅漢	民俗文化財 （有形の民俗文化財）	市	扇町（玉寶寺）

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

8	小田原の道祖神	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	市	飯泉、矢作、北ノ窪、根府川、高田、早川、風祭
9	八幡神社の庚申塔群	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	市	小八幡(八幡神社)
10	田島人形	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	市	小田原市郷土文化館
11	白髭神社の奉射祭	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	市	小船(白髭神社)
12	曾我別所の寿獅子舞 (曾我別所寿獅子舞保存会)	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	市	曾我別所
13	山王原大漁木遣唄 (小田原市山王原大漁木遣唄保存会)	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	市	東町
14	小田原古式消防	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	市	
15	岩瀬家住宅主屋	有形文化財(建造物)	国登録	鴨宮
16	旧内野醤油店 ※建造物群	有形文化財(建造物)	国登録	板橋
17	旧角吉店舗	有形文化財(建造物)	国登録	本町
18	小田原ちょうちん踊り	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	未指定	
19	栢山田植歌	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	未指定	栢山
20	小田原漆器	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	未指定	
21	ういろう	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	未指定 (日本遺産)	本町
22	小田原蒲鉾	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	未指定 (日本遺産)	本町・南町・風祭
23	小田原梅干し	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	未指定 (日本遺産)	
24	小田原提灯	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	未指定 (日本遺産)	
25	かまぼこ通り	文化的景観	未指定 (日本遺産)	本町
26	江嶋	有形文化財(建造物)	未指定 (歴史的風致)	栄町
27	nico cafe(青木家住宅)	有形文化財(建造物)	未指定 (歴史的風致)	栄町
28	籠清	有形文化財(建造物)	未指定 (歴史的風致)	本町
29	えじまや(旧江嶋屋陶器店)	有形文化財(建造物)	未指定 (歴史的風致)	南町
30	だるま料理店	有形文化財(建造物)	未指定 (歴史的風致)	本町
31	早瀬幸八商店	有形文化財(建造物)	未指定 (歴史的風致)	浜町
32	TEA FACTORY 如春園(旧下田豆腐店)	有形文化財(建造物)	未指定 (歴史的風致)	板橋
33	三淵邸・柑柑荘	有形文化財(建造物)	未指定 (歴史的風致)	板橋

■構成文化財の分布図



③保存と活用

課題

○伝統工法の担い手が減少している

歴史的建造物の修復に際して、伝統工法の技術を有する職人が減少しています。職人の高齢化が進み、若い世代の担い手の育成が必要です。

○伝統工芸のPRが十分でない

伝統工芸を継承していくためには、様々な伝統工芸の一層のPRが必要です。

○食文化が文化財として評価されていない

食文化に対して文化財としての適切な評価が行われていません。歴史文化と一体となっ

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

た評価を行っていく必要があります。

○民俗文化財の後継者が不足している

地域の民俗文化財に対して、市民の興味・関心が薄れ、行事等へ参加する機会も減少し、民俗文化財の後継者が不足しています。

○民俗文化財が変化し、消滅のおそれがある

多くの民俗文化財が、担い手の減少や地域社会の関わり等の変化を背景として、これまでと同様に民俗文化財を継続することが困難になっています。実施形態が変化しつつあり、地域によっては消滅の危機に直面しています。

○情報発信が十分でない

民俗文化財は地域の中だけで継承していくことが難しくなっていますが、一方で、地域内外への情報発信が十分には行われていない状況です。

方針

○伝統工法の担い手の育成支援

伝統工法に関する関係団体等と連携し、職人等の育成を支援します。

○伝統工芸のPR

伝統工芸のブランド化を進めていきます。

○食文化の評価とPR

食文化を評価するとともに関係団体や事業者等と連携して、広くPRしていきます。

○民俗文化財の後継者の育成支援

団体等が行う後継者育成を支援します。

○民俗文化財の記録と一体的な情報発信

民俗文化財の記録を実施します。記録はデジタル化して公開するなど、多くの市民等が簡単に閲覧できるような形式とします。

○情報発信拠点等の整備

情報発信拠点を整備します。また、おだわらデジタルミュージアムを充実させます。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民等	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
⑧-1	伝統工法関連団体との連携	伝統工法を通じた職人育成等を行っている NPO 法人おだわら名工舎等と連携し、職人の育成や技術の継承を目指します。	○	○	○	○	○	○	
⑧-2	伝統的工芸品産業産地組合助成事業	伝統的工芸品産業産地組合が行う後継者育成、需要開拓、普及啓発等の事業を支援し、伝統技術の継承を図ります。	○	○	○	○	○	○	

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

⑧-3	ものづくり・デザイン交流促進事業	若手を中心とした工芸職人と現代アート作家で構成される団体「ものづくり・デザイン・アート」の活動を支援し、小田原のものづくりのPRやブランド力の向上、地域経済の活性化、文化・芸術振興を図ります。	○	○			○	○	○
⑧-4	健やかな食のまち小田原推進協議会	健やかな食のまち小田原推進協議会のもと、子どもたちをはじめとする市民の食生活の充実を図るとともに、小田原ならではの食や食文化を観光客へ発信して地域経済の活性化を図ります。	○	○	○		○	○	○
⑧-5	文化財保存修理等助成事業	小田原民俗芸能保存協会の活動を支援し、後継者育成事業に取り組みます。	○	○			○	○	○
⑧-6	文化財保存修理等助成事業	民俗芸能の活動の様子を記録保存し、おだわらデジタルミュージアム内で公開します。	○	○			○	○	○
⑧-7	市民ホール管理運営事業	文化・芸術活動の拠点として使用できるよう小田原三の丸ホールの管理運営、維持管理を行います。		○			○	○	○
⑧-8	郷土文化館本館資料収集・保管・活用事業	博物館相当施設として、郷土文化の質の向上に資することを目的に、資料収集、調査研究などを行うほか、企画展示、講演会、研究会、講座などを開催するとともに、これらの成果を発表する場として「郷土文化館研究報告」を刊行します。		○	○	○	○	○	○
⑧-9	中心市街地商業振興事業	なりわい文化の魅力を発信し、中心市街地の回遊性向上や街なかの賑わい創出、地域産業の振興の促進を図るため、地域に根差した老舗を街かど博物館として認定しています。		○		○	○	○	○

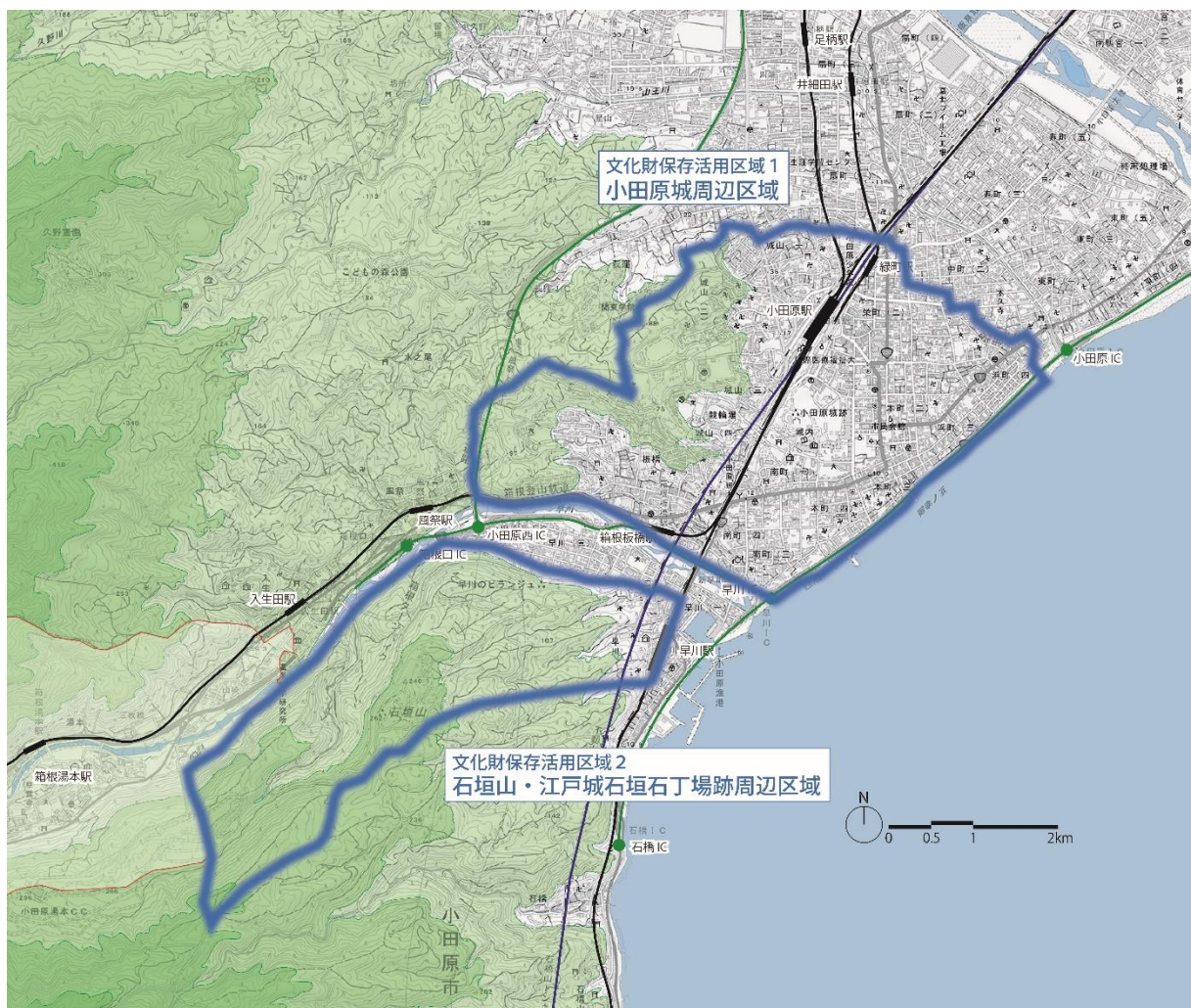
2 文化財保存活用区域

（1）文化財保存活用区域の設定

文化財保存活用区域とは、文化財が特定の区域に集中しており、その周辺環境を含め、それらの文化財の集まりを核として、文化的な空間を創出するため計画的に設定する区域となります。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることを期待されます。

本計画では、本市の歴史文化を特徴づけ、また文化財として価値の高い国指定史跡を活かすこと、また、これまで行われてきた取組をさらに推進していくことを目的に区域を設定します。

- ①本市の歴史文化の特性とそれに基づく関連文化財群とも関連がある
 - ②市内でも特に文化財が集中している
 - ③それらの文化財についての把握や調査がおおむね完了している
 - ④域内に早急に保存のための取り組みが必要とされる文化財が存在している
- という観点を考慮し、下図に示す二つの区域を文化財保存活用区域とします。



文化財保存活用区域の位置図

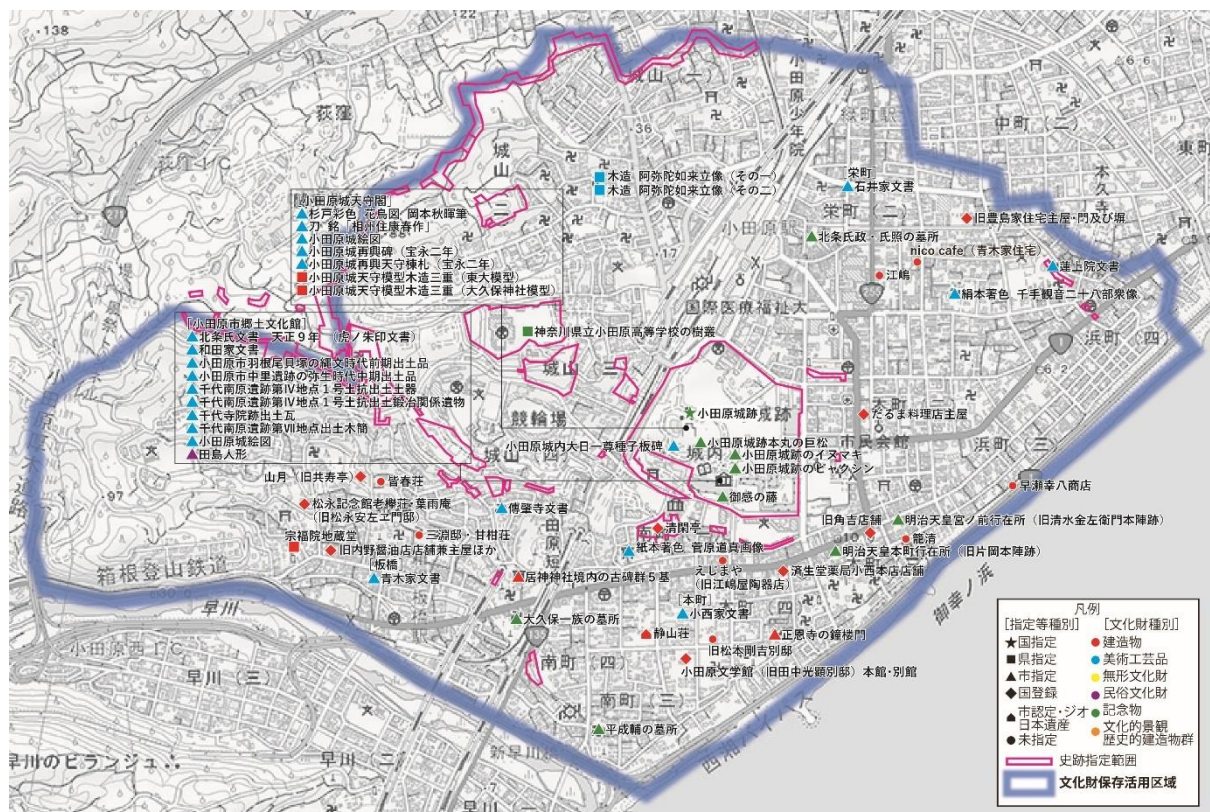
（2）文化財保存活用区域の設定

文化財保存活用区域 1 小田原城周辺区域

①概要

小田原城とその城下町では、人々の暮らしの中から様々な産業や名産品が生み出され、信仰に始まる風習が有形・無形の文化財となり現在に伝わっています。近代以降は、多くの別邸が設けられました。

■区域図



②区域内の主な文化財

番号	名称	種別	指定等	所在地
1	小田原城跡	記念物（遺跡）	国	城内他
2	紙本著色 菅原道真画像	有形文化財 （美術工芸品（絵画））	市	南町（天神社）
3	杉戸彩色 花鳥図 岡本秋暉筆	有形文化財 （美術工芸品（絵画））	市	小田原城天守閣
4	刀 銘「相州住康春作」	有形文化財 （美術工芸品（工芸品））	市	小田原城天守閣
5	北条氏文書 天正9年（虎ノ朱印文書）	有形文化財 （美術工芸品（古文書））	市	小田原市郷土文化館
6	小田原城絵図	有形文化財 （美術工芸品（歴史資料））	市	小田原城天守閣・ 小田原市郷土文化館
7	小田原城再興碑（宝永二年）	有形文化財 （美術工芸品（歴史資料））	市	小田原城天守閣

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（文化財保存活用区域）

8	小田原城再興天守棟札（宝永二年）	有形文化財 （美術工芸品（歴史資料））	市	小田原城天守閣
9	小田原城内大日一尊種子板碑	有形文化財 （美術工芸品（歴史資料））	市	城内
10	小田原城天守模型木造三重（東大模型）	有形文化財（建造物）	県	小田原城天守閣
11	小田原城天守模型木造三重（大久保神社模型）	有形文化財（建造物）	県	小田原城天守閣
12	宗福院地藏堂	有形文化財（建造物）	県	板橋（宗福院）
13	居神社境内の古碑群5基	有形文化財（建造物）	市	城山（居神社）
14	正恩寺の鐘楼門	有形文化財（建造物）	市	本町（正恩寺）
15	北条氏政・氏照の墓所	記念物（遺跡）	市	栄町
16	大久保一族の墓所	記念物（遺跡）	市	城山
17	神奈川県立小田原高等学校の樹叢	記念物 （動物・植物・地質鉱物）	県	神奈川県立小田原高等学校
18	御感の藤	記念物 （動物・植物・地質鉱物）	市	城内
19	小田原城跡のイヌマキ	記念物 （動物・植物・地質鉱物）	市	城内
20	小田原城跡本丸の巨松	記念物 （動物・植物・地質鉱物）	市	城内
21	小田原城跡のビャクシン	記念物 （動物・植物・地質鉱物）	市	城内
22	小田原文学館（旧田中光顕別邸）本館	有形文化財（建造物）	国登録	南町
23	小田原文学館（旧田中光顕別邸）別館	有形文化財（建造物）	国登録	南町
24	松永記念館老櫓荘（旧松永安左エ門邸）	有形文化財（建造物）	国登録	板橋
25	松永記念館葉雨庵（旧松永安左エ門邸）	有形文化財（建造物）	国登録	板橋
26	山月（旧共寿亭）	有形文化財（建造物）	国登録	板橋
27	済生堂薬局小西本店店舗	有形文化財（建造物）	国登録	本町
28	だるま料理店主屋	有形文化財（建造物）	国登録	本町
29	清閑亭	有形文化財（建造物）	国登録	南町
30	旧内野醤油店 ※建造物群	有形文化財（建造物）	国登録	板橋
31	旧豊島家住宅主屋	有形文化財（建造物）	国登録	栄町
32	旧豊島家住宅門及び塀	有形文化財（建造物）	国登録	栄町

③保存と活用

課題

○史跡小田原城跡の調査と整備が十分ではない

史跡小田原城跡は広大な面積を有しています。指定地の中には民間が所有する土地も多くあります。また、既に公有地となっている二の丸を中心に、調査及び整備を順次進めています。多額の経費がかかるため、その整備は一部にとどまっています。総構についても、公有地が点で存在し面的な整備ができていません。

○史跡の維持管理が必要

史跡小田原城跡には樹木が繁茂し、眺望を阻害する原因となっています。また、場合によっては史跡内の遺構に影響を与えています。こうした史跡内の樹木を適切に管理していく必要があります。更に、総構は、山すそに展開し急傾斜地となっている箇所が多数存在し、近年の豪雨により棄損してしまうおそれがあります。

○観光などと連携した一体的、包括的な情報発信が十分でない

小田原城跡は大きな観光コンテンツですが、その他の文化財は観光へ十分に活かしていません。小田原城だけでなく、周辺の文化財を含めた一体的、包括的な情報発信が必要で

す。

- 街道の歴史を感じることでできる建物の活用が十分ではない

歴史的町名碑の設置や、宿場町おだわら顕彰事業に伴う解説板の設置など、かつての城下町・宿場町の様子を伝える取組みを実施していますが、現在の中心市街地に該当することから、建物の建替えや土地利用の更新が進み、来訪者が歴史を感じることでできる空間が少なくなっています。

- 市民や民間事業者等と一体的に進める取組が十分でない

沿道の事業者や市民等と協働で取組を進める必要がありますが、現状では十分に取組まれている状況ではありません。

- 歴史的建造物等の低・未利用化及び劣化が進行、消失の恐れがある

現存する歴史的建造物も空家が多くなり、同時に管理が十分に行われずに劣化が進行している建物もあります。また、把握、調査が十分に行われておらず、消失してしまう歴史的建造物もあります。

- 歴史的建造物等の公開が十分ではない

管理や整備等の理由から、公開が難しい歴史的建造物が多く所在しています。

方針

- 史跡小田原城跡の調査・整備

現在、御用米曲輪の調査・整備に取り組んでいますが、一部にとどまっている整備を進めるために、今後の調査・整備の指針となる「石垣カルテ」や、総構の整備も含めた「整備基本計画」を策定します。

- 史跡の維持管理

史跡内の樹木や草木を適切に管理し、来場者の安全確保と周辺環境の保全に努めます。

- 観光と連携した一体的、包括的な情報発信や活用事業の促進

観光協会等と連携して、一体的、包括的な情報発信や活用を進めていきます。

- 歴史的建造物の保存・活用の促進及びまちづくりの視点による持続的な仕組みの構築

歴史的建造物の保存・活用を支援し、あわせて持続的な仕組みの構築を検討します。また、建造物の文化財や歴史的風致形成建造物の指定、景観形成修景に対する助成などを通じて歴史を感じられる町並み等の整備に取り組めます。

- 市民、民間事業者等との連携・協働による魅力向上

沿道の民間事業者や関心の高い市民等と連携して街道の魅力を発見、発信する取組を行います。また、街道の歴史文化を生かして活動する地域団体等を支援します。

- 歴史的建造物の調査及び保存・活用の支援

市民団体等と連携して現存する歴史的建造物の調査や管理状況の把握を進めます。また、小田原市歴史的風致維持向上計画を活かして歴史的建造物の保存・活用を支援します。支援にあたっては、あわせて持続的な仕組みの構築を検討します。

- 多様な活用による歴史的建造物等の公開の促進

歴史的建造物の公開等の取組を支援します。取組にあたっては、あわせて持続的な仕組

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（文化財保存活用区域）

みの構築を検討します。

措置									
番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民等	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
(1)-1	史跡小田原城跡保存活用整備事業	国指定史跡小田原城跡の保存と活用を図るため、「史跡小田原城跡保存活用計画」に基づき、遺構の保護や来訪者の安全確保のための環境整備を推進します。「石垣カルテ」等の策定を進めます。		○	○	○	○	○	○
(1)-2	図書館郷土資料整理・保存・公開事業	図書館が開館以来収集してきた地域固有の貴重資料について、中央図書館の地域資料コーナーにおいて保存・公開を行います。		○	○	○	○	○	○
(1)-3	郷土文化館本館資料収集・保管・活用事業	博物館相当施設として、資料収集、調査研究などを行うほか、企画展示、講演会、研究会、講座などを開催するとともに、これらの成果を発表する場として「郷土文化館研究報告」を刊行します。		○	○	○	○	○	○
(1)-4	郷土文化館分館松永記念館資料収集・保管・活用事業	松永耳庵・益田鈍翁・野崎幻庵ら、近代小田原三茶人など地域の文化人に関する資料を収集・保管・公開・調査研究するとともに、事績を顕彰することで、地域文化の一層の振興を図ります。		○	○	○	○	○	○
(1)-5	史跡等管理活用事業	総構等の除草や樹木選定・伐採などの管理のほか、トイレ清掃などの便益施設の維持管理を行います。		○		○	○	○	○
(1)-6	指定文化財等保存管理事業	市が管理している史跡等文化財について、除草や清掃等を実施し多くの方が訪れ親しめる環境づくりを行います。		○			○	○	○
(1)-7	天守閣管理運営事業	小田原の観光振興と歴史や文化に関する理解を深めるため、天守閣や常盤木門（SAMURAI 館）を有料施設として指定管理者制度で運営します。特別展をはじめとする魅力的な自主事業を積極的に実施し、小田原市の観光振興を図ります。		○	○	○	○	○	○
(1)-8	観光協会支援事業	観光協会や地域 DMO・DMC の活動を支援し、観光イベントを通じた情報発信や歴史・文化観光の充実を図ります。		○	○		○	○	○
(1)-9	観光 PR 事業	観光 PR 動画や情報掲載、パンフレット等を作成・公開し、国内外に広く小田原の魅力を発信します。		○	○		○	○	○
(1)-10	観光交流拠点運営事業	観光案内所や観光交流センターを運営し、歴史・文化観光の訴求力を高めます。		○	○		○	○	○
(1)-11	広域連携観光推進事業	「西さがみ」や「富士箱根伊豆」などの地域連携や、「北条五代」「忍者」「梅」といった共通の観光資源をテーマとする協議会に参画し、広域的な観光事業を展開します。		○	○		○	○	○
(1)-12	まち歩き観光推進事業	散策マップの増刷や観光案内板等の更新作業を実施するほか、観光アプリケーション		○			○	○	○

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（文化財保存活用区域）

		ョン「小田原さんぽ」による約650か所の観光地情報の紹介やAIによるモデルコースの提案、災害情報の発信、公共交通機関や観光主要地の混雑状況等の情報提供を行います。								
(1)-13	都市空間デザイン事業	「史跡のある『まちなか』ならではの楽しい日常の創出」をコンセプトに、小田原駅・城周辺に点在する史跡などの公共空間を活用して、市民や観光客が憩い寛げる居心地の良い空間の創出とその担い手の発掘・コーディネートを進めます。	○	○	○			○	○	○
(1)-14	景観形成修景事業	良好な景観形成を誘導し、快適で魅力ある生活空間の形成を図ることを目的に、修景に対する補助金を交付します。令和4年度の景観計画変更によりかまぼこ通り周辺地区を景観計画重点区域に位置付けました。		○		○		○	○	○
(1)-15	まちなか再生支援事業	地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指し、歴史・文化の振興、市民活動の活性化など、地域資源を生かした地区のまちづくり団体等の活動を支援します。	○	○	○			○	○	○
(1)-16	多様な主体によるまちあるきツアーやイベントの開催	市内のまち歩き団体と連携して、まち歩きツアーの企画等に取り組んでいきます。	○	○		○		○	○	○
(1)-17	湘南邸園文化祭への参加	湘南地域に現存する「邸園」所有者や管理者が協働・連携する取組に、市内の文化施設管理者として参加します。				○		○	○	○
(1)-18	歴史的風致維持向上計画推進事業	歴史的風致形成建造物の指定の方針に基づき、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、建造物の修理及び復原に対する費用を助成します。		○	○	○		○	○	○
(1)-19	伝統工法関連団体との連携	伝統工法を用いた歴史的建造物の維持修繕等を通じて、建造物の調査及び保存を行います。	○	○	○	○		○	○	○
(1)-20	歴史的建造物整備活用事業	本市が所有する歴史的建造物の利活用の推進にあたり、民間事業者による支援や利活用を進めることで、地域資産としての魅力発信・地域の活性化につなげます。		○	○			○	○	○
(1)-21	文化財公開事業	毎年秋に歴史的建造物の一般公開を行います。		○		○		○	○	○

文化財保存活用区域 2 石垣山・江戸城石垣石丁場跡周辺区域

①概要

小田原合戦の舞台である石垣山は、総石垣の城の姿がよく残り、江戸時代に設けられた江戸城石垣石丁場跡も手つかずの遺構が残っており、往時の姿を偲ぶことができます。

○石垣山

天正 18 年（1590）、豊臣秀吉が小田原北条氏を水陸 15 万の大群を率いて包囲し、その本陣として総石垣の城を築いたことからこの地は「石垣山」と呼ばれるようになりました。

この城は、関東で最初に造られた総石垣の城で、石積みは近江の穴太衆による野面積みといい、長期戦に備えた本格的な城郭であったといわれ、度重なる大地震にも耐え、今日まで当時の面影が大変よく残されており、昭和 34 年 5 月 13 日に国指定史跡に指定されたほか、平成 29 年 4 月 6 日に日本城郭協会より「続日本 100 名城」に選定されました。



石垣山 井戸曲輪

○江戸城石垣石丁場跡（早川石丁場群関白沢支群）

江戸城石垣石丁場跡は、神奈川県から静岡県にかけての伊豆半島とその周辺に分布しており、慶長 8 年（1603）から寛永 13 年（1636）にかけて行われた江戸城改修に伴う「公儀御普請」で用いる石垣の石材を採石、加工した石丁場の跡です。

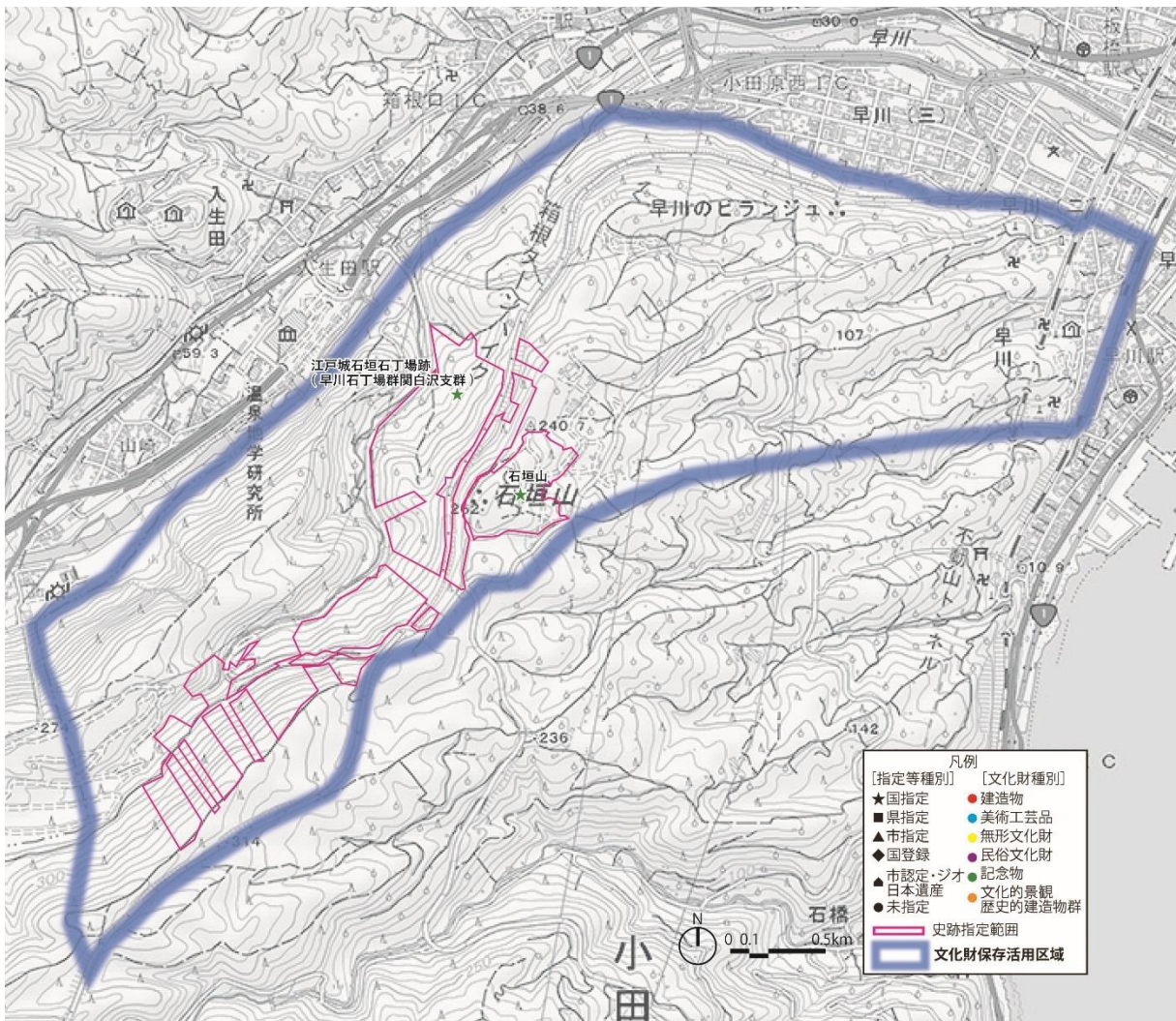
石丁場は海岸近くか、河川沿いなど水運の便の良い山中に立地しているものが多く、採石と加工を行う山中の作業場、搬出前の石材をとどめ置く仮置き場、石材の搬出路である石曳道、船積みを行う港などからなります。山中の作業場はいずれの場所でも石材の割り取りのために矢穴が打たれた石材の散布からその所在を把握することができます。

このような石丁場は、小田原市内では箱根火山外輪山に沿って 19 箇所を確認されていますが、特に規模が大きく、保存状態が良好であり、採石から搬出までの工程を把握できるものとして平成 28 年（2016）3 月 1 日に国指定史跡に指定されました。



江戸城石垣石丁場跡

■ 区域図



② 区域内の主な文化財

番号	名称	種別	指定等	所在地
1	石垣山	記念物（遺跡）	国	早川字梅ヶ窪
2	江戸城石垣石丁場跡 （早川石丁場群関白沢支群）	記念物（遺跡）	国	早川字梅ヶ窪

③ 保存と活用

課題

○ 史跡石垣山の調査と整備が十分ではない

史跡石垣山は、安全対策のための整備に止まっており、十分な調査と整備ができていません。

○ 史跡江戸城石垣石丁場跡の調査と整備が十分ではない

史跡江戸城石垣石丁場跡は、山間部の急傾斜地に展開し、そのほとんどが私有地です。公開箇所は一部に限られ、現況では調査や整備が進んでいません。

○ 史跡の維持管理が必要

史跡石垣山には樹木が繁茂し、眺望を阻害し遺構に影響を与える原因となっているた

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（文化財保存活用区域）

め、樹木を適切に管理していく必要があります。また、山間部に展開し急傾斜地となっている箇所もあるため、近年の豪雨により棄損してしまう恐れがあります。

○観光などと連携した情報発信が十分でない

国指定史跡に指定されていますが、認知度が低く、観光へ十分に活かせていません。区域内の情報発信が必要です。

方針

○史跡石垣山の調査・整備

史跡石垣山は、築城当時の石垣が比較的良好に残っている箇所や、城割の痕跡と見られる箇所もあることから、「石垣カルテ」と「保存活用計画」を作成します。

○史跡江戸城石垣石丁場跡の調査・整備

史跡江戸城石垣石丁場跡については、調査や整備が難しい状況ではあるものの、石丁場の痕跡が広く確認できます。今後の調査・整備に向けた「保存活用計画」を作成します。

○史跡の維持管理

史跡内の樹木や草木を適切に管理し、来場者の安全確保と周辺環境の保全に努めます。

○観光と連携した情報発信や活用事業の促進

観光協会等と連携して情報発信や活用を進めていきます。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民等	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
(2)-1	史跡石垣山保全対策事業	国指定史跡石垣山の保存と活用を図るため、市民や観光客の安全を確保する保全対策を行います。「石垣カルテ」等の策定を進めます。		○	○	○	○	○	○
(2)-2	史跡江戸城石垣石丁場整備事業	史跡として適切に保存・活用するための「保存活用計画」の策定に向け、文化庁や神奈川県のほか「江戸城石垣石丁場跡」の史跡を有する静岡県及び熱海市・伊東市と調整を進めます。		○	○	○	○	○	○
(2)-3	史跡等管理活用事業	石垣山等の除草や樹木選定・伐採などの管理のほか、トイレ清掃などの便益施設の維持管理を行います。		○		○	○	○	○
(2)-4	指定文化財等保存管理事業	市が管理している史跡等文化財について、除草や清掃等を実施し多くの方が訪れ親しめる環境づくりを行います。		○			○	○	○
(2)-5	観光協会支援事業	観光協会や地域DMO・DMCの活動を支援し、観光イベントを通じた情報発信や歴史・文化観光の充実を図ります。		○	○		○	○	○
(2)-6	観光PR事業	観光PR動画や情報掲載、パンフレット等を作成・公開し、国内外に広く小田原の魅力を発信します。		○	○		○	○	○
(2)-7	広域連携観光推進事業	「西さがみ」や「富士箱根伊豆」などの地域連携や、「北条五代」「忍者」「梅」といった共通の観光資源をテーマとする		○	○		○	○	○

第7章 文化財の一体的・総合的な保存と活用（文化財保存活用区域）

		協議会に参画し、広域的な観光事業を展開します。						
(2)-8	多様な主体によるまちあるきツアーやイベントの開催	市内のまち歩き団体と連携して、まち歩きツアーの企画等に取り組んでいきます。	○	○		○	○	○

第8章 文化財の防災・防犯

1 防災・防犯に関する現状と課題

(1) 想定される災害等

小田原市は、地勢的に自然災害の発生要因が多く、それ以外にも、火災や盗難、いたずら等の人為的被害も考えられます。

こうしたリスクを把握し、備えを行うとともに、発生時・復旧時の文化財の保存に関して円滑な対応ができるようにしておく必要があります。

①地震災害

神奈川県では、平成25年度から26年度にかけて、県域において切迫性が高いと指摘される地震被害想定調査を実施し、次のとおりの想定をしています。

地震による文化財への被害は、建物損壊だけでなく、石垣が崩れたり寺社に安置されている仏像等が転倒したりすることもあります。

また、大規模な地震による津波被害も想定されるため、令和元年(2019)に津波災害警戒区域を指定しています。なお、津波は、火山の噴火、大規模な地すべり等でも起こり得ます。

想定地震	説明
都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。
三浦半島断層群の地震	同断層群を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震です。発生確率は、30年以内6~11%とされています。
神奈川県西部地震	県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震です。固有の地震活動かどうか明確ではありませんが、過去400年の間に同クラスの地震が5回発生しており、発生の切迫性が指摘されている地震です。
東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震で、発生の緊迫性が指摘されています。国の防災戦略の対象とされており、市は大規模地震対策特別措置法による「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定されています。
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30年以内70%程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。
大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震です。平均発生間隔は200年から400年です。30年以内の発生確率はほぼ0から5%です。今後100年から200年先には発生の可能性が含まれています。

②風水害

台風や大雨による風水害の発生頻度は高く、市内には毎年のように被害が出ています。

神奈川県では、大雨等による「洪水浸水想定区域図」や台風等の海面上昇に伴う「高潮浸水想定区域図」を作成し、土砂災害危険箇所の整備や土砂災害警戒区域等の調査、指定を行っています。

小田原市では、これらについて地域ごとのハザードマップ(洪水・土砂災害、高潮、津波)

を作成・公開し、風水害履歴を情報として蓄積しています。

③火山災害

小田原市に被害を及ぼすおそれのある箱根山と富士山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定され、気象庁等により監視・観測が行われています。

火山災害は、溶岩流、噴石、降灰・火山灰、火砕流、土石流などの事象が想定されます。

④火災

文化財に関連する失火や山火事などは、文化財の完全な滅失につながりかねません。

昭和24年(1949)1月の法隆寺金堂壁面の焼損をきっかけに、文化庁と消防庁が1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的な文化財防火運動を行い、国宝・重要文化財を中心に防火対策を講じてきました。近年の文化財に関連する大規模な火災は、令和元年(2019)に首里城正殿等の焼失があります。

小田原市内には、防火対策が十分ではない文化財や近隣の民家と隣接する文化財建造物が多くあり、火災被害のリスクが存在します。

⑤盗難等人為的被害

全国の無住の寺社等において、仏像等の美術工芸品の盗難や建造物の毀損や落書きなどの被害が発生しています。

小田原市内においても、管理が行き届いていない文化財に関して、人為的な毀損、放火などの発生が懸念されます。

(2) 現状の取組

①文化財防火デーの取組

小田原市では、毎年、文化財防火デーに合わせて、文化財建造物の消防訓練や避難訓練を実施しているほか、建造物の管理者等を対象に防火指導を行っています。



消防・放水訓練の様子（小田原城天守閣）



防火指導の様子（玉寶寺）

②文化財所有者への啓発

市指定文化財の所有者に対して年に一度管理奨励金を交付するにあたり、文化財の管理状況について確認するとともに、防犯・防災対策についての注意喚起を行っています。

(3) 防災・防犯の課題

- ①災害への備えが十分でない文化財への防災対策が必要です。
- ②所有者・管理者の目が届かない文化財等への防災・防犯対策が必要です。
- ③災害や犯罪が発生し被害が生じた場合の連絡体制を整備する必要があります。
- ④災害で保存に危機が迫る文化財を救済する（文化財レスキュー）体制整備が必要です。

2 防災・防犯に関する方針

①災害への備えの充実

本計画作成にあたりとりまとめた文化財リストを活用し、指定文化財を優先に管理状況等をカルテとして記録するなど、災害・被害リスクや現状の把握に努めます。

また、小田原市が発行する地域防災計画へ防災対策を位置付け、周知を図ります。

②防災・防犯対策の充実

防災・防犯について、所有者や関係する住民などに対して、積極的な情報発信を行うことで普及・啓発に努めます。また、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針（文化庁）」、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2年（2020）12月改訂、文化庁）「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元年（2019）9月、文化庁）等をもとにガイドラインやマニュアルを作成するとともに、所有者等が行う防災・防犯対策にかかる費用についての支援を行います。

③災害・盗難等発生後に迅速に対応できる連絡体制づくり

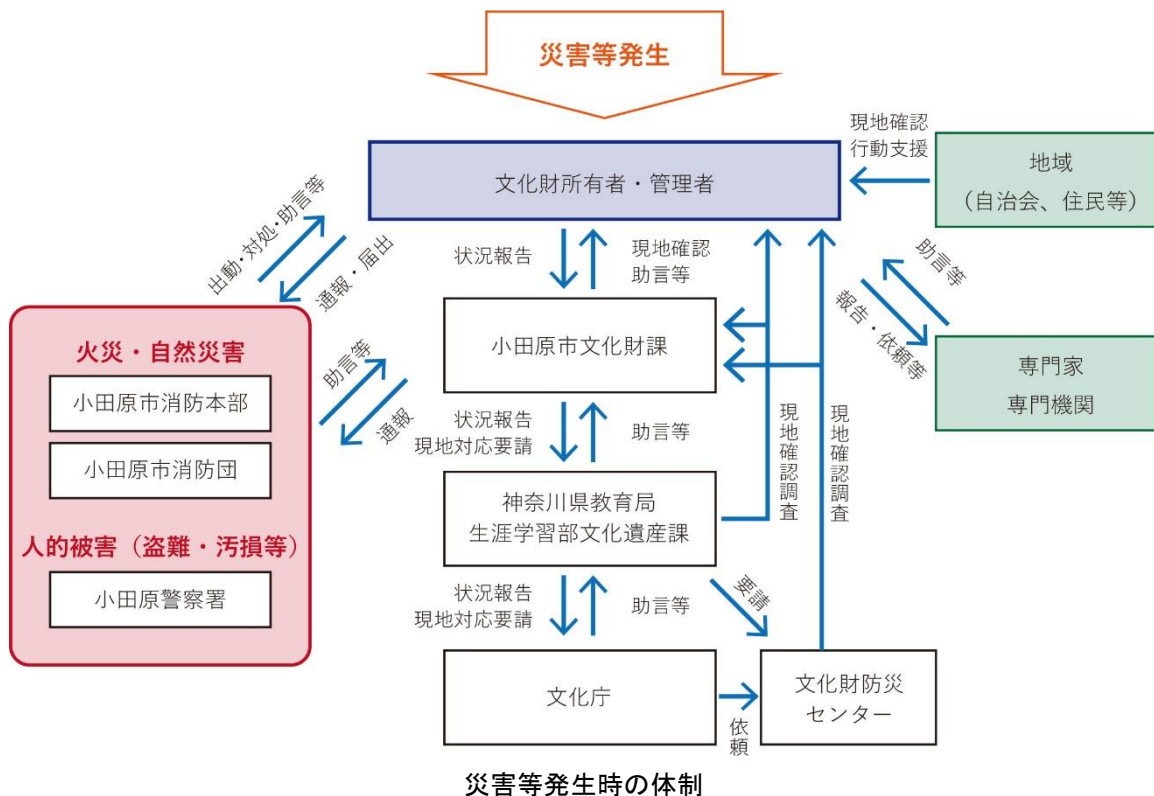
災害・盗難等発生後に速やかに被害状況を把握できるよう、所有者や関係機関との連絡体制を構築します。

④文化財救済体制の整備

被災した文化財を救出する文化財レスキューの仕組みとして、有事の際は、神奈川県を經由して文化財防災センターに要請を行います。また、神奈川県や県博物館協会などの関係機関と協力体制を構築します。修復が必要な文化財については、応急的な処置を含め専門機関と相談しながら適切な対応を行います。

3 防災・防犯に関する措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民等	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
防-1	指定文化財保存管理事業	市指定文化財の所有者に対して、毎年、文化財の管理状況を確認し、カルテを作成します。		○		○	○	○	○
防-2	消防訓練等の実施	文化財防火デーなどを通じて、市消防本部とともに文化財所有者への意識啓発を行うとともに、市有文化財建造物での消防訓練を実施します。		○		○	○	○	○
防-3	防災マニュアルの作成	地域防災計画に文化財保護の方針を明記し、ガイドライン、マニュアルなどを整備します。		○			○	○	
防-4	文化財保存修理等助成事業	指定文化財所有者が行う防災、防犯等の措置に対して、掛かる費用の一部を支援します。		○		○	○	○	○
防-5	県内自治体などによる協働体制の構築	神奈川県が主催する「大規模災害対策検討分科会」において、他自治体とともに対応を協議します。		○	○	○	○	○	○
防-6	被災後の文化財保護の仕組みづくり	神奈川県や県内他自治体とともに、災害時の対応と文化財レスキューについて検討を進め、仕組みを構築します。		○		○		○	○



第9章 文化財の保存・活用の推進体制

1 推進体制の方針

小田原市では、所有者、行政に加えて、市民等や専門家が、それぞれが主体的に取り組み、また、連携、協働することで、文化財の保存・活用の取組を推進します。各主体の役割を以下に示します。

(1) 行政

- ・文化財保護法などの関連法令を適切に執行し、本計画を運用することで、文化財の保存・活用を推進します。
- ・文化財の保存・活用のための連携・協働の体制と仕組みづくりを進め、政策としての制度設計及び必要な財源措置を講じます。
- ・小田原市の中で中心的な役割を担うのは、文化部文化財課です。専門職員による体制を充実させるとともに、庁内の関係課との連携を深め、関連する情報の共有を積極的に行うことで、全庁的な推進体制を構築します。
- ・小田原市に加えて、国（文化庁）、神奈川県、市内の関連施設、隣接する自治体などとも本計画で示す文化財の保存・活用の方針を共有し、必要な協力を得るなど、行政間における連携の強化を図ります。

(2) 市民等

- ・市民一人ひとりが文化財の保存・活用の担い手となり、身近な文化財への理解を深め、保存・活用の取組みに積極的に参加します。
- ・民間企業は、地域の一員として、地域の文化財への理解を深め、企業活動に活かします。
- ・市民団体、関係団体は、観光、コミュニティ、福祉などの多様な視点から、文化財の保存・活用の取組を進めていきます。
- ・地域における保存・活用の牽引役として、取組に対して多様な主体の参加を促し、文化財の価値や魅力を磨き、発信します。

(3) 所有者

- ・所有者は、文化財を適切に保存するとともに、可能な範囲で情報発信や公開等の活用を行い、文化財の有する価値を市民等と共有します。
- ・保存・活用にあたっては、地域住民やボランティアなど積極的な参加を進めるなど、また、文化財を継承するための人材育成や仕組みづくりに努めます。
- ・保存・活用に関する現状や直面している課題等について、行政等に対して情報提供を行い、共有します。

(4) 専門家

- ・文化財に関する調査研究を行い、専門的知見より、文化財の掘り起こしや価値付け等を行

います。

- ・調査研究は行政や地域と協働し、調査成果は積極的に情報発信することで、市民等と価値を共有することで、保存・活用の意識醸成や取組支援、人材育成につなげます。
- ・小田原市に関わる各分野の専門家は、行政等が行う保存・活用の取組に対して指導・助言を行います。

(5) 文化財保存活用支援団体制度の活用

文化財保存活用支援団体（以下「支援団体」という。）とは、地域の文化財の保存会やNPO法人等の民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより、このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として位置付けたものです。

専門的な知見や実績等を有する団体を支援団体として指定することで、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが期待されます。

現時点では支援団体の指定は行っていないですが、文化財の保存・活用に係る取組の状況に応じて、今後指定を検討します。

2 小田原市の体制

(1) 保存・活用の推進体制

市内には、文化財の調査・研究、保存、活用に携わる（関わりを持つ）多くの団体があります。次の図にはほんの一例を記していますが、郷土史家の方々を主に歴史の考察を深め啓発する活動が続けられ、多くの市民がその成果を目にしています。

また、文化財所有者以外にも地域の人々や有志が中心となって清掃活動等を行い、守られている文化財があります。それ以外にも、近年特に、文化財という地域の資源に光をあて、観光活用に繋げている事例が数多く存在します。

こうした地域のプレイヤーが有機的に繋がり、場合によっては連絡組織を設け、行政も加わり取り組んでいることが小田原の強みです。



行政
小田原市
<ul style="list-style-type: none"> ○文化部文化財課 <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：文化財の保存・管理・公開・活用／埋蔵文化財の調整・調査・公開・管理・活用／史跡小田原城跡（本丸・二の丸、八幡山古郭・総構）、史跡石垣山、史跡江戸城石垣石丁場跡（早川石丁場群関白沢支群）等の整備 ・職員：16名（うち学芸員7名） ○文化部文化政策課 <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：文化・芸術に関する施策の推進／歴史的建造物の利活用 ○文化部生涯学習課 <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：生涯学習の推進／キャンパスおだわら／おだわら市民学校／郷土文化、二宮尊徳に関する資料の保存・管理・公開／生涯学習センター、郷土文化館、松永記念館、尊徳記念館の管理運営 ○文化部図書館 <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：地域資料の公開・整理保存／中央図書館、小田原駅東口図書館、小田原文学館（西海子公園含む）の管理運営／文化・生涯学習施設用地（旧保健福祉事務所跡地）の管理 ○経済部観光課 <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：観光の振興／小田原市観光協会との連絡調整／まちなかの回遊促進／海水浴場、観光交流センターの管理運営 ○経済部小田原城総合管理事務所 <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：城址公園（小田原城天守閣・常盤木門・歴史見聞館・遊園地）、小田原城総構、石垣山一夜城の管理運営 ○都市部都市政策課 <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：都市政策／都市空間デザイン／歴史的風致維持向上計画 ○その他関連課
小田原市の関係機関・施設
<ul style="list-style-type: none"> ○市立小・中学校 ○小田原市消防本部
県、市外の関係機関・施設
<ul style="list-style-type: none"> ○独立行政法人国立文化財機構 ○神奈川県教育局生涯学習部文化遺産課 ○神奈川県埋蔵文化財センター ○神奈川県立生命の星・地球博物館 ○県立学校 ○周辺自治体
市民等
市民団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○市指定施設の指定管理者 ○市内に立地する民間企業
調査・研究団体
<ul style="list-style-type: none"> ○小田原史談会 ○小田原の石造物を調べる会

<ul style="list-style-type: none"> ○一昔前の小田原の風景写真を整理する会 ○みんなでお城をつくる会 ○小田原北条の会 等
<p>活用団体・関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般社団法人 小田原市観光協会 ○NPO 法人 小田原ガイド協会 ○小田原箱根商工会議所 ○小田原かまぼこ通り活性化協議会 ○小田原まちづくり応援団 ○まち歩き実行委員会 ○交通事業者 ○小田原市自治会総連合 ○UDCOD（アーバンデザインセンター小田原） 等
<p>保存団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小田原民俗芸能保存協会 ○曾我兄弟遺跡保存会 ○小田原早川上水をつなぐ会 ○おだわら名工舎 ○北條遺跡顕彰会 ○小田原の城と緑を考える会 ○小田原城郭研究会 ○大外郭の会 ○西さがみ文化フォーラム ○自治会 等
<p>所有者</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○寺院、神社 ○個人所有者 等
<p>専門家</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○小田原市文化財保護委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的：文化財の保存及び活用につき、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。 ・委員 10 名

(2) 進捗管理

本計画の進捗管理については、小田原市文化財保護委員会において行います。

関係する各種計画や事業等との整合性を図るとともに、社会情勢・住民ニーズの変化に対応して、適宜計画の見直しを行います。

計画期間中の計画変更について、計画期間の変更、市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更に該当する場合は、文化庁長官により変更の認定を受けます。上記以外の軽微な変更を行う場合には、変更の内容について、神奈川県及び文化庁へ情報提供を行います。

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

進捗の管理に使用する指標及び目標値は、第6章「文化財の保存と活用の基本方針」にある5つの方向性ごとに定めた方針のうち、特に重要であると考えるものを抜き出して次のとおり設定しました。

指標及び目標値

方向性	方針	指標	参考値 (R6)	目標値 (年間)
1	把握調査および詳細調査の実施	地域文化財等の現状把握のため、職員や市民等が行う未指定文化財の調査件数	6件	5件
	文化財の保護と調査結果の整理	国指定史跡に指定された土地を取得し、新規に公有化した面積	257 m ²	200 m ²
2	多様な情報発信の促進	おだわらデジタルミュージアムに新規で公開する文化財情報の件数	—	3件
3	文化財の管理・保存の推進	文化財所有者等が行う修繕等に対する支援（補助金）件数	6件	5件
4	文化財の一般公開の支援	文化財公開事業として実施する、埋蔵文化財公開事業や文化財建造物公開事業への参加者数	7,723人	8,000人
5	民俗芸能等の後継者育成の支援	民俗芸能保護団体や小田原市民俗芸能保存協会が行う後継者育成事業への支援件数	2件	2件